刑政第47巻第6号

矯正図書館

刑政

第四十七卷　六月號　第六號

第十一回國際刑法並監獄會議に就て（卷頭言）	正木亮	2
刑務作業としての軍需工業に就て	鹽野季彥	5
假釋放制度の法律的・政策的考察（下）	東邦彥	12
軍需品作業統制協議會		35
滿洲國監所之沿革（三・完）	鈴木裕	56
集會の基調と工作實際	今西由教	62
英國に於ける刑務所人口の減少に就て（下）	船橋虎雄	68
刑事政策と優種學	ドクトル・ボーネ	77
海外時報		91
雜報		94

財團法人　刑務協會發行

刑政第47巻第6号

（日一月五）　問訪所支和浦の長所務刑表代區各に並長局刑行

矯正図書館

矯正図書館

刑政

第四十七巻
第六號

姫路少年刑務所に於ける受刑者の集團散歩

堂々表門出發の少年達

田井橋畔に於ける激戰

第十一回國際刑法並監獄會議に就て

第十一回國際刑法並監獄會議はプラーグに於ける第十回のそれに於て決議されたところに從ひ愈〻明年即ち一九三五年にベルリンに於て開催されることになりそこで討議せらるべき議題が公表された。

明年の會議に於ても從來の如く之を四部即ち立法、行政、豫防及び少年犯罪の四部に區別した點にはかはりがない。その各々に關する議題に付ては之を他の機會に紹介することゝして玆では特に行刑上の諸問題に關して行刑學徒としてのわたくしの所見を披瀝して置き度いと思ふ。

行政部 Administration 卽ち第二部の第一の質問として提出されるところは行刑上感化及び改善方法の適當なるものは何かといふのであるが、之に對し我が行刑當局は既に大略三個の方針を確立して居ることを知るべきである。卽ち、その一は囚人に對する科學的個性審査を遂行すべきことを企圖して居ること、その二は累進處遇を用ひ、その三は假釋放の運用を擴めること等により囚人を希望の生活に導くことが感化改善の最上の手段たることを明かにして居るが、今日の世界行刑は何れの國の當局と雖この我が行刑當局の方針に共鳴せざるを得ないことは之を否定することが出來ない。

第二に非常時の刑務作業に及ぼす工業及び農業上の失業の影響如何といふ問題が質問されて居るが、この問題は今日我國に於ても屢〻論議され、刑務作業が民業を壓迫するものなりとして常に行刑當局に抗議が提出されつゝあるところと關聯するところが多い。之に對し第三者がいふには、罪なくして失業苦にあへぐ人のあるこの世の中に於て刑務所に失業のないことが矛盾であるといふのである。しかし、その非難は刑務所に向つていふべきではなく失業をなくし、商工農業を十分に庶民に分つべき責任を負擔する國家機關に向けねばならぬところである。それらの國家機關も亦行刑當局も共にその委ねられた人々を失業せしめざるところに各々の責任があるのである。だから、普通社會に失業があるからといつて囚人の職業を制限し又は剝奪するが如きことは論理の上からは是認出來るものではない。

昭和九年五月二十五日の東京朝日新聞に公表されたところの內務省社會局の統計によれば昭和五年の日本人一人の所得は平均年額百六十五圓であるとされて居る。もちろんその所得は一方に偏して居る場合が多いからこの一人の所得を標準として立論することは許されぬところではあるが、とにかく假にこの一人所得を基礎とすれば昭和九年五月三十一日現在の刑務所受刑者人口約五萬四千の所得は七百九十一萬圓迄は許されて然るべきである。この五萬四千人が若し社會生活を營み居たりしならばそれ丈けの所得を爲さしめることを國家の理想とするところであるのである。然るに、囚人なるが故に、囚人にそれ丈けの收入を得せしめることを以て民業壓迫なりとすることは決して容るべき非難ではないのである。さやうな意味に於て、わたくしは此の質問の中民業壓迫の問題は介意するの必要がないと信ずるのである。

しかし、第二の問題としてさやうな不況時代に於て刑務所は如何にして刑務所の失業問題を調整すべきかといふ問題にも逢著するに至るのであるが、稍〻もすれば國家はかゝる刑務所失業問題は之を介意することがないのである。國家が自ら經營するところの事業の中に失業を是認することより甚しい矛盾はあり得るものでない。さやうな點からかゝる場合に於ては行刑上の失業も亦救濟の中に加へられねばならぬといふことを豫め宣言して置かねばならぬ。

第三の質問としては囚人の生活基準 the standard of life は之を一般民衆の生活基準と關聯せしむべきやといふのである。この問題はわたくしは嘗てこの卷頭言に於てブランドステッターの主張を引用して說述したことがあるから玆には要約して之を宣明して置き度いと思ふ。囚人の生活基準はもちろん一般民衆の生活

基準と關聯せしむべきである。しかし、人稍ゝもすれば囚人の生活基準と衣食に窮する者の生活基準とを對比せんとするものがあるがさやうな場合に兩者を權衡せしむることは許されない。何となれば、生活の基準卽ち衣食住のミニマムは貧富の差別なく犯人としからざるものとの分ちなく人たる以上國家は常に之を保障せねばならぬ責務を負つて居るからである。

第四の質問としては自由刑の執行と保安留置との區別、卽ち累進制は保安處分に於ても亦考慮せらるべきものなりやといふ問題が提出されて居る。この問題に對して不幸にして我が政府當局の所見とわたくしの考へとの間には或る程度の異りがあると思ふ。卽ち、第六十五議會に提出された治安維持法改正法律案によれば刑の執行と豫防拘禁とは全く別個の觀念に置かれて居たのである。しかし、わたくしは執行の方面より見て兩者の間に區別のあるべき道理がなく、又兩者が共に犯人を改善しようといふ目的を有する以上兩者の執行方法を區別することは全く意味のない刑事政策を爲すことになるのである。かやうな理由からわたくしは假に兩者が觀念上區別されたとしてもその實行の上に於ては一個の累進制によつて聯絡がとられねばならぬことを主張せねばならない。

その他豫防方面に於ては最近特に刑事學界を刺戟しつゝある斷種の問題が質問されることになつた。曰く近代刑事法に斷種及去勢を用ふることを認むべきや、といふのである。之に對しわたくしは早くから斷種及去勢を用ひねばならぬ人の特性を發見するに必要なる手段、例へば精神病學、遺傳健康學等の發達の未熟なる今日の狀勢を理由として反對して居るが、敢てその理論にまで反對しようとするのではない。只、國際會議としてはこの問題は如何にすれば人權を蹂躙することなくして使用せるゝに至るかを論議すれば足るものと思ふ。

昭和九年五月二十五日夜

正木亮

刑務作業としての軍需工業に就て

——軍需品作業統制協議會席上行刑局長指示——

鹽野季彦

一、本日は在京刑務所長及大阪、廣島、名古屋の三所長に御參集を願ひまして昭和九年度に於ける刑務作業の統制殊に軍需作業の統制に付て熟談協議を煩はすことになつたのでありますが私はその御協議に先だつて一應昭和八年度に於ける軍需作業統制に關する成績を御說明致し且同年中に得たる經驗に基いて今後に對する所見なり希望なりを披瀝したいと存ずる次第であります。

二、御承知の如く軍需品に對する作業統制は昭和七年以降に於て生れましたる刑務作業の經營態樣であります。その目標とする所は從來の如く作業上の收益を第一義とすることなく寧ろその經營の合理化によつて就業者の作業趣味を助長し能率を增進せしめ而して就業そのものに要する責任觀念を助長することにあるのであります。吾人は作業收益の增大するこ

とを嫌ふのではない、只その收益が所謂營業的にして動もすれば投機的なる利益を得ることを避けんとするのであります。その意味に於て我々は我日本行刑に於て最も安當なる作業は軍需作業であることを多年考へて居たのであります。何故に我々がかくも軍需作業を刑務作業の重點としようと考へて居るかに付きましては受刑者が大體に於て軍需品製作に就業することを好み且之に就業することによつて一種の誇りと自負とを感ずる様に見受けるからであります。此の誇りと自負を感ずるところに作業が受刑者を社會に復歸せしむる力を持つことになるのでありまして此の點から見まするとと軍需作業は受刑者敎化には最も好適なる作業であるといはねばならぬのであります。

三、然るに從來軍部と行刑の關係に於きましては軍需作業の斯かる敎化的意義の存在することが毫も理解せられなかつたのでありまして動もすれば右の如き高尙なる目的の下に軍部の御後援を求めたるに際しまして寧ろ侮蔑の目を以て迎へられて居た有樣であつたのであります。然るに最近に至りましては軍部の各方面に於かれまして行刑當局の此の熱誠と宏遠なる敎化理想に對して萬幅の同情を與へられるのみならず寧ろ進んで我行刑當局を指導し軍需作業に對する熟練を要望されるの傾向をさへ示されるに至つたのであります。具體的に申しますると刑務作業を以て寧ろ軍活動の一機構たらしむることの妥當を認められるに至つたのであります。私は軍部に於かれて我刑務作業をしかく理解せられるに至つたことを感謝すると同時に向後の軍需品製作に關して又新たなる考慮を拂はねばならぬことにな

つたのであります。

四、斯樣に軍部諸方面の御同情を得るに至りました結果昭和八年度に於きましては昭和七年度よりも一層多くの製作高を示すに至つたのであります。卽ち昭和七年度に於きましては一年間の總製作高が百二十四萬六千六百九十九圓でありましたのが昭和八年に至りましては總計二百二十五萬九千二百七圓となりまして差引百一萬二千五百八圓の增加となつた次第であります。殊に其の增加の狀態を見ますると獨り東京を中心とする第一區の軍衙の注文が增加したばかりでなく大阪、廣島等に於ても同樣に注文の增加を來しましたことは之全く地方に到るまで刑務作業に對する軍部の御諒解が得られたことゝそれに對する各刑務所長の努力のあつたことを多とする次第であります。

五、然し此の機會に於きまして特に軍部の皆樣に御諒解やら御願ひやらを申し上げて置かねばならぬことがあるのであります。先程も申上げました樣に昭和八年度の軍需品製作高は二百萬圓を突破するの狀況でありますが然しその大部分殊に縫製品を除く其他の品物に至りましては殆んど總てが官司作業で經營しなければなりませぬので行刑當局は素品材料購入の爲に常に莫大なる資金を維持して居なければならぬのであります。然るに今日の財政狀態に於きましては行刑當局が今日以上に就業費を持ちますることは大藏當局が到底承認するものではないのであります。從て我々は能ふ限り多くの軍需品を製作しようと考へまし

ても資金欠乏の爲めに如何とも爲し能はざる場合が生ずるのであります。此の當局の窮狀を察知せられまして今後能ふことならば素品材料を委託せられまして委託作業の形式の下に安價なる勞力を十分に利用せられんことを切望して止まないのであります。又刑務所長各位は此の事情を諒察せられ御歸任後能ふ限り軍衙諸方面に委託作業の必要にして且有利なる所以を諒解せしめらるゝ樣努力せられ度いのであります。

六、次に私は作業統制の一態樣として試みて居りまするブロック統制作業といふことに付て一言致し度いのであります。ブロック統制作業とは現に私が統制致して居ります第一區管內に於て極めて近接して居る巢鴨、小菅、豐多摩、横濱及千葉の五刑務所を以て一組織體と爲し從來此の五刑務所に於て各自行はれて居たところの作業經營及び作業經濟を一括しようとするのであります。而して此のブロック作業の實施機關として各刑務所を代表する委員を以て一の委員會を組織し此の委員會に於て注文の引受、製作の分賦、指導、監督、素品の購入、配付等を行はしめることに致したのであります。ブロック作業の最大の目的と致しますところは先きにも申しました樣に制限されたる作業資金の下に於て最も戒しめねばならぬところの材料の固定を避け區々に購入するよりも一層有利なるべき共同購入の實を擧げ傍ら經營の分賦合理化を期待するにあるのであります。幸にして此の計劃は今日のところ其の當を得て居ると見るべきであります。殊に去る三月中に於て陸軍被服本廠より縫製品製作の臨時緊急作業動員の依賴がありました際に私はその動員作業を如何に速に如何に適正になすべきやといふことをこのブロック委員會に諮問したのでありまして委員會は速に部署を定めて迅速に事を處理し幾らか被服本廠の御期待に添ひ得たことを信ずるのであります。

七、次に只今申上げた緊急作業動員のことでありますが之は先般被服本廠長閣下が刑務作業指導の意味に於て始めて下命せられたものであります。然るに其の結果から見ますると我々が緊急作業といふ名目を付しまするよりも軍部より緊急作業といふ名目の下に演習を命ぜられることが如何に就業者を刺戟し緊張せしむるかは誠に筆紙に盡し難いところがあるのであります。斯樣な演習を若し頻繁に行はれるときは反て痲痺狀態を生ずるの虞れがありまするから願くば一年二回位の限度に於て軍當局より演習作業を命ぜられるならば就業者の指導修練に如何に效果の期待すべきものがあるであらうかを信ずるものであります。

又地方の刑務所長各位は地方の軍部當局と折衝せられ斯樣な演習作業を行はれるに於ては其の點よりも亦當局が利益を超越して刑務作業を以て軍國の爲めに寄與せんとするの意のあるところを御諒解が願へる次第であるのであります。

八、次に軍需品製作に關する指導監督に付て申し上げます。御承知の如く軍需品は其の規格が極めて嚴重でありまして之に反することは嚴禁せられるのであります。從て假令僅かな點でもその規格に反するが如きことがありましたならば如何なる犧牲を拂つても之が改造を爲さねばならぬことになるのであります。

故に今後は軍需品の多量注文がありまして他の刑務所に分賦し共同作業に出づるが如き場

合に於きましては必ず當該技術者を一箇所に招集されまして製作すべき品物の規格製作方法等の研究理解を爲さしむることに注意され度いのであります。今日軍需品製作の技術が相當進歩したことは吾も人も共に認めるところであります。然るに未だ所謂手直し品が非常に多く出て居りまするのは結局指導技手に對し製作上注意すべき點を理解せしめる機會を與へることが尠いからであります故に今後は此の點に十分の注意を拂はれんことを切望する次第であります。

九、次に軍需品に對する製作價格の點に付て申上げるのでありますが此の價格は製作場所に於ける素品材料の相場の高低運賃賃金の差等によつて同一でないのが當然であります。しかし前にも述べました様に軍需品製作の大眼目は收益よりも敎化である。故に其の點に根柢を置きますれば或は商人と伍して値段の競爭をしたり或は競爭入札に參加するが如きことは嚴に戒めねばならぬところであります。各區相連絡を圖り値段の協定を爲し刑務作業は安價にして且堅牢なるが爲め其の需要は日を追ふて增大するばかりであります。從て民間民業より超然たるところのあるを知らしめる必要があることを特に意識され度いのであります。

一〇、最後に銃劍防具に付て一言申し上げて置きます。此の作業は昭和七年初春以來全國の刑務作業中重要なる業種として之を巢鴨、横濱、德島、名古屋等諸所に實施するに至りましたところその成績極めて良好にして今日に於きましては從來の市中に於けるものよりも非常に安價にして且堅牢なるが爲め其の需要は日を追ふて增大するばかりであります。從て民間

の防具商は毎々民業壓迫を理由として之に抗議を提出するに至つたのであります。然し此の種の業種は從來一部の人々によつて壟斷せられ爲めにその價格は異常に高價を維持せられて居るのでありまして今日の程度の刑務作業を以てしては未だ彼等の業務を壓迫したりと認むべきではないのであります。然るにかくも強き抗議の提出せられる所以は刑務所當局が爲さなくてもよい宣傳を爲し或は販路擴張の爲めに價格を安價にするが如き場合があるからであります。私は今日以上に銃劍防具の製作擴張を希望するものではありません。寧ろ今迄に作り得た業績を守り之を洗練して堅實無比の防具を作り上げる様に努力されることに意を用ゐらるべきであります。かく宣傳を止め製作の進歩に全力を擧げるとき決して民業壓迫の批難の起るべき筈はないのであります。

當該刑務所長をして理解せしめられる様取計らはれ度いのであります。

刑政第47巻第6号
矯正図書館

假釋放制度の法律的・政策的考察（下）

東　邦　彦

一　はしがき
二　假釋放制度の基本精神
三　假釋放制度の發達過程
四　假釋放制度の法律上の性質（以上前々號）
五　行刑累進處遇と假釋放
六　短期自由刑と假釋放（以上前號）
七　假釋放制度に對する要請
八　結　語

七

假釋放制度の運用を適確妥當ならしめ、以てその刑事政策的機能を遺憾なく發揮せしむることを得る爲めに要請せられる重要事項として、二つの問題に就いて考察が遂げられなければならぬ。その第一は假釋放の適否審査に關する問題であり、その第二は假釋放期間中の監督指導に關する問題である。

先づ第一に行刑の經過に於て、受刑者の人格が假釋放を爲すに適するに至りたるや否やに就ての價値判斷を誤り、假釋放すべき受刑者を假釋放せず、假釋放すべからざる受刑者を假釋放するが如きことが、若しもありとするなれば、或は受刑者を失望落膽の暗黑裡に顚落せしめ、或はそれが爲めに社會を犯罪の危險に曝すの結果を招來することゝなり、本制度の目的とする處のものを達成し得ざるは勿論、自由刑本來の使命はこれが爲めに破壞されることゝなるのである。私が本論文の冒頭に述べた本制度の數多き刑事政策的機能は孰れもこの判斷が正鵠を失せざる場合に限るものであり、然らざる場合に於ては、その一として實現し得るものは無いのである。されば假釋放の適否審査を如何にして正確妥當ならしむべきかと謂ふことは本制度に關する最も重要な問題の一であると謂はなければならぬ。

現行刑法第二十八條は『懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者改悛ノ狀アルトキハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄スルコトヲ得』と規定してゐるのであるが、その本質的要件は『改悛ノ狀アルトキ』と謂ふことである。刑法改正草案第百八條は『改悛ノ情顯著ナルトキ』と謂ひ、獨逸刑法第二十三條は『行狀善良ナリシトキ』(gut geführt haben)となし(一)、伊太利新刑法第百七十六條は『行狀善良ナルコトヲ證明シタルトキ』(二)となし、又佛蘭西法は行狀善良にして作業に勉勵なることを表示したことを要件としてゐる(三)。これ等は各々その表現を異にするとは謂へ、その本質的意義に於ては變る處がない。即ち本制度の本質が受刑者の善行、換言すれば受刑中相當期間監獄に面倒を掛けなかつたこと

に對し報酬として與へられる恩典では無くて、受刑者を善良な市民として社會に復歸せしむる爲めに彼等を累進的に改善する一機構である以上は、假釋放の本質的要件たるべきものは、過去に於て行狀が善良であつたと謂ふことではなくして、釋放後適法な秩序ある社會生活を營み得る見込が確實なこと、卽ち受刑者の社會的危險性が矯正治療され累犯の虞が無くなつたことでなければならないのである。

されば假釋放の適否審査と謂ふことは、受刑者の過去及び現在の客觀的な行狀の良否に就ての標價ではなくして、その人格の將來の危險性の有無に就ての價値判斷である。從て本制度の生命的要素である處のこの審査判斷を適確妥當ならしむることは、最も困難な仕事であり、其處に種々なる要請の實現されなければならない所以が存するのである。この點に關して先づ第一に問題となるのはこの價値判斷は如何なる機關に依つて爲されるのが適當であるかと謂ふことである。

現行制度は、受刑者ニ付假出獄ヲ許ス可キ事情アリト認ムルトキハ典獄ハ(中略)司法大臣ニ具申ス可シ、受刑者軍法會議ニ於テ處斷セラレタルモノナルトキハ前項ノ具申ハ司法大臣及ヒ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ之ヲ爲ス可シ」(監獄法施行規則第百七十三條)となし、典獄に處分の發動を爲すの權限、卽ち假釋放具申權を認めてゐる。勿論假釋放許否決定の處分は司法大臣(軍法會議處斷受刑者は司法大臣及び陸海軍大臣)の權限に屬するものであるから、典獄が假釋放の具申を爲しても主務官廳に於て許可しない場合もあり得るのであるが、主務官廳の審査は書面審理であるに對し、典獄の意見を尊重することとなるのである。これと反對に典獄が假釋放に適せずと認め假釋放の具申を爲さゞる者を主務官廳が發動して假釋放する場合はあり得ない。故に假釋放の具申權が典獄に專屬し、典獄の具申が專らその專恣な自由裁量に委ねられてゐる限り、假釋放に就ての受刑者の運命は一に典獄の掌中に握られる結果となるのである。

もとより、典獄は日夜監獄内にあつて受刑者に接觸し、之を指導監督するの地位にある關係上受刑者日常の行狀、人格等に就き最も詳細な認識を有すべきものである。又實際上この事がプラーグ會議に於ても是認されたやうに、世界一般に執行猶豫制度に比較して假釋放の豫見の方が遙かに確實であると謂ふ成績を示し得た所以でもあるのであらう(四)。しかしながら典獄其他の刑務官吏如何に明敏なりとは謂へ神にあらざる限り、受刑者の眞の人格を把捉するに就き絶對に誤りなしとは斷言し得ない。殊に典獄が行刑のエキスパートであればあるだけ、其處に重大な過誤に陷るの危險も存するのである。受刑者日常の行狀や就業狀態の良否等の外面的事實に捉はれて稍々ともすれば彼等の内面的心情の洞察を誤り、その眞の人格を判斷するに就きその正鵠を失するの虞なしとは何人も保證し得ないのである。又他の一面に於て假釋放が受刑者を社會に復歸せしめんとするものである以上、過去の犯罪に對する現在の社會の感情の良否、假釋放が社會一般に及ぼす影響如何等も充分に參酌考慮されなければならないのであるが、その點に就ては典獄は必ずしも明に判斷を下し得るものとは謂ひ難い。かく觀察するときは、假釋放の適否の判斷を妥當なものとする爲めには、その審査判斷を刑務官のみの專ら掌ると

ころとはしないで、これに他の要素殊に民衆的要素を加味した刑務委員會(五)を設け之に社會的常識的判斷を爲さしむることが要請されることゝなるのである。この刑務委員會なるものは累進制と共に、行刑の教育化を遂行すると共に、他方に於て行刑上個人の自由の保障を全うすることを期する爲めに缺く可からざる制度であるが(六)、行刑に關與して最も重大なる機能を發揮し得るのは、假釋放の適否の審査判斷に於てゞある。一九一〇年のワシントン會議が假釋放に就て特別の委員會を設置するの必要があると謂ふことを決議した所以も亦この理由に基づくものである(七)。人或はアメリカのパロール・ボードが必ずしも良好なる成績を收めてゐないる事實を指摘して、刑務委員會の行刑關與に反對するかも知れない。しかしながらアメリカに於ける不成績は、パロールの本義を理解せず、事に當りて不熱心な委員の責任に歸すべきもので あつて、制度そのものゝ罪ではないのである(八)。

わが現行制度に於ては未だ刑務委員會制度は認められてゐない。しかし昭和六年以來設けられた少年受刑者の假釋放審査協議會は一種の變則的刑務委員會と看做すことが出來る(九)。刑務法豫備草案は之を認め『刑務所ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ刑務委員會ヲ置ク、本法其ノ他ノ法令ニ依リ刑務委員會ノ評議ニ付スヘキ事項ニ關シ急速ヲ要スルトキハ刑務所長ニ於テ專行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ次ノ委員會ニ其ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス』(第五條)として居る。この刑務委員會は、行刑上獨居拘禁の期間を一年以上延長する場合(第二十七條)、二十圓を超ゆる作業賞與金減削又は十五日を超ゆる屛禁を科す場合(第八十四條)、逃走者の領置物を沒取する場

合(第九十八條)、累進處遇上上級に屬する受刑者を中間刑務所又は中間區に收容する場合(第百十三條)、少年又は準少年受刑者の獨居拘禁期間を三月以上繼續せんとする場合(第百四十四條)、累進處遇上上級に屬する少年受刑者又は準少年受刑者にして行狀特に善良なるもの其の父母病氣危篤其の他特別の事由ある場合に於て誓約を爲さしめ相當の期間を限りて歸省せしむる場合(第百五十一條)、刑務所長已むことを得ざる事由ある場合に未成年受刑者の爲親權者又は後見人の職務に屬する行爲を爲す場合(第百五十五條)等に於てその評議を經べきものとされる他『受刑者ニ付假釋放ヲ許スヘキ事由アリト認ムルトキハ刑務委員會ノ評議ヲ經テ司法大臣ニ許可ノ申請ヲ爲スヘシ』(第百二十三條)とされてゐるのである。

假釋放の適否審査と謂ふことに關して第二に問題となるのは、この價値判斷は如何なる標準に據つて爲さるべきものであるかと謂ふことである。假釋放の適否の判斷が典獄の廣汎な自由裁量に委ねられ、その專恣により主觀的に決定される場合には、假釋放により行刑を教育化し且又個人の自由の保障を期待することは至難である。されば一九一〇年のワシントン會議に於ても『假釋放ハ恩惠トシテ專擅的ニ與ヘラルヘキモノニアラスシテ、特定ノ法規ニヨリ與ヘラレサルヘカラス』と決議したことであつたが、特定の法規は我が刑法第二十八條に於けるが如く單に『改悛ノ狀アルトキ』と謂ふが如き極めて簡單な標準を設くるのみでは、決して典獄の自由裁量を妥當ならしむることを得ない。故にそれ以上に審査判斷の要領を規律し、典獄の自由裁量に軌道を設けることが要請されるのである。我が司法當局が昭和六年に『假釋放審査規程』(昭和

六年五月二十五日司法省訓令行甲第一、一二八號)を設けたことは、この意味に於て重大なる意義の存することである(一〇)。

第三に問題となるのは、この價値判斷は如何なる方法に依つて爲さるべきものであるかと謂ふことである。假釋放の審査が刑務官の自由なる心證のみに基づいて爲されることは、往々にしてその判斷の正鵠を失する處があるものであるとすれば、その審査に就き科學的方法の採用せらるべきことは極めて當然な要請であると謂はなければならぬ。しかしながら科學的審査の要請は單に假釋放のみに就ての問題ではなくして、行刑全般に對して要請せられる處のものである。既にクララ・マリア・リープマンも『教育行刑の目的とする處のものは、現代の教育學の思潮の趨く處と同じく、犯罪者の動的な力を把捉し、之を發達せしめ、之を教育せんとすることにある。それは實に被教育者の發達可能性や發達能力を成年の場合に於ても亦少年の場合に於ても等しく、從來知られなかつた完全さで評價せんとするのである。されば既に早くより各個別的教育過程の最初に於て詳細なる人格調査を爲さなければならぬと謂ふことが認められてゐたのである』(一一)と謂つてゐるが、この人格調査に就ては科學的方法が採用せらるべきものである。この種の研究の導火線となつたのは、一八八五年羅馬で開催された第一回國際刑事人類學會が、監獄の犯罪人の臨床的研究の必要を決議したことにあるが(一二)、その最初の目的は犯罪原因の探究等の特殊な研究に重點を置いたものであつたので、それが次第に行刑處遇の上に利用されるやうになつて來たのである(一三)。一九二五年のロンドン會議に於ては『獄監內ニ囚人ノ科學的

研究ノ爲メノ施設ヲ爲スコトハ希望スヘキコトナリヤ、コノ施設ハ犯罪ノ原因ヲ明カニシ、且個々ノ犯人ニ對スル處遇ノ正シキ方法ヲ見出ス爲メニ役立ツモノナリヤ』との議題に對し、『囚人ハ未決既決ノ別ナク總テ特ニ技能アル醫師ニヨリテ身體及ヒ精神ノ檢査ヲ受ケサルヘカラス、而シテコノ目的ノ爲メニ監獄ニ適當ナル施設ヲ設クルノ必要アリ。カヽル組織ハ犯罪ノ生物學的、社會的原因ヲ定ムルニ役立チ、又各犯人ニ對シソレニ適當セル處遇ヲ定ムルニ役立ツヘシ』と決議して居るに過ぎない。我國に於ては昭和二年以來少年犯人の科學的分類を爲すため市谷刑務所に於て精神病學的診査を行ひ、又豐多摩刑務所に於て心理學的診査を行ひつゝあるが、未だ行刑處遇一般に利用されては居ない。然しながら行刑累進處遇令は『受刑者ノ個性及心身ノ狀況ニ付テハ醫學、心理學、教育學及社會學等共ノ判斷ヲ爲スニ必要ナル知識ヲ基礎トシテ調査スベシ』(同令第九條)とし、受刑者の人格調査を科學的、實證的基礎の上に立ちて爲すべきことを要求して居るのである。昭和九年一月一日よりこの行刑累進處遇令が實施されると共に、受刑者の人格の科學的調査と謂ふことは、現實の問題となり、各刑務所で種々なる研究が試みられることゝなつたのであるが、同年三月二十九日から三日間司法省に於て開催された刑務所醫務主任會同に際しては司法大臣の諮問事項の一として『行刑累進處遇令第九條ニ依ル受刑者ノ個性及心身ノ狀況ヲ調査スルニ有效適切ナル具體的方策如何』と謂ふことが論議され有益なる答申が爲されたことは、我が行刑の科學化への動向を物語るものとして注目に價するものである(一四)。かくの如く科學が行刑の基礎として是認せられ、或は受刑者を矯

正治療するために有效な働きを爲し得るときに、玆に初めて行刑の教育化が徹底せしめられることゝなるのであり、同時に亦假釋放が恣意專擅の世界から解放せられることにもなるのである。

假釋放制度に對する要請として考究すべき第二の問題は假釋放期間中の監督指導に關する問題である。假釋放期間中の監督は實に假釋放の實質を爲すものであり、その成否は一にこれによつて決せられるとも謂ひ得る本制度の生命的要素である。從て假釋放者に對する監督を如何なる機關を以て爲し、又如何なる監督方法を採るを妥當とするかと謂ふことは極めて重要な問題となるのである。

先づ第一に問題となるのは、假釋放者に對する警察監督の是非と謂ふことである。現行制度に於ては假釋放者は原則として『警察官署ノ監督ヲ受クルコト』(監獄法第六十七條第一項第二號)になつてゐる。卽ち假出獄取締細則(明治四十一年司法、內務兩大臣連署、司法省令第二十五號)に依れば、假釋放者は住居の地を管轄する警署官署の監督を受け(細則第一條)、假釋放後遲滯なくその職業其他生計に關する見込を立て屆出づる他、每月一回出頭してその結果を報告しなければならぬ(細則第十一條、第十二條)ことになつて居り、又監督警察官署は假釋放者をして正業に就き善行を保たしむる爲め必要なる訓示を爲し又は之が爲め必要なる行爲を命ずる(細則第十三條)ことになつて居る。この警察監督は勿論舊刑法に認められた監視(一五)の如きものではなく假釋放者の利益の爲めに之を保護監督し、その社會復歸を助長すべきものである(一六)。然るに

警察官署は犯罪檢擧の職務遂行の必要上、往々にして假釋放者の保護救濟の方面を等閑に附し監督の實質が監視と異ならざるが如き方法を以て爲され、爲めに却て彼等の社會復歸の障碍となる場合が決して少くない。このことは獨り我國許りではなく、假釋放者に對し警察監督の制度を採用せし世界各國が稀なる例外を除き(一七)、等しく嘗めた苦い經驗であつたのである。されば一九二五年のロンドン會議には『刑執行猶豫又ハ假釋放ニ付セラレタル者ニ對シ國家、團體又ハ個人ニヨリテ爲サルル監督ヲ最モ有效ナラシムル方法如何』と謂ふことが論議され、その決議に於ては警察監督を否定してゐるのである(一八)。かくて假釋放者に對しては警察監督に代るべき眞に彼等の社會復歸を助成するに力ある監督機關の設けられるべきことが要請せられるのである。かゝる監督制度として一般に是認されてゐるのは保護觀察の制度である(一九)。大正十五年の臨時法制審議會が我が刑法改正の綱領の一として『假出獄ノ要件ヲ寬大ニシ、其他假出獄ニ關シ受刑者ヲ保護スル規定ヲ設クルコト』を決議し、昭和六年の我が刑法改正草案に於て、執行猶豫者(草案第九十八條)と共に假釋放者(草案第百十一條)に對して保護觀察(草案第百四十四條乃至第百四十八條)の制度を設くるに至つたのは、この意味に於て正當であり、現行制度に比較して喜こばしき改善進步であると謂はなければならぬ。草案によれば、この『保護觀察ハ本人ヲ保護司ノ觀察ニ付シ、保護者ニ引渡シ又ハ寺院、教會、保護團體若ハ適當ナル者ニ委託シテ之ヲ爲ス』(第百四十四條)ものであり、又『保護觀察ヲ行フニハ本人ノ更ニ罪ヲ犯ス危險ヲ防止シ且本人ヲシテ正業ニ從事セシムル爲適當ノ處置ヲ爲スコトヲ得』(第百四十七條)ることになつて居る。

保護司の制度を設けたことは注目に價するものであるが、恐らくその員數に於て制限を受くるものと思料せられるから、保護司のみの活躍により假釋放者に對する監督指導の徹底を期することは至難であらう。從て私設保護團體の發達は依然として希望されなければならぬ。

この點に關聯して一言したいのは、假釋放者に對しては執行監獄官廳に於ても或る程度の指導監督を繼續し、彼等の社會復歸の援助を爲すことが假釋放を行刑敎化の延長として效果あらしめる爲めに望ましいと思ふのである。このことは既に小河滋次郎博士により主張された處であり(二〇)、現行制度に於ても實行せられつゝある處であるから(二一)、將來の保護觀察制度を具體化する場合に於ても充分考慮せらるべきことであると思ふのである。唯だ執行監獄官廳より假釋放者を指導監督する場合に於て留意せらるべきことは、それが爲めに本人の雇主其他の第三者に本人が釋放者なることを明瞭ならしめ、よつて失職其他の不利益を蒙るが如きことなきやう愼重なる方法が採らるべきことである。警察監督が非難される所以の一も亦實にこの點にあるのであり、既に一八九〇年のピータースブルグ會議に於ても釋放者の行狀、正業等の調査照會を警察より本人の雇主或は工場主等に出すが如きことのなかるべきことが決議されてゐるの一事に就ても反省せらるべきである。

最後に殘された問題は、假釋放者に對して如何なる程度の指導監督を爲すべきかと謂ふ問題である。この問題を解決することはやがて又如何なる意圖を以て假釋放すべきかの問題を解決することにもなるのである。假釋放者に對する指導監督は累進的に爲さるべきものであり彈力性をもつたものでなければならないと謂ふことに就ては曩に述べた通りであるが、この監督は如何なる限度迄要求せられるものであるかに就ては二つの對立した意見がある。この問題は主としてアメリカに於て論爭せられてゐるのであるが(二二)、その第一說は形式的監督を以て足れりとし、第二說は友情的援助の必要を主張するのである。第一說を主張する者は『假釋放は累犯の危險性なしと認められた者、即ち社會に釋放するも他の援助を藉らずして獨立獨行し得ることが確認されたものに對して許されるのである。且又それは正常な社會生活への準備期間でもある。故に餘りに煩瑣な指導監督をすることは必要ない許りでなく、それによつて却つて本人が自ら進んで事に當る獨立獨行の精神を滅却してその社會復歸の妨害となるものである。故に指導監督は單に本人が條件に違背せざるや否やを監督し、時に觸れて適當な忠告を與ふる程度で充分である』と謂ふのである。この見解は又行刑敎化の完成された者のみを假釋放すべしと謂ふことにもなるのである。第二說を主張する者は『假釋放は實に之によつて行刑敎育を徹底せしめんとするものであるから、假釋放者に對しては强力なる援助を必要とし、拘禁中に於けるよりも一層熱心な指導を要求せられるものである。若しもこれなきときは、その釋放前に彼に對して爲された總ての仕事は徒勞に歸せざるを得ない』と謂ふのである。この見解は犯人の改善敎化の本質的活動は彼が監獄から釋放せられたる後に於て爲さるべきものである。卽ち假釋放は行刑の遂げ得ざりし處のものを完成して犯人の社會復歸の實を擧ぐるの

作用を營むべきものであると謂ふ見地に立脚するものである。今兩說を比較考量するに、假釋放者に對し必要なき程度に迄監督指導を與へることは一面に於てその自立獨行の精神を滅却せしめ、他方それが寧ろ一種の生活干渉となり、却て彼等の社會復歸を妨げる結果を招來する處あることは極めて明であるから、その點に就ての第一說の主張は正當であると謂はなければならぬ。しかしながら行刑教育は決して拘禁生活のみによつて完成されるものではない。この點に就ては曩に引用したリープマンの言葉が想起せらるべきである。しかも果してそれが效果を收め得たるか否かは受刑者の釋放後でなければ確定し得べきものでない。從て假釋放は再犯の危險性なしとの豫想の下に、且行刑教育を之によつて完成せんとする意圖を以て爲さるべきものである。されば假釋放者に對しては、行刑に於けるより以上の熱心にして愼重な指導監督が爲されなければならないことは謂ふ迄もない。故に私は第二說に左擔するものであるが唯だその指導監督の程度は何處迄も本人の行狀如何を顧慮して寬嚴その宜しきを得るやうに爲さるべきことを主張するものである。アメリカに於けるパロールの實際に於ては、その監督は殆ど形式的に行はるゝに過ぎず、パロール・オフイサーは單に假釋放者が條件に違背せざるや否やを監視すること以上の何ものをも爲し得ざる實狀にある。これは主としてアメリカのパロールの組織が貧弱でありパロール・オフイサーの負擔が重きに失するが爲めであるとされてゐる(二三)。將來我國に於ても保護觀察制度が實現するものとしても、この點に就て充分の考慮が拂はれなければ、それは現行の警察監督以上の何ものでもあり得ないことゝなるであらう。

尙アメリカに於ては假釋放者の累犯を防止する爲めに、集團の影響を利用し、例へばニューヨークの州立感化監からパロールされたものに對しては俱樂部が設けられ、毎月講演會を催したり或は讀書室、玉突場其他の娛樂場の設備を爲し彼等の隨時利用を許し、又プレストン産業學校(Preston School of Industry)に於ては假釋放者月報を發行して、善行を爲した者、報告を怠つた者、或は失敗した者の氏名を掲ぐる他、パロール中の少年達に對する訓告を載せること等によつて假釋放者の失敗することを防止せんとしてゐる。これは面白い試みであつて我國の假釋放に就ても充分學ぶべき價値のあるものと謂はなければならぬ。

一　獨逸刑法第二十三條は『長期ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者其刑期ノ四分ノ三、少クトモ一年ヲ經過シ其間行狀善良ナリシトキハ其承諾ヲ得テ之ヲ假ニ出獄セシムルコトヲ得』と規定してゐる。

二　一九三〇年の伊太利刑法第百七十六條は『五年以上ノ自由刑ニ處セラレタル者其刑期ノ二分ノ一、累犯者ナルトキハ少クトモ其刑期ノ四分ノ三ヲ經過シ且繼續的ニ行狀善良ナル・コトヲ證明シタルトキハ假釋放スルコトヲ得但殘刑五年ヲ超ユルコトヲ得ス』と規定してゐる。(Dr. K. Bunge, Das Italienische Strafgesetzbuch vom 19. Oktober 1930, S. 82.)

三　佛蘭西に於ける假釋放を規定した特別法たる一八八五年九月一四日の法律(Sur les moyens de prév nir la r cidive (lil ration conditionnelle, patronage, réhabilitation))第一條は『フランス及ヒアルヂエリーノ各種刑務設備中ニ、受刑者ノ改善及ヒ假釋放ノ準備ニ利益アラシムル目的ヲ以テ、受刑者ノ行狀及ヒ勞働ニ就キ日常表示サレタル處ノモノニ基礎ヲ置ク紀律的制度ヲ設クヘシ』となし、その第二條にはこの第一條に掲げられた紀律的要求を勞働と行狀により滿たした受刑者に對し、初犯者にして刑期六月未滿の者は收監後

三ヶ月、然らざるものは刑期の二分の一、累犯者にして刑期九月未滿の者は六ヶ月、九月以上の者は刑期三分の二を經過したとき假釋放を爲すことを得べき旨を規定してゐる。(Vergleichende Darstellung, Allg. IV, S. 532 ff.)

四　木村龜二教授『フラーグの國際刑法及び刑務會議』(刑事政策の諸問題、四七八頁以下)には次の如く述べられてゐる。『會議の第二回では執行猶豫と假出獄の方の成績について論ぜられた。これについては諸種の報告があつたが、その報告では兩者の中、假出獄の方の成績が非常に良いといふことが人々の注意を惹いた。元來執行猶豫は初犯者に與へられるが故に成績が好い筈である。然るに實際上は假出獄の方が豫見が確實であるといふ事實の存することが認められたのである。その理由として は假出獄の與へられる數は少いのに反し、執行猶豫は機械的に與へられて居ること、及び假出獄は刑務所内での囚人の人格の認識を基礎としての上で行はれるのに反し執行猶豫は裁判官の印象と訴訟記錄に依つてのみ行はれるが故に豫見が不確定であることが明らかにせられた』。

五　刑務委員會の制度については、正木亮學士『行刑上の諸問題』(昭和四年)五二頁以下、に『刑務委員會とは、監獄官吏の惠恣を調節し、さうして犯人に對する改善目的を助長せしめんとする範圍内に於て監獄官吏以外の者を行刑に關與せしめる一の組織である。その如何なる程度に於て行刑に關與せしめるかに依つて、刑務委員會の組織權限は自ら同一ではない。單に假出獄にのみ關與せしめむとする所謂假出獄委員會 Parole Board 監獄官吏が公正なる執行を爲すや否やを觀察し、同時に受刑者の情願を聽取せしむる所謂巡閲委員會 Visiting Committee 行刑の監督機關として是認せられる所謂監督委員會 Aufsichtskommission 及び典獄の職務をして公正ならしむべく專ら典獄の評議機關たらしめる評議委員會 Gefängnisbeiräte 等國によりその構成を異にして居るが、要するに、何れも刑務委員會なるカテゴリーの中に納めることが出來る』とされてゐるが、刑務委員會を監督機關とすべきか、はた之を評議機關とすべきかの問題に關し『監獄官吏が常に嚴格なる監督の下に立つ場合、受刑者が能く其の監獄官吏を信賴し得るや否やは經驗的にのみ判斷し得る事實である。苟も監獄官吏の人格の反影が受刑者の改善に至大なる關係を有することを肯定することが出來る行刑に於て典獄を單純なる監獄事務家たらしめむとするが爲めに委員會を執行機關とし又監督機關とすることは、わたくしの首肯し能はぬところである。典獄の專恣を調節し、他面に於て典獄に對する受刑者の信任を保存せしめむとすることは相反した考へ方のやうである。茲に於て刑務委員會は、之を評議機關と爲すことが妥當視されねばならぬ』とされてゐることに特に注意が拂はれなければならぬ。Liszt, Aufsätze I, S. 334 ff.

六　牧野英一博士『刑法に於ける重點の變遷』(昭和四年)五五頁。

七　Sir Evelyn Ruggles-Brise, Prison Reform at Home and Abroad, 1925, P. 174.

八　パロール・ボード Parle Board は何時囚人を假釋放するかを決定すると共に、その附隨義務として假釋放中の囚人を監督するのであるが、アメリカ各州に於てその組織を異にしてゐる。多くの州では典獄や教誨師がそのメムバーとして重要な働をしてゐる。他のメムバーは農夫や商人、勤め人、銀行家等一般に刑罰改良なんかと謂ふことには殆ど無關心な人々であつて、彼等は典獄の吹聽に依つて指導せられ、囚人が柔順なことや、再過なきことを誓約したことや等の報告を聽いてパロールの承認を決定する場合が多い。殊にメムバーの大部分の人々はパロールの本義は囚人が監獄當局に何等面倒を掛けなかつたことに對する報酬として刑を減縮されるものだと誤解し、審査判斷に關しては殆ど興味を持てゐない。このことは郡町村等のパロール・ボードに於て殊に甚だしいのであるが、ニューヨーク市に於けるが如く所謂『獨立假釋

放委員會』(independent parole board)が專ら事に當り、そのメムバーがその全時間をこの仕事に捧げてゐる處ではその成績比較的良好のやうである。(Cantor, Crime Criminal and Criminal Justice, P. 355, Sutherland, Criminology, P. 526.)

九　この少年受刑者の假釋放審査協議會は監獄法第四條第二項の判檢事の監獄巡視權を應用し、昭和六年六月十一日行甲第一、一九九號、司法次官通牒「假釋放適否審査ニ付判事及檢事ノ少年刑務所巡視ニ關スル件」により設置されたものである(正木亮學士、監獄法概論、四六頁以下)。

一〇『假釋放審査規定』に關しては、立案者たる正木司法書記官の『犯罪性の治療測定と假釋放』(警察研究、第二卷第九號)、同監獄法概論、三三頁以下、及び拙稿、假釋放審査規程釋義(鹽野季彥監修、最新行刑令釋義、一三七頁以下)。

一一　Dr. Clara Maria Liepmann, Die dynamischen Aspekte der Sozialdiagnose. (Rechtsstaatsidee und Erziehungsstrafe, 1930, S. 152.)

一二　Über den Ersten Internationalen Congress für criminelle Anthropologie. (Blätter für Gefängniskunde, Bd. XX, S. 201ff)

一三　Thorsten Sellin, Prison Tendencies in Europe (Journal of Criminal Law and Criminology. 1931. Febr.)

この種の研究を試みたヨーロッパに於ける先驅者は一九〇七年の白耳義ブラッセルのフォレスト監獄で、その創始者はヴェルヴェック(Dr. Louis Vervaeck)である。白耳義の行刑制度が改善せられ、個別處遇を基調とするやうになると共に、一九二〇年には刑事人類學部(Service d'anthropologie p'nitentiaire)が設けられ、總ての累犯者、刑期三ヶ月以上の初犯者を醫學的、精神病學的、心理學的、社會學的見地から科學的に研究し、その結果に基づき刑事人類學部から刑務所長に對し、各ケースに就き決定した事項を通報し個別的な治療乃至教育に就き指示を與へるのである。審査は(イ)受刑者の處遇標準とする爲め、その身體及び精神の健康診査、(ロ)受刑者の職業指導の綱領を決定する爲

めの適性、技能及び趣味の調査、(ハ)受刑者の釋放後の保護の上に參考とすべき、その者の還境調査に分たれてゐる。(Delierneux, Evolution of the Prison System in Belgium, Annals 1931. P. 180.)

獨逸に於て有名なのは一九二四年に、バイエルン政府がミュンヘンに近いストラウビング監獄に設けた實驗室で、これはフイールンシュタイン(Dr. Theodor Viernstein)が掌宰して、犯罪生動學的研究をやつてゐる。(Der Stufenstrafwollzug und die Kriminalbiologische Untersuchung der Gefangenen in den bayerischen Strafanstalten, 1926. S. 40 ff.) 又ザクセン政府は一九二五年に生動學的研究の爲に實驗室を設け、フェッチヤー(Dr. R. Fetscher)をして之に當らしめて居り、プロイセンの各地監獄にも犯罪生物學的審査部が設けられてゐる。

オーストリアに於ては一九二七年にグラーツ大學刑事學研究所監督の下にカルラウ監獄で臨床的研究を開始したが、これは構造心理學を基礎として人格調査を爲すものである。

伊太利ではデイ・チュリオ(Di Tullio)が一九二九年にローマのレヂナケリ監獄で犯罪人の臨床的研究を始めた。

ソヴイエット・ロシアに於ては各聯邦を通じて十二以上も犯罪研究所があるが、その中で最も重要なのは一九二五年に設立された『國立犯罪及び犯罪人研究所』であつてこれには刑務官、社會學者、心理學者、精神病學者及び行刑學者が參加し一般看守の代りに女性の助手が用ひられてゐる。この助手はいづれも大學で精神科學竝に社會科學を專攻したもので、この助手が直接囚人を指導すると共に必要事項を觀察して報告する。この報告は他の特殊研究の結果と相俟つて、處遇目標を決定する上に利用されるのである。これに次で有名なのはモスコーの『犯罪及犯罪人の人格調査局』であるが、之は一九二三年の設立で、最初は市の警察部所屬であつたが、最近國立となり、モスコーの拘禁所ばかりでなく、總ての監獄の囚人に就き臨床的研究を行つてゐ

る。これには法律家、精神病學者、人類學者、心理學者が參加してゐる。アメリカに於ては、早くからクリアリング・ハウス(Clearing House)の制度が發達し、犯罪人を科學的に研究し、その結果を裁判上、或は行刑上參考としたのであるが、その最も良く發達したものは、ニューヨークのシン・シン監獄(Sing Sing Prison)のクリアリング・ハウスであつて、此處にはニューヨーク州で有罪判決を受けた總ての受刑者が送られ、その生育關係、職業關係其他犯人の人格に就て心理學的、教育學的、精神病學的研究調査が行はれ、これを基礎として拘禁分類や處遇方針が決定されてゐる。

會同は本問題を福岡刑務所醫務主任醫學博士左座金藏他六名の委員に附託し結局次の如き答申をしてゐる。『受刑者ノ個性及心身ノ狀況ハ醫學的、心理學的、教育學的社會學的觀察ニ依リ之ヲ調査ス。(一)醫學的觀察。(イ)遺傳關係。祖父母、父母、叔伯父母、兄弟姉妹、子孫ニ就キ左記ノ有無ヲ調査ス。a犯罪者、b悖德者、c變質者、d大酒家、e遺傳的疾患及畸形、尚ホ遺傳學的檢索資料トシテ兄弟姉妹の數ヲ調査ス。(ロ)發育史。a胎生期、b娩出期、c幼兒期、d學齡期、e思春期、尚ホ教育程度及學業成績ヲ調査ス。(ハ)既往病歷。(ニ)現在狀態。身體、a體格等位(强健、中等、薄弱)、b疾病畸形、c女子ナレバ娠產婦ナリヤ否、精神、a正常、b異常、異常ヲ左ノ三種ニ區分ス『眞正精神病』—躁鬱病、早發性癡呆、癲癇性癡呆、其他『精神變質症』—神經質、「ヒステリー」性變質症、癲癇性變質性、體質性沈鬱症、體質性興奮症、偏執性變質症、奇矯性變質症、衝動性變質症、色情異常性變質症、其他ノ變質症、『精神發育制止症』—魯鈍、癡愚、白癡。左ニ揭グルモノハ行刑累進處遇不適トス。1身體虛弱立業ニ堪ヘザル六十五歲以上ノモノ、2娠產婦、3作業ニ適セザル聾啞者、失明者、4四肢切斷者其他高度ノ先天的後天的不具者、5癈疾者、6高度ノ癡愚及白癡、7高度ノ精神變質者、8精神病者、但精神病者ニシテ輕微ナルモノニ對シテハ程度ニ依リ累進處遇令ヲ適用シテ可ナル者アリトス。左ニ

揭グルモノハ處遇上過激運動(角力、柔劍道等ノ如キモノ)、急速運動駈歩等ノ如キモノヲ爲サシムルハ不適トス。1氣管支、肺、肋膜等呼吸器ニ障碍アルモノ、2心臟、脈管等循環器ニ障碍アルモノ、3腎臟、肝臟等新陳代謝器ニ障碍アルモノ、4脫腸アルモノ、5貧血ノモノ、6其他慢性疾患ヲ有スルモノ。左ニ揭グルモノハ處遇上養護ヲ要スルモノトス。1心臟辨膜病、實質肥大其他心臟ノ障碍ヲ有スルモノ、2腦出血ノ既往症ヲ有シ又ハ發生ノ虞アルモノ(高血壓症)、3呼吸器薄弱ニシテ生活ノ狀態ニ依リ發病ノ虞アルモノ、4拘禁性精神病ヲ發スル虞アルモノ。(二)心理學的調査。(イ)體構型。體構型ハ左ノ如ク分類ス。1肥滿型、2鬪士型、3細長型、4發育異常型、5混合型。(ロ)氣質型。氣質型ハ左ノ如ク分類ス。1溫情氣質(躁鬱性氣質)、a輕揚型、b中庸型、c鈍重型、2冷情氣質(乖離性氣質)、a過敏型、b中庸型、c鈍麻型、3混合氣質。(ハ)知能。知能ハ左ノ如ク分類ス。1天才、2上知、3普通、4下知、5精神薄弱。(ニ)性格。1性格ノ構成、a印象力ノ强弱(情緒ノ高低)、b保持力ノ良否(記銘力ノ良否)、c咀嚼力ノ良否(理智的統制ノ良否)、d遂行力ノ强弱(意志遂行力ノ强弱)、2性格ノ類型、甲、感情强烈ノ能動的精神强力者(印象力强、遂行力强)、a平衡ノ型、b輕揚ノ型、c偏執ノ型、d激情ノ型。乙、感情强烈ノ受動的精神弱力者(印象力强、遂行力弱)、e憂鬱ノ型、f空想ノ型、g强迫觀念ノ型、h意志薄弱ノ型。丙、感情冷却ノ能動的精神强力者(印象力弱、遂行力强)、i理智ノ型、j虛勢ノ型、k悖德ノ型、l衝動ノ型。丁、感情冷却ノ受動的精神弱力者(印象力弱、遂行力弱)、m理想主義ノ型、n無關心ノ型、o粘液質ノ型、p無氣力ノ型。(三)決定。(イ)社會的豫後上ノ分類。a改善可能累犯性少キモノ——肥滿型體構ノ溫情氣質、b改善困難累犯性多キモノ——鬪士型、細長型、發育異常型體構ノ冷情氣質。(ロ)戒護上必要ナル分類。a周圍ニ危險多キモノ——輕揚ノ型、偏執ノ型、激情ノ型、悖德ノ型、衝動ノ型、b周圍ニ危險少キモノ——强迫觀念ノ型、意志薄弱ノ型、理想主義ノ型、無關心ノ型、粘液質ノ型、無氣

力ノ型。(ハ)作業上必要ナル分類。a作業成績可良ナルモノ——平衡ノ型、輕揚ノ型、偏執ノ型、激情ノ型、理智ノ型、虚勢ノ型、b作業上成績不良ナルモノ——憂鬱ノ型、空想ノ型、強迫觀念ノ型、意志薄弱ノ型、理想主義ノ型、無關心ノ型、粘液質ノ型、無氣力ノ型。(ニ)教化上必要ナル分類。a教化可能ノモノ——平衡ノ型、憂鬱ノ型、理智ノ型、理想主義ノ型、b教化困難ノモノ——激情ノ型、意志薄弱ノ型、衝動ノ型、無氣力ノ型。』とされてゐるのである。

一五 舊刑法附則第二十一條に曰く「監視ハ主刑ノ終リタル後仍ホ將來ヲ檢束スル爲メ警察吏員ヲシテ犯人ノ行狀ヲ監視セシムルモノトス」と。これは附加刑として認められたのである。獨逸にあつては警察監視が刑罰なりや保安處分なりやに就て論爭されてゐる。Carl Hafner, Polizeiaufsicht. (Handwörterbuch der Kriminologie, Bd. II. S. 309 ff.)

一六 小河滋次郎博士、監獄法講義六一六頁。

一七 アイルランドに於ける假釋放者に對する警察監督は成功し良好な成績を收めたと謂はれてゐる。Aschrott, Strafensystem und Gefängniswesen in England, 1887, S. 298, 299, Franz von Holtzendorff, Das irische Gefängnissystem insbesondere die Zwischenanstalten vor der Entlassung der Sträflinge, 1859, S. 108 ff,

一八 本議題に對する決議は大略次の如きものであつた。『條件附處罰者及ヒ假釋放者ニ對スル監督ハ警察ニヨリテ爲サルヘキモノニアラス。コノ監督ハ國家ヨリ補助金ヲ受ケ且國家ニヨリテ監督セラルル、私設團體、又ハ官立若ハ半官立ノ組織體ニヨリテ爲サルルヲ適當トス。條件附處罰者及ヒ假釋放者ニ對シテハ總テ强制的監督ヲ爲スヘク、確定釋放者ニ對シテハ任意的監督ヲ爲スコトヲ正當トス(シ)』と謂ふのである。(Frede-Sieverts, Die Beschlüsse der Internationalen Gefängnis-Kongresse 1872—1930, 1932, S. 106.)

一九 正木亮學士『警察監督より保護觀察へ』(警察研究、第三卷第九號)

Heinz Brandstätter, Entlassenenbehandlung und -fürsorge. (Handwörterbuch, S. 289.)

二〇 小河滋次郎博士前揭六一七頁。

二一 假出獄取締細則第十四條によれば、監督警察官署は六ヶ月毎に假釋放者の行狀の良否、職業の種別及勉否、生活の狀況、親族との關係其他の事項を假釋放執行の監獄に通報することになつてゐる。監獄がこの行狀報告を受けたときは、各事項を假釋放者行狀調査簿(明治四十三年司法省訓令第五號)に記載し、これに基き適當な指導方法を講ずることになつてゐる。即ち行狀善良な者に對しては益々奬勵を與へ、苟も惡交、家庭の不圓滿、職業怠慢其他行狀不良と認むる者に對しては通信教誨を施し、或は教誨師等を親しく訪問せしめ善意の干渉を試み若くは警察官署に對し爾後の行狀に付て特別の報告を求むる等彼等の社會復歸を援助すべきことになつてゐるのである。明治四十年典獄會議注意事項參照。

二二 Edwin H. Sutherland, Criminology, 1924, P. 537—544.

二三 Sutherland, ibid. P. 539. によれば一九一六年にはニュージャーシーに於ては一人のパロール・オフイサーが平均千二百五十一人の假釋放者の監督に當る有樣であり、ニューヨークにあつては三百人に一人の割合であつたと謂はれる。アメリカ各州の中でパロールの最も良く發達したイリノイズに於てすら一人當り一百人を超過するの實狀にある。

八

監獄は囚人を社會から隔離して教育せんとするが、こゝに自由刑制度の避くべからざる矛盾が存するのである。拘禁生活は囚人をして不知の裡に自己が社會の異端者であり、除外者なり

との觀念を懐かしめ、遂には社會そのものを敵視するに至る。かゝる行刑教育の必然的な缺陷は國家がその偉大なる愛と憐憫とを以て犯人を抱擁し、社會自らが熱心誠實なる指導監督によつて犯人の保護に當り、彼等をして社會の味方として、社會の一員たるの責任觀念を鞏固にし、その再生の意氣に燃えしむることを得たる場合に初めて之を除去し得るものである。

國家は權力の主體であると同時に好意の主體でなければならぬ。國家は社會の秩序を維持する爲めに刑罰權を行使して犯人を社會から排除することが出來る。しかしながら國家はその排除されたる者に對しても好意を捨てるべきものでは無い。彼等を再び善良な國民として社會に復歸せしむる爲めのあらゆる努力が拂はれなければならぬ。假釋放制度こそは國家の犯罪人に對する好意の顯現であり、刑罰制度の上に於て本制度が妥當に運用される場合に於て刑罰は初めて單純な害惡たるの性質から解放されることゝなるのであり、國家の好意として果實を結ぶことを得るのである。(終)

軍需品作業統制協議會

司法省行刑局では四月三十日、五月一日の兩日に亙り、各區代表刑務所長並びに在京各刑務所長を本省に招集し、軍需品作業統制協議會を開催する處があつた。陸軍側からは被服本廠長代理齋藤二等主計正並びに林造兵廠作業部長が列席せられた。

司法次官訓示

一　本日刑務作業統制に關して各區代表刑務所長及在京各刑務所長の御會同に際し私より四五の點に付て所見を披瀝して各位の御參考に供し度ひと思ひます。

二　刑務作業の統制は一昨年來實施せられたるところでありますが爾來僅々二箇年の經過に過ぎないに拘はらず其の成績は洵に優良でありまして製作の分賦普及就業者の能率向上、製品の出來榮の進歩した點等に到りましては數年前の夫れと比すべくもないのでありますが之は結局各位が作業統制の眞意を理解せられ努力を拂はれた結果に外ならないのであります。之に依て作業の使命は自らの中に達せらるることになるのでありますが然し作業統制は實施以來日未だ淺く猶考慮すべき點が尠くないのでありますから今後に於ても一層の研鑽を加へられんことを切望する次第であります。

三、近時刑務作業が進歩發展するに連れて作業上の生産高も急激に增加するに至りまして昭和八年度に於ける調定高は約七百七十萬圓に到達せんとする勢ひであるといふことであります。然し斯くの如く生産高が增加致しますると當事者は稍もすれば其の資金回收といふことを忘れ或は能率向上を强要するが爲めに就業者の思索や技巧を犧牲に供する場合が起り易いのであります。資金回收の原理を忘れて作業を經營するときは其處に資金缺乏が起ることは當然のことでありますし又就業者の思索や技巧を蹂躙する作業に敎化的意義の存する理由はないのであります。聞くところによると昭和八年度の作業成績は非常に良好でありましたが二、三の刑務所に於ては徒らに調定の多からんことのみに努め其の回收率の如きに至つては僅々十一割にも到達せざるものもあつたといふ

ことであります。又徒らに能率を強要するが爲めに就業者が只機械と同じく働いてそこに何等の思索をも拂ふことなく出來榮の下等なるものも少くなかつたとのことであります。作業統制の使命は卽ち此等の點をも調整するにあるのでありますから各位は將に夫等の點に付き萬全の注意を拂はれねばならぬのであります。

四　最近民間業者の間に於て官業の廢止又は制限に關する陳情を爲すものが尠くないのであります。而して、夫等の謂ふところによれば刑務所は其の莫大なる資金と安價なる勞力とにより或場合には民間商人と競爭入札を爲し又或場合には卽賣會又は陳列會等の名目の下に巧妙なる宣傳販賣を爲し以て民業を壓迫するといふのであります。私は大體に於てかかる陳情理由を措信しないのでありますが然し聞くところによりますると地方刑務所に於ては頻繁に卽賣會を擧行して外部よりは反て民業壓迫との非難を蒙り內に於ては徒らにお祭さわぎを爲し內部行刑を顧みないとの非難を受けつつあるものもあるのであります。かくては從來理想として居たところの卽賣會による行刑に對する社會の理解喚起を超へて非難の的をつくることになるのでありますから各位は向後之等に關しよろしく管內の作業經營を統制せられねばならないのであります。

五　最後に一言申し上げて置かねばならないことは作業職員の行動に關する一事であります。先に述べました樣に最近の作業事務が著しく擴張され從て之に伴ふ材料の購入、素品及製品の運搬等に關して商人との關係が日に增し密接となりまする關係上稍もすれば此等の者より種々なる誘惑を受け其の爲めに瀆職事件を發生することが決して一、二に止まらないのであります。苟も身司法の一員に屬し然も犯人の改過遷善に當らんとする刑務職員でありながら自らが拘禁されるが如きことがありましては行刑の威信はその一事より地を拂ふに至るのであります。行刑は敎育であると云ふことは今日に於ては何人も疑はないのでありますがその敎育の衝に當る職員に如斯ことがありましては行刑敎育は竟に破滅せねばならぬことにならねばならぬのであります。各位は今後の作業統制上此の點に付て篤と考慮を拂はれ各各の管內より一の不正事件をも出さないやうに十分なる努力を拂はれんことを切望して止まないのであります。

協議事項

一、刑務所に於て施行すべき軍需作業の種類を限定するの必要なきや

一、軍需作業に就業せしむべき受刑者の指導及補充方法如何

協議會經過

鹽野行刑局長　協議會に移るに先つて、被服本廠長代理齋藤二等主計正の御挨拶がありますから御淸聽を願ひます。

齋藤二等主計正　本日は被服本廠長が生憎都合があつて出席致されませんので、私が代理として一言御挨拶申上げる次第でありますが、私はこの機會に軍需品作業に對してのみなさんの御骨折に對し深く御禮申上ぐると同時に、二三の希望を申述べて見たいと存じます。希望と申しても、昨年六月に本廠長からこの席上ですでに申述べられたことでありますから、何も事新しくこゝに繰り返す必要はないのでありますが、折角の好機會とも存じますので、私からも一二附け加へて置きたいと存ずるのであります。軍需品の製作については事局以來刑務所側の御盡力を願つて、本廠としてもまことに好都合に感じてゐる次第でありますが、御承知の通り、一昨年以來中小商工業者救濟の作業が起り、私共の方の製品も主としてその方面のことに重きを置かねばならぬ立場に在りますので、刑務作業の利用については、遺憾乍ら十分の期待を有ち得ない關係にあるのであります。從つて本年度に於ける註文も、大體に於て從來と大差のない程度で御願ひ致すことになるのではないかと想像いたしてをります。で、過去二ケ年間の業績に徵しますと、昭和七年度は十九萬圓、八年度は十七八萬圓といふ程度でありましたが、今年度もやはりその程度のものであらうかと推測されますので、何卒その邊宜しく御含み置きを願ひたいのであります。次には希望でありますが、これは私共の方としても每度隨分御無理を御願ひしてゐるやうなわけで、或は一時に多量の製作を御依頼するとか、又は速急な仕事を持ち込むとか、みなさんとしても可なり御迷惑を感ぜらるゝ場合も多々あらうと想像いたしてゐるのでありますが、私共の第一の必須條件として特にみなさんに御願ひ申上げたいことは、納入の期日を嚴格に守つていたゞきたいといふことであります。勿論刑務所側としても種々の事情もおありのことであらうし、必ずしも當方の註文通りにはなり兼ぬる點もあるかも知れませぬが、御承知の通り軍需品の製作は、期限といふことが誠

に八ケ間しく、多少でも期限に遅れると、當局としては非常に困難な立場に陥るといふやうな場合もあるのでございますから、御無理でもこの點は特に〳〵御考慮を御願ひいたしたいと存ずる次第であります。次には先刻局長閣下の御言葉にもありました、規格と仕様の點であります。これ等の點に關しては私共の方でも隨分と細かい面倒な要求を持ち出す關係もあり、旁々私共の註文通り理想通りとまでは行かないとしても、出來得る限り御配慮を御願ひしたいのであります。當方としても見本品を各製作刑務所全部へ御配布いたすやうにすればよろしいのでありますが、物によつてはそこまでの運びがつきかねまするので、その際は何卒統制刑務所に於かれて、適當に複製若くは複寫なすつて、要旨の適確な說明と共にこれを各作業刑務所へ御廻し下さるやうに願へれば、規格、仕様に關する理解が徹底的に行き亘つて何かに好都合であらうかと存ずるのであります。次には各作業刑務所に於ける標本の試作並に提出が、種々の點でうまく行つてないやうに思はれるのでありますが、これは品物の製作に着手さるゝ前に、是非試作をして標本を完成され成るべく早く御提出を願へるやうにすれば、當方としてもそれに基いて又何かの希望等を申し上ぐることも出來

従つて事後の作業の進捗上にも蹉跌を來すことが少からうと存ずるのであります。更に今日は各作業主任の方々も御出席のやうに見受まするのでこの機會に從來の製作品に對する檢出品の狀態につき一、二御參考のため申し上げて見やうと思ひます。御承知の通り製作品の出來榮えに關してはその都度御注意申し上げてをりますので、逐次改善されつゝあることは事實でありまするが、しかし——これには刑務所側としても種々の事情もおありのことでありませうが、昨年度の狀態と一昨年度の狀態とを比較して、忌憚のないところ、昨年度の分が一昨年度の分よりも好成績である、といふことを申し上げかぬる實狀に在りますことは、御同樣遺憾を禁じ得ない次第であります。二三の例を申せば襦袢の如き綿製品の製作には、例へばボタン一つの附け方、疵物或は汚れといつたやうなことについても隨分細い規定があつて製法が一定してゐるのでありますが、出來上りを拜見すると、やゝもすればそれが所定通りにいつてないのが相當多いのであります。言ひかへれば若干手を省いた、とも見ゆる形跡があるのです。ホンの僅かのことでありますが、軍需品としては、ボタン一つでもちがつてゐては、折角の仕事もイザといふ場合に用をなさぬといふやうな結果にな

るのでありますから、何卒今後はそれ等の點に十分御配慮あつて御指導願ひたいと存じます。又靴下の如きは大體が機械製ですからいゝとしても、最後の尖端のかゞり工合とか又目おちとかの極く些細な點でとかく缺陷が出來やすいのであります。大量生産のものだけに餘計にさうした傾向が目に立つといふ關係もありますので、其點も一層の御考慮が願はしいのであります。折角の製作品が、左樣な小部分的な手落ちや缺陷のためにその效果を減殺するといふやうなことになつては甚だ遺憾に堪えないのであります。更に背嚢の製作でありますがこれ又檢出品がよく出るのであります。元來背嚢はその製作がワリに六ケしいもので相當の熟練を要するのでありますが刑務所の製所品中には、未だ技術に熟練しない、極く初歩のものが製作したのではないかと思はるゝやうな出來榮えのものを相當數多く發見するのであります。勿論作業上何かと御都合もありませうが、少くも仕事の主要な點に關しては、事情の許す限り熟練者をして從事せしめ、以て製品の要點に缺陷を來すことのないやうに御配慮を願はれますれば幸と存じます。右は心付きましたホンの二三の例について申し上げたにすぎませぬが、その他作業上の極く些細な點に關しては仕樣書にも明記してない

個所もございますので、それ等の點は見本品を篤と御覽になつて、その通りに御製作願ひたいのであります。從來の例で見ますとそれ等の點に多少遺憾があるかのやうにも思はれますので、一層の御研究と御考慮とを希望いたす次第であります。以上何やら刑務作業の缺點ばかりを數へ立てたかのやうにも見えまするが、時間の關係もあり、この席上では單に一層の改善向上に對する當方の希望のみを申し上げることにして、刑務所側の御盡力御研究に對して日頃感謝の意を表してゐるやうな點は殊更に申しひかへることにいたした次第であります。

鹽野行刑局長　ではこれから協議會に移りますが、本日の協議事項は二つあります。で、先づ第一の「刑務所に於て施行すべき軍需作業の種類を限定するの必要なきや」といふ事項から始めます。これについて正木書記官から一應の御說明を願ひます。

正木書記官　この問題に關しては多分各刑務所共通の考へを有つてゐらるゝだらうと思ひます。事局以來軍部の刑務作業利用の傾向が特に著しくなつて來たのでありますが、當方としても軍需品の製作は行刑の根本目的たる敎化上に非常に有利であるといふことを發見しましたので、爾來軍部と行刑局との折衝が非常に頻繁となり

從つて當方からも軍部へ向け盛んに註文取りに出かける。出かければ刑務所では何でも出來ます、どんな御註文でも引き受けます、といふやうなことをいふので、軍部の方では、或は多少無理だとは思はれても、言はれるがまゝにいろ〳〵な品物の製作を御依頼になる、といつたやうなわけで、今日刑務所の軍需作業は非常に多種多様となつて來てゐるのであります。從つてその中には刑務作業としてはどうかと思はるゝものもありますので例へば濾水器、防蚊覆面といふやうなものは、數量も少いし、仕事も面倒であり、第一にこの種の製作には刑務所としては平素の訓練といふものがないのであります。唯何でもやります、と言つた手前、イヤともいへず引き受けてやつてゐるのであります。ですが同じ金屬工でも濾水器は少量であるが、鋲鋲となると頗る多量です。多量で、從つていつも仕事があるので、刑務作業としては最も適當のものと考へられます。そこで刑務作業としては技術の訓練の關係もあり、濾水器や防蚊覆面の如き少量で仕事の面倒なものはこれをやめて、鋲鋲のやうに多量にある仕事だけを引受けて、その引受けた仕事の訓練に主力を注いで行つた方がよくはないか、といふ問題が出て來るのでありますが、その邊如何なものでせうか。又木工については、現在被服本廠からの註文といへば例へば背嚢の中枠であるとか、又造兵廠、火工廠ならば彈藥箱であるとか、主としてさういつたものでありますが、これ等は數量も多ければ、仕事も比較的に簡單でありますが、しかし防毒面格納箱といふやうなものになると、一寸勝手が違つて來るので、自然手直しをさせられるやうな場合が數々出て來るのであります。それで規格を尊重するといふ意味からいつても、業種を限定してその方面の訓練に主力を注いで行つた方がよくはないか、といふことが考へられるのであります。要するに刑務作業はこれを大別すれば、木工、金屬工、縫製工といつた數種のものになりますが、その中には又多種多様の業種があつて、一々數へ立てれば數十種或は數百種にも上るだらうと存じます。それを刑務所が全部引受けて、受刑者に對し一々その訓練を施さねばならぬといふことは、刑務作業の性質として果してどんなものであらうか。これはやはり種類を限定して、刑務作業として最も適當と認むるものゝみを引受けることにした方が技術の訓練上にも都合よくはなからうか、と思はるゝのでありますが、それ共、各位の御考へとしては、やはり從來通り、何でも出來る、何でも引受けてやる、といつた立前

で、種類を限定しない方がよい、といふことになりませうか、その邊のところをはつきり決めて置きたいと思ふのであります。それが決つてゐれば、當方としても何かの方針を立てる上に好都合なわけであります。

谷内小菅刑務所長　結論から申し上げますが、私は種類を限定して、漸次これを擴張して行くのがいゝ、と思ひます。何でも引受けるといつたところで、實際上製作出來ないのでは何にもなりません。ですから一應註文の品種を訊いて、自分ンとこの工場で製作出來るものだけを引受けるといふことにして、漸次にその範圍を擴張して行く方針を取つたらいゝと思ひます。

吉田豐多摩刑務所長　種類は或程度限定した方がいゝと思ひます。軍需品の種類によつては現在の設備を擴張したり、又特別の設備を必要としたりするので、急には軍部の要求に應じかねるやうな場合があります。現に私が小菅にゐたとき、鋲鋲の製作に多くの設備を要するので、その爲め工場を一つ明けさせたことがあります。又豐多摩でも砲彈を作りましたが、設備が不完全な上に時間がかゝつて、急の間に會ひかねたことがあります。そんなわけですから、種類はやはり或程度限定しておくがいゝと思ひます。

辻大阪刑務所長　この問題が出たについては、局の方で何かお困りの事情でもあつたのですか。

正木書記官　いや別に困つたといふ事情もありません。唯現在のまゝで進めば業種は殖える一方なので、すでに軍部との諒解がある以上、斷續的に多岐に亘る訓練を施すよりも、繼續的に限定的の訓練を施して、その方面の熟練工を養成することに努力した方が、軍需作業の第二期に入つた今日の方策としては、發展の一階段としても、むしろ當然ではないかと考へたからであります。

河邊名古屋刑務所長　名古屋でやつてゐます軍需作業といへば洋裁、皮工、メリヤス等でありますが、各種何人といふ定員をきめて訓練を施してゐます。そしてその範圍内に於ては何時でも軍部の註文に應じ得られるやうにしてゐます。しかし一歩進んで、軍部の方から、定員に應じて註文の品物を決定して下さるやうに、軍部との諒解が成り立つことになれば一層可からうかと思つてます。

椎名廣島刑務所長　軍需作業には自ら限度があると思ひます。何でも引受けるといつても設備がなければダメであるし、又極めて少量の業種や、規格が非常に八ヶ間しいものなどは刑務作業本來のものではないと思ひま

す。しかしそれ等特種のものを除いては拳銃ひて種類を限定しなければならぬ必要はないと思ひます。今後業種は益々多くなるかもしれませんが、出來ることならむしろ多い方が望ましいのですから、その邊はその時々に宜しきを制することにして、例へば軍部から註文の品目を一應見せて貰つて、當方で出來るものだけをマークするといつたやうな方法をとり、その點軍部との諒解を得たらどんなものかと思ひます。

岡部巢鴨刑務所長　刑務作業が軍需品を取り入れてからは相當年所を經てゐますが、現在の如くに繁盛となつたのは極く最近のことであります。ですから見方によつては未だ取入れ方が少いのではないかとも考へられ、從つて今日のところでは、未だ業種を限定する程度には達してゐないとも思はれます。で、この問題は、今後より以上に軍部と密接の關係を保ち、より以上に軍需作業を取入れた曉に於て、始めて到達し得る問題ではあるまいか、とも考へられ、その邊相當研究の餘地があらうかと思ひます。要するに種類の限定といふことは、一度は逢着すべき問題としても、もう少し先きへ行つてからのことだらうと存ぜられます。

辻大阪刑務所長　私も大關巢鴨所長と同じ程度の考へを有つてゐます。今後一層軍需作業に深入りするためには、出來るものは成るべく多く引受けてやるやうにして漸次その範圍を擴張して行くことが必要だと思ひます。と言つても、刑務作業にはその性質上自ら限度のあることですから、その限度を保ちつゝ、しかも出來るだけ多く多種多量の註文を引受けて行くのが良策であると思ひます。勿論規格の統一といふことも十分考慮しなければなりませぬが、しかし例へば防毒面格納箱の如き規格の八ケ間しい、負擔の多いものでも、ともかく引受けてやつてゐる中には、自ら受刑者の職業訓練に資するところも多からうかと思はれるし、又間接には職員の技能もそれによつて自ら磨かれて來るといつた利益もあるだらうと思ひます。要するに種類は限定せずに、出來る限りの範圍で、多種多樣の註文に應じて行くことにした方がいゝと思ひます。

吉田豐多摩刑務所長　軍需品も新しいものは訓練がないので、とかくうまく行かないやうです。以前蚊帳――といつても、頭にかぶる一寸したものですが――を引受けて作つて見たのでありますが、受刑者が不慣のために軍部の要求通りに行きかねて檢出品がうんと出たことがあります。受刑者は概して新しい品物を作ることを喜ぶのですが、職員の方でよく呑み込んでゐないので、思ふやうに參りません。將來新規な品物が續出するやうなことにでもなれば、とても刑務所ではこなし切れないと思はれます。延いては期日を嚴守出來ないといふやうな場合も生じて來ませうと思ひますので、やはり種類は或程度限定しておくがいゝと考へられます。

辻大阪刑務所長　豐多摩所長の御話も御尤もですが、私の方の工場の實例を一寸御話し致しますと、これは大阪支廠からの註文なんですが、最初は工場の狀態から見て多少掛念もあつたのですが、先方の掛員の方からも實際の狀態を見ていたゞき、ともかくパラシュートの製作を引受けることゝなつたのです。これは大量でもあり、作業訓練上にも結構のことゝ思ひましたので、當方から無理に御願ひしたやうなわけだつたのです。で、工廠の技手の方に御出張を願つて、その御指導の下に製作を始めて見たのですが、結果は案外に良好で、最初に考へてゐた困難は聞もなく突破してしまひました。これば主として受刑者が新規な品物の製作に興味を有つといふことゝ、それに軍需品の製作だといふので特に熱意を感じたことに因ることであります。加之、職員の方ではかりによく解らないとしても、受刑者の中にはその方面の仕事に相當年期を入れたものなどもあつて、旁々非常に好都合にいつたのであります。現在では市場へも澤山に出してゐますが非常に好評を得てゐます。尤もそれまでには相當苦心も重ねましたので、受刑者も殆んど文子通り寢食を忘れて仕事に勉强したやうなわけでした。只今では麻の紐の結び方等について、工廠と當方と共同してその工程の研究に沒頭してゐる次第ですが、何れは相當の效果を擧げ得ることと樂みにしてゐます。刑務所としては、荷も大量の註文である限り、少々の犧牲は拂つても、あらゆる困難を突破して一步々々深入りして行くがいゝと思ひます。次には藥嚢の製作でありますが、これは最初專門家の德田大佐が刑務所にお出でになつて、刑務所の工場では無理だらうといふやうな御話しだつたのですが、これ亦當方から無理に御願ひして試みに製作を始めて見たのです。最初は不出來で、殆ど一掃されてしまつたのですが、漸次に訓練を積んで、現在では殆んど無檢査でパスするといつた狀態にまで進んで來てゐるのであります。最近では隨分大量に頂戴してゐるので、統制作業中の最も重要なる業種として、各刑務所へも夫々分配してやつてゐるやうな有樣であります。

岡部巢鴨刑務所長　私も補足の意味で實例を一つ申し

上げませう。私の方では軍部の御援助によつて傳書鳩の往復通信に成功したのでありますが、それが機縁となつて近頃は軍部からの御依頼で移動鳩舎の製作に従事してゐます。最初は指導者の方も、刑務所でこれが出來るとは思はれなかつたのでありますが、指導を受けてゐる中に漸次に訓練も出來、従つて軍部の方でも刑務所の作業に漸次御理解を深められて、果ては今日では軍部の方から進んで、こんなものを作つてはどうかといふやう御話さへも出る位になつたのであります。軍部との接觸が密接になればそれに應じていろ〳〵又新しい道が開かれて來るのであります。その意味で、或程度は積極方針で、進む所までは進んで行くがいゝと思ひます。

鹽野行刑局長　豐多摩は初犯で短期のものが多いからその點に困難な事情がありはしないか。

吉田豐多摩刑務所長　ひとり豐多摩に限らず、何れの刑務所でもさうだと思ひます。一ケ所の工場で何でもかでもの製作を引受けるといふことは、元來社會通念に反することだと思ひます。優良品を作るためには熟練工が必要であり、従つて種類は一定してゐるのが本當だと思ひます。殊に軍需作業は期日が殊の外八ケ間しい上に、釘一本の打ち方から、ミシンの穴の數までがチヤンと一定してゐるのでありますから、心得のないものでは出來ないことです。

山本大阪刑務所看守長　この問題については先づ作業設備の關係を考慮してかゝることが必要だと思ひます。木工とか縫製品とかならば大體設備も完備してゐるし、受刑者としても相當の經驗を積んでゐるので、多々益々辨ず、といふだけの準備もあれば、又希望も有つてゐるのでありますが、一方金屬工とか、鍛冶工とか、その他機械製作の作業となりますと、設備も不完全であり、技術も幼稚な點が多々ありまして、私共としても餘り多くの自信が有てないのであります。しかしこの點に一段の改善進歩を加へさへすれば、或程度までは、自信も有ち得るのであります。何れにしても、私共の方では從來の經驗から見て、種類を限定しなければならぬ、といふ程の必要を感じてゐません。

三角名古屋刑務所看守長　名古屋に關する限り、種類限定の必要はございません。名古屋では、先づ名古屋工廠との間に、本年度はこれ〳〵の規格でこれ〳〵の品物を作る、といふことの話し合ひが出來て、それから價格の話となるのであります。それに名古屋にはその道の心得のある軍隊出の技手もゐますので、大さう便利です。

尤も特別のものは御斷りすることにしてゐますが、今までのところさうしたものはございません。

福山小菅刑務所技師　私は就任後日が淺いので格別の意見とてもございませんが、唯軍需作業を引受けるについても軍部がもつと刑務所を信用して下すつて、出來ることなら、出納簿も見せていたゞき、又本年度の豫算はこれ〳〵だが、君の方でこれ〳〵の仕事を引き受けてやつてくれるかどうか、といふ工合に、差支ない限り當方に軍部の内情を御打ち明け下さるやうに御願ひ出來れば萬事に好都合かと思つてゐます。又さうすればブロック作業の趣旨にも自ら添ふことになるではないかと考へてゐます。

井川巢鴨刑務所技師　この問題について考ふべきは、第一に作業資金の問題ですが、刑務所の作業資金には豫算の關係で自ら限度があります。従つて軍部の註文だとて、これを全部引受くることの出來かねる場合もあらうと思ひます。ですから刑務所の方針としては、受刑者の職業訓練に最も有效にして且つ作業資金を確實に運用し得るやうな軍需品のみを選んでこれを引受けることにしたがいゝと思ひます。さうすれば納入期日も確實になるし刑務作業の確實性を認めて貰ふ上にも好都合かと思ひます。一部分の加工に過ぎないやうな軍需作業はむしろお斷りする方が、刑務作業の眞價を發揮する所以だらうと思ひます。では刑務所としては如何なる軍需品を引受けたらいゝかといふ問題ですが、私の考では今後軍部と協同連絡して研究を重ねて行けば、刑務作業に利用し得べき軍需品は今日以上まだ〳〵澤山あらうと思ひます。従つて今日では種類を制限するといふやうな程度にはまだ達してゐないと思ひます。それには代表刑務所が先づ軍部と連絡してその點を研究し、或は軍部から民間へ出してゐる品物等をも見せて貰つて、それが刑務作業として適當なものならば當方にもやらしていたゞく、といふやうな方法をもとつて、新規な作業を次ぎ〳〵と物色して行くがいゝと思ひます。さうすれば從來刑務所では出來ないものゝやうに考へられてゐて、やつて見れば優に出來得るといふやうな作業も多々發見し得るだらうと思ひます。そして代表刑務所からこれを管内各刑務所の能力に應じて夫々分配してやるやうにすればいゝと思ひます。要するに今俄に軍需作業の種類を限定するといふやうなことをせずに、むしろ刑務作業として適當な軍需品の分野をいやが上にも廣く深く開拓して、以て刑務作業の確實性と有效性とを益々增加して行くのが本當かと

思ひます。ですからこの問題は相當の期間をおいて、それ等の點に關する各代表刑務所長の調査報告を待つて決定した方が可からうかと思ひます。

津久井廣島刑務所技師　刑務所の設備と受刑者の技能の程度によつて、軍需品をどの範圍に引受くべきやといふことは自ら分つてゐる筈だと思ひます。設備と技能がふことは自ら分つてゐる筈だと思ひます。設備と技能が現在のまゝで、新しい仕事、變つた仕事をドシ〳〵持ち込んで見ても始まらないことですが、しかし一面、刑務所としては時代の進運に伴つて新規な仕事も始めなければならないし、その點で軍部に利用して貰へれば結構だと思ひます。いつまで現狀維持も困りますが、しかし多少のことなら現狀のまゝでも努力次第で都合はつくことゝ思ひます。だがこの問題は本來は私共から申し上ぐべきことではなくして、本省當局の御方針一つでいかやうにも御決定になるべきものではないかと存じます。刑務作業として本質的に適當であり、又教化上にも有效だと御認めになる作業は、御遠慮なく刑務所におやらせになるがいゝと思ひます。といつて何の設備もないのにそれやれ、では困りますから、その場合は本省に於てよく御調査の上、被服廠關係所在地の刑務所に新にそれ相應の設備を施して下さるがいゝと思ひます。尤も新しい種類といつても、一時的のもので後が續かぬやうなものでは折角の設備が無駄になりますからこれは考へ物だと存じますが、新規なものだからといつて遠慮して、手を引込めるには及ばないと思ひます。私の方では新規な仕事でも設備さへして下されば、收容者の能力は大體判つてゐること故、この程度の仕事ならやれるとか、又やれないとか、常識的にすぐ判斷がつきます。かりに區內の刑務所でやれないとすれば、他の區へ持つて行つてもいゝでせう。折角乘りかけた船です、進む所までは進むがいゝと思ひます。種類限定といふやうなことになりますと、現場の當事者一寸意氣銷沈の形となりませう。もつと積極的の氣持で進むがいゝと思ひます。

工東豐多摩刑務所技師　軍需作業は、資金、設備並に技能の關係から、事實上或程度の制限を受けてゐること〻思ひます。で當分の所は、この制限範圍內に於て出來るだけの訓練を重ねて行くこと〻し、一層の好成績を擧げ得た曉に、更に次ぎの段階に進んで行くことにしたらどうかと思ひます。つまり一步々々足固めをして、漸進的に範圍を擴張して行くわけです。その中には、刑務作業として適當なもの——回收步合の點に於ても、又職業訓練の點に於ても——をいくらも發見し得るだらうと思ひます。

鹽野行刑局長　だん〳〵實際家の御意見を承るに、大體刑務所が軍需品の製作を大量に引き受けるやうになつてから日も未だ淺いので、刑務作業として適當な軍需作業が、現在のもの以外にまだ〳〵澤山あるかも知れない、從つてその種類を限定するかどうかをこの協議會で決定しなければならぬといふ程度に達してゐないといふ御意見のやうに伺はれます。實はこの問題については本省に於ても未だ十分の調査は出來てゐないのです。現在では唯各刑務所の設備や能力に應じて、その都度の仕事を引き受けてをり、新しい品物とても現在の設備や能力でどうにか間に合はせ得るものゝみに限られてゐるやうな有樣であります。軍需品の製作は他の作業に比して、受刑者の心理に與へる效果が豫想外に大きい、つまり軍需作業は、教化の見地からいつて、刑務作業として最も適當なものであるといふことが事實上に確認せられてゐるのでありますし、又廣く國家的の見地からいつても、軍需品の製作は種類、數量等に最も嚴秘を要すべきものであるが、刑務作業とすればそれが比較的容易に嚴守出來る、といふやうなわけで、旁々當局としては今後軍需品の製作を以て刑務作業の中心に置きたいといふ考へをひます。

有つてゐるのであります。しかし行刑當局の方でばかりその考へを有つてゐても、その趣旨が肝賢の軍部方面によく徹底しその諒解を得るのでなければ事はうまく運びません。軍部の諒解を得るためには要するに、軍需品製作にいやが上にも立派な成績を擧げて、刑務作業の優秀さを事實の上に示して行く外はないのでありますから、刑務所としては、いかなる困難を排しても軍需品の製作に苦心努力を重ね、その好成績を期待しなければならぬのであります。勿論國家非常の際には刑務所としても十二分にその能力を發揮しなければならぬことであるから、出來れば平素に於ても多種多樣の業種に亙つてその修練を積んでおくことが望ましいことであるが、しかし刑務作業である以上、その根本目的たる教化といふことを忘れてはならず、その意味に於て大體の方針としては、軍需品の中でも、刑務作業として最も適當、妥當なる業種を選んで、主としてこれに從事せしめ、餘力を以て臨時の註文をも併せ引受けるやうにしたならば、行刑の目的にも稱ひ、同時に國家非常の場合にもお役に立つことが出來やうかと考へます。そこでいかなる業種が刑務作業として最も適當、妥當であるかといふことは、大體は判斷がつくとしても、二ケ年位の經驗では確としたこと

は判らないし、又先刻來の御話のやうに、從來のもの以外にもまだ新しい仕事があるかも知れないし、その點十分調査研究を要することゝ思ひます。で、この問題は、その調査、研究が十分に出來上つた上で決定しても晩くはないし、或はその方が本當かとも思はれるので、協議會の議題としては先づこの程度で打ち切り、各位夫々の任地に於てその點十分に御調査御研究になり、その結果を本省へ御報告願ひたいのであります。勿論當局としても出來るだけの調査、研究はいたすつもりでゐますが、地方には又それ〳〵變つた事情も種類もあること故、地方は地方で各自に調査、報告をしていたゞきたいのであります。

林陸軍造兵廠作業部長　私の方でも從來刑務所にはいろ〳〵と御厄介を願つてをつたのでありますが、本日各位の御意見を伺つて、私は刑務作業に對していかにも認識不足であつたといふことを自覺せずにゐられないのであります。私はこれまで係りのものに向つて、極力刑務作業を利用するやうに、といふことを毎度申し聞かしてゐましたが、私自身は一度も刑務所内に於ける作業の實際狀態を拜見したことがないのであります。從つて言葉がいつも抽象に流れて、事實刑務所に對してはどういふものを御依頼していゝのか、差し上げていゝのか、といふ具體的の問題となりますと、私自身にもよく判らなかつたのであります。早い話が民間へ出すものならば、その引受會社なり工場なりの設備、技術、並に信用程度といつたやうな點を考慮して、この會社ならば先づこれ位の仕事が適當であらう、といつた目度の下に當方の計畫を立てることになるのでありますが、刑務所の作業となるとその點がはつきりしないのであります。從來私共の考へてゐたところでは、刑務作業は信用云々の問題には觸るゝ必要がないとして、先づ設備、技術、受刑者、この三點の見地から考慮すべきでありませうが、前二者はともかくとして、受刑者の點では、何しろ人員の出入が絶えないことであるから、或る期間には相當專門家もゐやうが、或る期間は素人が大多數であるといつたやうに、作業能力の標準の置きどころが一定しない。それで私共の方としては受刑者を大體素人と見て、從つて誰れにでも出來さうな在り來りの仕事を主として差し上げるやうにしてゐたのでありました。ところが先刻來承れば、新しい變つた仕事をも御引受けになりたいとの御意向のやうにも見受けまするが、それが出來ますれば私共の方としても大へん好都合のことゝ存じます。刑務作業の内

容については、私自身、今日教へを受けた點もあり、旁々今後双方互に連絡をとつて、例へば各位の方からも時々工廠へ御足勞していたゞいて、これ位の仕事ならば自分の方でも出來るからほしい、といふやうなことも仰つしやつていたゞき、又私の方からも時々刑務所へ御邪魔に上つて、成程これだけの設備があればこの仕事には十分間に合はう、といつたやうな理解を有たせていたゞくことにでもすれば、隨分刑務作業を利用すべき新しい仕事をも發見することが出來、萬事に好都合かと思つてゐます。唯御承知置き願ひたい事は、先刻誰方からか一部分の加工にすぎないやうな仕事は詰らない、といふやうな御話がありまして、一應御尤もなことゝは存しますが、元來造兵廠の品物は、性質上一部分の加工にすぎない仕事が多いのでありまして、民間へ出してゐるものもみな同樣であります。その點、誤解なきやう特に御含み置きを願ひたいのであります。尚ほ刑務作業の成績に關しては私も實はよく承知してなかつたのでありますが、先刻局長閣下の御話により、昭和八年度に於て七百七十萬圓の巨額に達してゐるといふことを承知いたしまして、實に驚いてゐるところであります。刑務作業に果してそれ程の能力があるとすれば、私共の方としても又大に考へなければならん、と思つてゐる次第であります。序に申し上げますが、私の方から御厄介を願つた昭和八年度の金額は約六十七八萬圓と記憶してゐますが、九年度には或はもう少し多く御厄介をかけねばならぬかとも想像してゐます。前にも申す如く、私は抽象的にはいつも係りのものに對して刑務作業を大に利用せよ、といふことを八ケ間しく申してゐますので、今後も自然品種は增加して行くことゝ考へられます。品種は或は他の兵器の部品にも亘るのではないかと思つてゐます。最後に一言附け加へておきたいのは、最近でこそ豫算がありますので、軍需品も多量に御依頼出來ますやうなものゝ、數年前の昭和五年度の如きは民間へ出したのさへが僅に八十萬圓の程度に過ぎないといつた工合で、造兵廠自身が實は非常に困つたのであります。將來と雖もさうした時期がないとも限りませぬので、軍需品はいつも多量にあるといふ風に餘り多くの御期待をかけらるゝのは如何かと考へられます。右心附きましたる點を二三申上げたが、今後共何分宜しく御願ひいたします。

鹽野行刑局長　これから協議事項の第二「軍需作業に就業せしむべき受刑者の指導及び補充方法如何」について各位の御意見を伺ひますが、先づ正木書記官から御說

明を願ひます。

正木書記官　軍需作業に對する受刑者の指導については、現在各刑務所區區になつてゐると思ひます。例へば東京の管區でいへば軍部から大量の註文が來たといふとその仕事に應じて管内各刑務所の作業技師を東京へ召集し、一方軍部からも特に技術家に御出張を願つて、註文の規格、仕様に關し詳細な説明をしていたゞき、各作業技師がそれをよく呑み込んで、任地に歸つて夫々受刑者を指導するといふ方法をもとつてゐれば、又他の場合、例へば宇都宮とか水戸とかで、背嚢の中枠か何かの註文を受けたとしますと、東京の小菅なり巣鴨なりから特にその仕事に經驗のある技手を派遣して指導の任に當らせるといふ方法もやつてゐます。さうした場合他の管區ではいかなる方法に依つてゐられるか、又いかなる方法に依るのが最も效果的であるか、その邊の御意見を伺ひたいと思ひます。次にこれは最近の問題ですが、折角技術に熟練したかと思つたものが、恩赦又は假釋放でずんずん出所して行きますが、いかなる方法によつてこれを補充すべきかといふ問題が生じて來てゐます。他の比較的閑散な刑務所の熟練工を引つぱつて來て補充すべきであるか、それ共、その刑務所内に特に技術訓練所といつたやうなものを設置し、そこで新に技能者を養成して補充に備ふべきであるか、新陳代謝のはげしい刑務所としては、國家非常の場合に善處しなければならぬ關係もあり、さうした問題もよく研究しておく必要があると思ひますが、如何なものでせう。

鹽野行刑局長　各作業主任の御意見を承ります。先づ大阪から――。

山本大阪刑務所看守長　軍需作業でも平素やりつけてゐる作業なれば、格別問題もないので、どうとも指導の方法はつくのでありますが、新規の仕事で、特別の研究を必要とするといつたものは、正木書記官の御話しのやうに、大阪に於ても特に軍部からの御援助を願つて指導してゐます。ですが、引續きどし〳〵出所して行く技能受刑者の補充方法といふことになると、これはなか〳〵六ケしい問題です。大阪では適當と認むるものを臨時に後繼者にしてゐますが、とかく彌縫的なので、もつとしつかりした方法はないか、と日頃考へてはゐますが未だこれといふ具體案はございません。何れにせよ、この問題は相當考究を要すべき問題だと思つてゐます。

三角名古屋刑務所看守長　同じ軍需品でも内容に輕重難易の差がありますから、簡單なものは自分のとこの技

手だけでやつてゐますが、特別の種類のものは、技手が統制刑務所に集つて、統一した教育を受け、然る後に分賦を受けた自己の刑務所に歸つて、指導の任に當ることが正確を期する所以かと思ひます。さうすればその任に選ばれたものも一層の訓練を積むことになり、旁々好都合かと思ひます。現に第二區ではそれを實行してゐます。又熟練工の補充については、例へば縫製工、木工等は經費の關係や自所作業の都合で、成るべく自所のものを以て補充するやうにしてゐますが、特種のものはこれ亦、統制刑務所の御世話になつてゐます。そして場合によつては統制刑務所から然るべき監督者を派遣してもらつて、補充方法につき何かの打合せをいたしてゐます。要は品目の内容の輕重難易を案じて、常に統制刑務所と連絡を保ちつゝ、隨時宜しきを制するやうにして行きたいと思ひます。

福山小菅刑務所技師　補充の方法としては註文の背景關係を見て、註文に應じて適當補充することにしてます。長期の小菅の如きは全國から補充せしめるがよいと思ひます。不足の場合は三十歳以内のものを選んで特に訓練を施し、補充とします。指導の方法はやはり軍部と連絡をとつて、軍部の援助の下に技手及び熟練工をして指導せしむるがいゝと思ひます。成るべくタチのいゝ受刑者を選んで指導してかゝるが順當かと思ひます。尚ほ從來の指導方法は餘りに器械的にすぎると思ひますから今後は受刑者に對していかにせば作業能力を發揮するを得べきか、といつた自己思索の機會を與へるのもいゝと思ひます。新刊の書籍などを讀ませて智識的の方面から開拓してかゝるのも一方法でせう。同時に受刑者に對し多少は仕事の採算關係のことを知らせてやるのもいゝと思ひます。從來材料の仕入れはいくらで、儲けはいくらといふやうなことについては受刑者は全然與り知らないのでありますが、これは仕事に興味を持たせる意味からも、教化的の見地からも、或程度、受刑者に知らしてやるがよくはないかと思ひます。

井川巣鴨刑務所技師　受刑者の指導については先づ第一に、納入先きの軍部と刑務所、特に代表刑務所との間に極めて密接の關係を保つて、出來るなら軍部の方から然るべき方に來ていたゞいて、受刑者の眼前で實際の技術を演つて見せていたゞくやうにすれば一番效果的だと思ひます。軍需品製作は規格通りに作ればいゝといふやうなものゝ、そこには又言ふに言はれぬ技巧を要する點も多々あつて、いはゆる百聞は一見に如かずといふわけ

です。先般浦和に縫製品研究室の出來た際、メリヤス工の訓練をするのに、被服本廠から特に專門技術員の御出張を願つて、受刑者の眼前で親しく作業工程の實演をやつていたゞきましたが、受刑者も大へんな喜びでした。同時に技手としても大に學ぶところがあるわけでございます。次に從來例へば縫製品の作業についていへば、その指導の任に當るべき技手の中には、タマには軍隊出の經驗者もありますが、多くは個人本位の技手で、軍需品の如き數量的の仕事には未經驗の人だちであります。所が背嚢とか水筒紐とかになりますと、その製作に特別の技能を要しますので、毎度手直し〳〵といふことになつて誠に困るのですが、これはどこの管區にもあることゝ存じます。それで今後出來るならば、代表刑務所に各種類毎に夫々の軍需品專門の技手を配置していたゞいて、區内各刑務所を巡廻的に指導して巡ることにしたら最も效果的だらうと思ひます。一方軍部と技術上の打合せ等をするにも專門の技手がゐれば好都合といふものでせう。又新規な軍需品に對する受刑者の指導については、仕樣書や見本品だけでは不十分ですから、これ又、代表刑務所か又は最寄りの註文先所在地の刑務所なりに技手と共に技能受刑者を召集して、これなら現地へ返しても結構やつて行けるといふところまでそこで指導訓練するといふ方法をとつたら結果が好からうと思ひます。指導方法は大體右の三點でありますが、次に補充方法はどうかと申すに、これは長期の刑務所はとにかくとして、少年刑務所等に在つては最も考慮を要すべき問題であると思ひます。現に私はこの間小田原へ、夏襦袢や靴下を見本と共に持たしてやつたところ、經驗者は恩赦でみな出て行つて一人もゐない、といふやうなわけで、結局何とか始末はつけましたものゝ飛んだ失敗をした經驗も有つてゐます。で私の考では、やはり代表刑務所に軍需品製作の訓練所を設置して、各刑務所でも見込のありさうな受刑者を集めて、或條件の下に一定の期間訓練を施し腕が出來たところで各刑務所へ返してやることにすれば補充の途もつくかと存じます。先般開設された浦和の縫製品製作研究室では、その點に關し從來の方法に改善を加へてゐる點も多々ありますので、或は御參考にならうかと存じます。要するに各刑務所互に連絡をとり、互に提携して、技能者の訓練養成に努力することが必要かと存じます。

津久井廣島刑務所技師　私の考へもやはり巢鴨作業主任の御意見と同樣で、それ以上申し上げることもありませんが、私の過去一ケ年間の經驗から見ても、代表刑務所若くは引受刑務所に技能受刑者を召集して訓練を施すことは、最も適切にして必要なことであると思つてます。かつて背嚢の中枠を山口へ配布してやつてもらつたところ、技手から說明したばかりだつたので、その結果が非常に惡く、殆んど不合格といふ有樣でした。で、今度は受刑所を廣島へ呼んで、十日間實地に指導しつゝやらせて見たところ、案外の好成績で、僅か一個の不合格品が出たばかりでした。私の方では將來もこの方針で進んで行くつもりであります。尤もその場合にはその刑務所の作業主任は勿論、他の技術者にも一緒に來てもらふことが責任上にも又受刑者に張合ひを有たせる意味からも必要のことでせう。又例へば廣島に召集する場合には被服支廠からも專門家に出張してもらつて、萬事指導していたゞきます。又期間の短いものについては、製作した後で手直となつてもお互に困ることでありますから、着手當時に被服支廠に御願ひして、手分けして九州三界まで出張していたゞいて檢査してもらつたことがありますが、この事前檢査は非常に成績がいゝやうです。次に大量の註文を引受けたが、引受刑務所にはそれだけの能力がないので、これを各所へ分賦しやうといふ場合に、品物を分賦するのが有利であるか、又その引受刑務所に各所の技能者を召集して（註文官廳との打合せの便宜もあり）やるのが有利であるか、といふことについて研究したのでありますが、私の方では後者を有利と見て、その方針を取つてゐます。この問題は實は研究ものですが、私はやはり技能受刑者を一ケ所に集めて、軍部の指導の下に働せるがいゝと思ひます。從つて統制管内に於ける技能受刑者の移送だけは事後報告の程度で御承認を願ひたいと思ふのです。一々本省へ伺ひを立てゝゐたのでは急の間に合ひかねる場合があります。又技術を覺えさせるといふ見地からいへば、大量で、在り來りの品物ばかりでなく、少量で多少變つたものでも、一通りは、たとへ二十でも三十でも各所へ分賦してやるのが本當と思ひます。大量で急ぐ時ばかりヤイ〳〵いふのはよくないと思ひます。更に回收率を多くするといふことについて先般本省から御通牒がありましたので、刑務所でもとかく經費を出し惜む傾向があります。技手を召集するにしても成るべくは手控へる、といふことになつて、品物を良くするといふことはやゝもすれば後廻しとなり勝ちであります。その點、本省に於かれても、事情御參酌下さつて回收率を多くするといふこと、資本をかけるといふこ

とゝは別個に考へられて、その旨を各刑務所長へ御通知下さるやうに御願ひ出來れば幸甚と存じます。更に技能受刑者の補充については、私は現在の設備を最も有效に使用して、仕事がないから遊ばしておく、といふやうなことのないやうに、設備を標準として、それに適應する技能者を常に養成しておくことに努力すべきだと存じます。例へば木工、鍛冶工、縫製工、等々、夫々人員に大體の目安を決めて、事を缺かぬ程度に日頃から養成しておかなければならぬと思ひます。最後に廣島管區は距離も遠いので、少くも一年一回位は廣島に於て作業主任協議會といつたやうなものを開催して、指導方法等につき萬事の打合せをいたしたいと思ひますが、その點何分の御考慮を御願ひいたします。又第三區は作業の點からいへば非常に貧弱なところでありますから、沖繩は別としても、松山等その他のとこで、もう少し軍需作業の刑務所をふやしていたゞきたいと存じます。右問題外のことにも亘りましたが、この機會にあれこれの希望を申し上げた次第であります。

正木書記官　一寸津久井技師に申し上げますが、先刻御話の作業旅費の問題、この問題ははつきりさしておく必要があります。すでに作業旅費である以上、仕事の關係でそれが一つの資本となり、それによつて註文が擴大して行くものでさへあれば、何程使つても差支ないのです。決して出し惜しみはいたしません。唯從來の例を見ると、出張旅費に可なりムダが多いやうに見受けます。例へば東京大阪間位ならば、少々のことは長距離電話で事が足りるにも拘らず、高々一萬圓か少きは二三千圓位のことで、作業主任がすぐ飛んで來るといふ有樣です。それも近間で、朝來て夕に歸る位ならばまだいゝのですが、一日どころか、二日も三日も滯在してゐることなども珍しくありません。殊に年度末の如きは經理の金を取るために全國から凡そ何人上京して來るでせうか。電話で足りるものは電話を利用したらいゝと思ひますが、一方金額の大小といふ關係もありますので、例へば千圓、二千圓のものならば電話ですまし、五千圓以上のものは出張といふ工合にその邊自ら目安があらうと思ひます。それ程の必要もないのに、旅費々々と金ばかりせびるのは少し見つともないと思ひます。金はフエーアに有效に使ふべきでありませう。

工東豐多摩刑務所技師　すでにみなさんのお說で盡きてゐると思ひます。事新しく申上げる程のことはありません。

河邊名古屋刑務所長　指導方法につき代表刑務所に訓練所を設置するのは結構ですが、その他の各刑務所にも各自夫々得意な點があるのですから、その得意な點は各刑務所に於て指導するが可からうと思ひます。

辻大阪刑務所長　各作業主任からの御意見で大體議論は盡きたやうでありますが、引つくるめていへば、指導方法としては、簡單な仕事は分賦を受けた管內刑務所の技手を召集して指導の方法を協議する、複雜な仕事は各代表刑務所に軍需品專門の技術員を配置して管內の刑務所を巡廻的に指導せしめる、といふことにしたらいゝと思ひます。尙ほ私の方にも浦和の研究所のやうなものを新設していただきたいといふ希望を有つてゐます。同時に軍部との連絡を密接にし、必要に應じ技術者の派遣を請ふて指導してもらふことも勿論大に望ましいことであります。次に補充方法としては第二區ならば代表刑務所並に名古屋、神戸等の刑務所內に繼續的に技術訓練所を設置して、そこで養成したものを次ぎ〳〵と區內の各刑務所へ補充してやることにするのがいゝと思ひます。その養成方法としては、作業の種類によつて手加減を異にし、例へば木工、印刷工等の如きものならば現在の通りでもいゝが、洋裁、金屬工といつたものは、造兵廠で實行してゐるやうな帳場制度により、各帳場毎に十二名の熟練工を配置し、常に習得者を養成して行くやうにするのも一策であらうと思ひます。大阪の造兵廠では、經驗者は却つてクセがあつて可けないとかで、特に未經驗者のみを採用して養成に努めてゐますが、五名を以て單位とし、五人につき一人の割合で熟練工をつけておくといふ方法をとつてゐます。私の方でも洋裁工について大體それと同じ方法を實施してゐますが、近く鍛冶工の仕上げにも同樣の方法を試みで見やうと思つてゐます。尙ほ移送については突然電報で御指揮を受けることがありますが、これは刑務所として豫定の計畫に支障を生ずる場合がしば〳〵ありますので、これは各所から一名二名と引き拔くことにしたらいゝと思ひます。突然の場合には大體その方針で、御指令を仰ぎたいと思つてゐます。

吉田豐多摩刑務所長　補充の方法として技術訓練所を設置するのはよい考へと存じますが、設置は必ずしも代表刑務所に限らず、軍部の便宜の刑務所に置くがいゝと思ひます。そしてそこで絕えず訓練を施して、修業者は夫々の刑務所へ返し、同時にその名簿を作製しておいて便宜必要の刑務所へ移動せしむるやうにしたらいゝと思ひます。尤もその場合も數化の精神を破壞してはならぬこと故、初犯は初犯、累犯は累犯、長期は長期といはゆる拘禁區分を無視しなやうにする必要があります。

滿洲國監所之沿革（三・完）

滿洲國行刑司
監獄科衞生股長　鈴木裕

內容

一、民國以前
二、民國時代（以上前號）
三、滿洲國時代
附表（以上本號）

三、滿洲國時代

滿洲國初期の改革——滿洲國の建設と共に司法部は各機關の接收を終へて司法權を獨立せしめ、此處に全國一致の行政を布く事となつた。部內には行刑司が設けられ刑政、監獄、保護の三科が行刑に關する諸事項を分擔管掌するに至つた。之と同時に各省には中級監督機關として高等檢察廳が委任され、監獄看守所全部の監督に當らしめる事となつた。

かくして奉天、吉林、黑龍江、北滿特區の三省一區は建國後直ちに統一されて了つたが、熱河省は大同二年七月漸く其の事情が判明したのみで監獄も未だ省公署の管轄下に置かれて居るのである。また興安省の成立と共に舊熱河省西北部、奉天省西部、黑龍江省西南部が之に編入された爲、熱河二三縣、黑龍江七縣の監獄は廢止され、其の後興安省各旗の監獄は新設されるに至つて居らない。

現在全國には二十五の新監獄を始めとして、百八の舊監獄及六十三の看守所、合計百九十六の監所が存して居るのである。

監所に關する法令は建國精神に違反するもの（例へば國民黨義宣傳の條文）及舊時惡弊を招きつゝありしもの（例折贖辨法）を除いては暫時之を援用する事となつた。

部は從來の應報的行刑觀念を全く擲ち、此處に王道國家に應はしき教育刑を採用せんとして居るのである。

第一に全く行刑知識を缺いで居た地方監所に對しては

衞生月刊或は監獄月刊によつて知識の普及を計り、また監所法令集を配布して其の原則を彼等に供へしめ、專ら眠れる頭腦の開發に力めた。

且監獄の狀況が常に隱蔽されつゝあつた舊事情に鑑み頻回の巡閱、報告によつて其の實狀を明かにしたのである。

此處に於て長年修理も加へられず崩壞見る影もなかつた監獄は主要都市のものより着々大改修が加へられ、之と共に內部制度の刷新も行はれた。例へば幼年犯の隔離拘禁等も實行されるに至つた。給養の改善は犯人に對して必要なる煖、食、衣を與へ得る樣經費の增加が行はれまた醫療方面に於ては前代未聞の出來事として獄內の虎疫豫防接種、鼠疫防疫も實施された。部は更に作業の振興に最も關心を置き、其の整頓、擴充、作業會計の整理を行ひつゝあるのである。

一方監獄官吏の養成に關しても、大同二年新京に各新監獄看守長を集めて四ケ月間の講習が行はれ、第一回四十名の日滿卒業者を出す事となつた。

思ふに舊時代の監獄腐敗は其の方向を失して居た結果に他ならない。指針を轉向する事により監獄官吏は忽ち革り、財政は整へられ、優待房、枕頭、警斑兒の如きも其の儘善用し得るのである。犯人の自由を奪ひ、獄官の手にすべてを委ねる事のみが必ずしも行刑改善とは稱し得ない。世界の最先端を行く自治監獄の出現も、改善の仕樣によつては他國の歩みし迂路を辿らずして完成し得るものである。王道國家の監獄は治外法權撤廢を前にして彌が上にも改良發展すべき多くの抱負を持つて進んで居る。（大同二年十二月稿）

附表一

東三省分年籌設新監表

民國八年八月公布

年別		省別	監獄名稱	地點	收容人數
第一年	民國九年	吉林	第四監獄	延吉	三〇〇名
		黑龍江	第一監獄	齊々哈爾	七〇〇名
第二年	同　十年	吉林	第五監獄	農安	五〇〇名
		黑龍江	第二監獄	呼蘭	五〇〇名
第三年	同十一年	吉林	第六監獄	雙城	五〇〇名
		黑龍江	第三監獄	綏化	五〇〇名
第四年	同十二年	奉天	第十監獄	遼源	
		吉林	第十一監獄	海城	
		黑龍江	第七監獄	伊通	三〇〇名
			第四監獄	黑河	五〇〇名

第五年	同十三年	奉天	第十三監獄	第十四監獄	西豐縣	三〇〇名
第六年	同十四年	奉天	第十三監獄	第十四監獄	復州	
		奉天	第十三監獄	第十四監獄	通化	
		吉林	第十三監獄	第十四監獄	撫順	

附表二

司法部行刑司分科一覽表

省別 / 數	奉天	吉林	黑龍江	備考
共設監獄數	一五	八	四	
已成監獄數	九	三	〇	
現在籌設數	六	五	四	

附表三

司法部分科規程

大同元年三月

第十二條　刑政科ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一、刑ノ執行ニ關スル事項
二、監獄ノ設置及廢止ニ關スル事項
三、保釋及假釋ニ關スル事項
四、大赦、特赦、減刑及復權事項
五、監獄職員ノ培養事項
六、犯罪人ノ識別異同事項

第十三條　保護科ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一、少年矯正事項

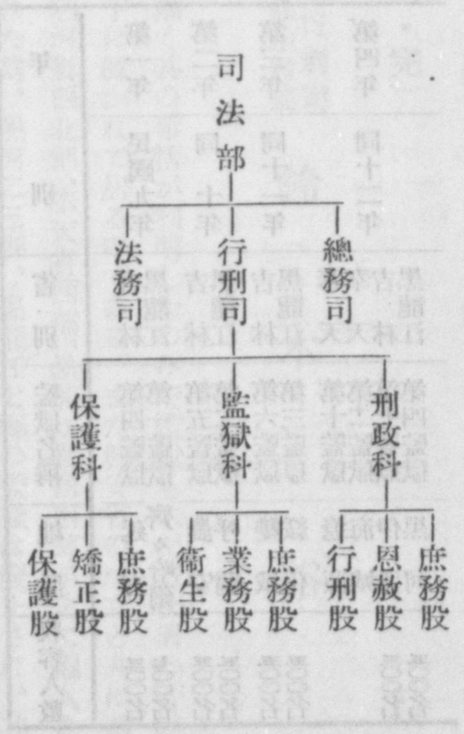

二、保護免囚事項

第十四條　監獄科ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一、犯罪人ノ出入、疾病及死亡事項
二、服役犯罪人ノ工作事項
三、教化其他感化事項
四、監獄ノ衞生及保健事項
五、監獄ノ視察事項

附表四

新監名稱沿革表

奉天省

奉天第一監獄　前清光緒三十四年十一月開廳す。原名を奉天省模範監獄と云ひ民國二年七月瀋陽監獄と改めらる。又奉天罪犯習藝所は前清光緒三十年開廳し、民國二年七月瀋陽分監となり、同年十二月一日分監は監獄に併合さる。民國六年一月に奉天第一監獄、十八年には遼寧第一監獄と改稱、大同元年一月奉天第一監獄と改めらる。

奉天第二監獄　前清宣統年間開工、民國元年十二月竣工開廳し、遼陽州分監と名付けられたが二年八月遼陽監獄、六年八月奉天第二監獄と改稱、以後前者に準ず。

奉天第三監獄　民國二年一月成立、鐵嶺分監と名付けられたるを同年八月鐵嶺監獄、三年十二月奉天鐵嶺監獄、六年二月奉天第三監獄と改稱され以後前者に準ず。

奉天第四監獄　民國四年四月舊營口習藝所を改めて營口分監となし、五年十二月營口監獄、六年一月奉天第四監獄と改稱以後前者に準ず。

奉天第五監獄　民國四年昌圖習藝所と待質拘留所を合併して昌圖分監となし、五年十二月昌圖監獄、六年二月奉天第五監獄と改稱、以後前者に準ず。

奉天第六監獄　民國五年六月水災によつて新民監獄を錦縣に移せる際、舊有の監獄及習藝所を合併して成立、民國六年六月奉天第六監獄と改稱、以後前者に準ず。

奉天第七監獄　宣統元年十月成立せる安東看守所は民國三年四月安東地方審檢廳看守所と改稱されて民刑事被告人を管收し、他に安東舊監獄ありて已決犯を收容せり。民國五年五月監獄の地點に看守所を合し安東監獄となす。六年一月奉天第七監獄と改稱、民國九年監獄の地域狹隘なるを以て現在の地點に新監を建築せり。以後前者に準ず。

奉天第八監獄　光緒三十三年四月海龍罪犯習藝所として成立し民國二年六月海龍舊監獄となり、六年一月新監に改組されて海龍監獄と改稱、同年二月奉天第八監獄と改めらる。以後前者に準ず。

奉天第九監獄　光緒三十四年洮南府舊監獄として成立、民國五年洮南分監、同年十月洮南監獄、六年一月奉天第九監獄と

改稱、以後前者に準ず。

奉天第十監獄　前清末より存せし舊監獄を民國九年四月遼源監獄に改められ、同十二年十月新建築落成後名付けて奉天第十監獄となす。以後前者に準ず。

奉天第十一監獄　光緒三十三年成立の監獄及習藝所が民國二年西安分監となり、十二年新建築落成後名付けて奉天第十一監獄となす。以後前者に準ず。

奉天第十二監獄　光緒三十三年復州舊監獄として設立されしを民國十二年九月新建築落成後奉天第十二監獄となす。以後前者に準ず。

奉天第十三監獄　光緒三十四年新民府監獄及習藝所として成立せしものを民國元年新民府總監獄と改稱、民國四年水災にて重罪犯人を錦縣監獄に移送したる後新民舊監獄と稱す。十二年五月新築落成し奉天第十三監獄と改稱、以後前者に準ず。

奉天第十四監獄　光緒三十四年十月興京廳監獄及習藝所成立せしが民國十二年九月新築落成し奉天第十四監獄と名付く、以後前者に準ず。

奉天第十五監獄　前清末年撫順縣に監獄及習藝所設立されしが民國十二年八月合して奉天第十五監獄と稱せり。以後前者に準ず。

吉林省

吉林第一監獄　光緒三十四年秋吉林省獄として新設され、宣統三年更に新築落成後吉林模範監獄と名付けらる。民國七年吉林第一監獄と改稱され今日に至る。

吉林第二監獄　民國五年長春縣舊監獄として設立、民國六年吉林第二監獄と改稱さる。

吉林第三監獄　前清末濱江縣に舊監獄あり。民國五年新監計畫をなし、同八年四月正式に成立す。吉林第三監獄と名付けらる。

吉林第四監獄　民國十四年十月新築成り、吉林第四監獄と稱す。

吉林第五監獄　民國十八年十二月新築成り、吉林第五監獄と稱す。

黑龍江省

黑龍江第一監獄　光緒三十四年罪犯習藝所成立、宣統元年龍江監獄となり、民國十一年一月黑龍江第一監獄と名付けらる。

黑龍江第二監獄　前清末の呼蘭習藝所を民國二年五月呼蘭監獄と改め、同十五年一月黑龍江第二監獄と改稱さる。

黑龍江第三監獄　民國二年九月拜泉監獄成立す。同二十年現在の新監落成し、大同元年九月より開廳名付けて黑龍江第三監獄となす。

北滿特別區

北滿特別區監獄　光緒三十年露國邊界地方審判廳未決監として開かれしを、民國九年十二月接收改組して東省特別區監獄となし、大同元年三月特別區監獄、大同二年七月北滿特別區監獄と改稱さる。

北滿特別區分監　光緒三十四年前者と同じく未決監として開かれしを民國九年分監獄に改組、以後前者に準ず。

附表五

全國監所類別數表

省別	新監獄	舊監獄	檢察廳看守所	縣看守所	計
奉天省	一五	一三	二三	二三	七四
吉林省	五	三六	七	二	五〇
黑龍江省	三	四三	五	〇	五二
熱河省	〇	一六	〇	〇	一六
北滿特區	二	〇	三	〇	五
合計	二五	一〇八	三八	二五	一九六

集會の基調と工作實際

今西由教

(一) 集會の基調

行刑累進處遇令第五十五條に集會を爲さしむることを得との規定あるは比較的釋放時の近い上級受刑者に取つて一大福音でなくてはならぬ。從來自己の感情、意志、知識等は、教誨教育乃至教化的設備により醸成されても之を自らのものとしての領納、或は其の發露を無理に抑壓せられ、恰も人造人間の動作、寧ろ頭は頭、胴は胴、足は足といふ工合に分離され、そこに統制ある全体的行爲綜合的把握が欠如して居つたと稱しても敢て過言ではないと思ふ。

如何に個人の自覺や改悛を促進し、社會生活の當爲性を誨へても、行刑設備の主峯は、個人的遷善に集約せられ、所謂協同犧牲の直接具現機關たる行刑設備の薄かりしは遺憾と思考し居たる處玆に、處遇令により集會を許さるゝ如きは明かに團體又は社會員として、一段、意識行爲を強め、此の機關に依り彼等の領得したる知情意を人格的に而かも自治的に排泄せしめ、社會的に訓練奮起せしむるに最も好機關と斷じ得ると思ふ。

個々の善はやがて社會の善として流露せらるべきは素より必然の理なれど、拘禁せらるゝに至れる收容者の通癖として、作業能率にしろ、學業の勉勵にせよ、其他一般の起居動作は、善や、誠が歪曲せられ、偏狹に墮せるもの多く、所謂獨善的性向を多分に藏せるため、勢ひ利己中心に陷り易い。故に此の點に關しては最も强く教育教誨等の勞が注がれてゐる重點である。而して如何に個人として立派なものとなつても、社會人として正しく歩み得ざるものは、言ふ迄もなく個人としての資格はない片輪者である。丁度野球に於て九人のメンバー各人が如何に優秀な技能を保持するも、各員勝手な振舞をなし全

體を顧みずしてチームワークの圓滑を欠く時は其成績豫期に反するは勿論、其のチームの價値は零と稱し得べきが如く、又、人間を組織する幾千萬の細胞が一致協力して、其細胞の一々が皆其の使命を果し、或有害なる病菌が局部を侵せば、白血球は厚い血管を破つて病菌と戰ひ、病菌を殺して、自らは膿といふ屍となりて個人を活かしてゐる様に、時に臨み、機に應じては犧牲と協力とを以て社會生活を營まねばならぬ。如斯協同犧牲の精神並に行爲、換言すれば自利々他の菩薩行の適切なる指導と誘掖を特に集會の自らなる母體とし道場として初めて集會の存在と機能が具現せられ、斯くして行刑累進處遇令第一條『受刑者の改悛を促し……漸次社會生活に適應せしめ』得べきを確信するものである。

(二) 工作實際の一、二

集會參加者範圍は、成年は第一級者、及第二級者、少年は第一級者、第二級者及第三級者（松本刑務所支所）に限り之を行ふことが出來る。集會の內容、種類及形式は種々あるも、最も手近にして行はれ易きものは、一、特別講演、二、國家的又は宗教的行事、三、處遇に關する意見の陳述、四、競技並遊戲、五、讀書會、六、職員と共同食事、七、ラヂオ及蓄音機の聽取、八、音樂、九、園藝、一〇、機關雜誌の發行等を擧げ得ると思ふ。それらのことを累進により階級別に行はしむ。之を假りに表示せば左の如し。

	第一級	第二級	第三級
(一)	特別講演	同上	—
(二)	國家的並宗教的行事	同上	—
(三)	處遇に關する意見の陳述	同上	—
(四)	競技並遊戲	同上	同上
(五)	讀書會	同上	同上
(六)	職員と共同食事	—	—
(七)	ラヂオ及蓄音機の聽取	同上	同上
(八)	音樂	同上	同上
(九)	園藝	—	—

右表示したる中で、松本刑務支所に於て實行した一

二の事例等によつて説明すれば、

(1) 特別講演

ラヂオや蓄音機等により色々な修養、教訓、童話等を聽聞せしめ、その効果の見るべきもの大なれども、更に之より一層深刻な感銘を與ふるものとしては、玆に擧げた特別講演の如き、或る藝、或る能に秀でたる適材を招聘し、直接肉聲、身振りに依る藝術的深奥に觸れしめることは教化に寄與する點、更に直接的効果が強いと言ひ得る。

去る一月二十四日山梨縣童話研究會理事長千野唯雄氏の來松を好機とし、成少年共一、二級者に對し、戌年に因み出羽庄内石原家に傳はる忠犬マルの講談童話を特に依頼して聽聞せしめた。童話を以て多年鍛へられた千野氏の巧妙なユーモアとゼスチユア、而かも其の教訓的内容に全く魅惑され、自分の現在の有様は此のマルにも劣れるものと深省を促され、三、四の者は教誨師に對し進んで改悛を誓ひ出るといふ狀態であつた。

(2) 宗教的行事

去る四月八日釋尊降誕の聖日に際し、宗教的行事として奉祝花まつりの集ひを擧行した。畏くも纒宮明仁親王殿下が御生れながら皇太子殿下たると同様、釋尊も皇太子として御誕生なされたる奇しき緣、而かも御誕辰第一年を御迎へした初春を壽ぎて、併せて釋尊降誕を奉祝しやうとの議が少年一、二級者の間に起り、協議の結果、式典を擧ぐることに一決する。マーヤー夫人の聖夢にあらはれた大白象を初め、花御堂、誕生佛、造花、奉祝徽章等如何にすべきやと各員頭腦をしぼり、當日佩用の徽章（職員並全收容者ノ徽章）は一、二級者全員の手により手工することゝし他は、一、二級者中より、白象製作係、造花係、誕生佛彫刻係、カード係、式場係等に分擔作成に決し、毎日の休憩時間や、免業日の僅かな時間を割愛し、いそ〳〵と奉仕手工する有様は職員をして驚嘆せしめた位であつた。各員の手で自發的に工夫され、象は藁で固め、表面は白布で覆ひ仲々立派に出來上つた。誕生佛も白木で彫られ、一對の花輪も上品に作成されるなど斯くして着々準備は進み前號所報の如き次第により、愈々花まつり當日には、先づ教誨堂に假安置の誕生佛は中山導師の手に、花輪生花の供華、供物、香等を捧持したる收容者之に續き、嚴かに途中行列を爲し、式場（運動場）へ向ふ。式場稍小高き所に、いとも細き目、愛嬌ある長い鼻を前方に垂れた大白象は笑顏を差出してゐる。間もなく誕生佛は還座開眼せられ、式場は一事一物悉く各收容者の犧牲と協力の奉仕により莊嚴成るや、自らの手により飾られたる祭場を仰ぎ、歡喜と緊張に滿たされ、甘茶の灌佛を行ひ、次第の如く式典を了へ、一同御供物、甘茶の接待を受け、斯くして東洋の光、否世界の光釋尊の降誕を心から奉祝し合つた。之等擧式に至る一切のことは少年一、二級者の手によつて行ひ、式後三、四級者に參拜のみを爲さしめた。

(3) 處遇に關する意見の陳述

處遇に關する意見の陳述は、成少年共上級卽ち一、二級者に限り許し、之を參考資材としてよりよき行刑の向上と收容者の正當な言論の開發に資する意圖の下に企てられたものである。

少年一、二級者の集會に於て、之を施行したるに自治的精神を助長し、良結果を收めつゝある。其の一例を記述しよう。

一、二級者相互間に於て、意見の交換、修養、趣味の發表、意志の疎通を爲し、曲れるを是正し、正しきを助成する趣旨の下に、その一つの機關として廻覽雜誌の發行をしたしと出願して來た。其の内容は、隨筆、記事、懺悔、創作、和歌、俳句、繪畫、感想等で月一回發行の豫定にしたしと。早速宇田支所長殿に御願申上げたる處甚深の御理解と御熱誠により、發行を許されたるのみならず、誌名を、少年に相應しい碧空と命ぜられるといふ工合、一、二級者が雀躍して涙を流して喜んだ。編輯一切の事務は二人の代表者之に當り、體驗錄、告白等豫想外の投稿豐富に集まり、創刊第一號の姿を見たのは三月二十五日。創刊號を一讀した職員は、その編輯振りといひ、内容といひ、他の普通雜誌に負けぬなど支所長始め感嘆の聲を漏らされた。尙、此の外敎誨堂の莊嚴、工場内外の清掃、作業品の整理等、積極的に意見を陳述し、よりよき効果を收めつゝあるは只感謝の外言葉がない。

(4) 競技

現在のスポーツ界で、大衆に喜ばれ、最も普及されてゐるもの〻代表は先づ野球に指を屈せねばならぬ。而して收容者に取つて、殊に少年に最も異議なく迎へられるものも矢張野球である。此の野球を競技の一として集會で行ふ際（野球のみに限らず一切の競技も含む）特に考慮せねばならぬのは、キヤツチング、バツチイング等の準

備運動はもとより、守備攻撃等を、只收容者自身の腕にのみ任せず、手數なりと雖も一々手を取つて正規のルールに從つて順次にコーチして、惡い癖を除去し、公正の判斷とルールによる堂々たる試合法を行はしむる樣、少くともそれに近かしむる事が肝要である。端的に個性を最もはつきり發揮する機會は競技運動の場合に多き故、能く觀察留意して、スポーツによる明るい敎化を忘れてはならぬ。其他の競技としては、ヴアレーボール、網引デツドボール、圓陣遠廻り等の如き團體競技、或は庭球ピンポン、投球盤等の如き個人競技など目下行はれてゐるが、之等競技運動を集會で行ふ場合は、主として團體競技を下級に、個人競技を上級に（團體競技も勿論なさしむ、上級には、）配置按排せば適切と思料せられる。併し、團體競技中でも、野球の如き皆の欲する競技は、之を制限して（少し氣の毒ではあるが）累進的取扱を爲し、第三級以下には參加を許さず、場合により參觀を許すといふ程度に定めるのも妙であらう。

(5) 讀書會

敎育敎化の一大機關として、官本は貸與せられ、一方私本の道も開かれ、收容者の啓發せらるゝ點最も顯著なりと見做さるゝ次第であるか、概言せば、之等書籍を精讀、心讀翫味する者尠く、假令精讀しても、疑問又は不明の箇所を質す機會少なく、多くは漫然と、半ば慰安や娛樂に讀了し、謂はゞ亂讀、多讀の憾みあるを悲しむ。

官私本に拘らず、閱讀せる圖書に就て質疑應答の機を與へ、正しき理會へ誘導したり、又は、立會職員よりヒントを供して收容者の書籍に對する自覺を促し、或は讀後感の陳述、又は圖書の輪讀等を爲し、讀書に關する正しき認識と內容の把握を明かならしむる樣に、集會を活用すること喫緊のこと、思ふ。

(6) 職員と共同食事

親愛を深くするものは比較的、食事が早く、同じ釜の飯を食べたといふ事が理を超えて懷しいものである。先づ祝祭日とか、又は運動會等に際し、尠くとも一級受刑者に對しては、食卓を圍んで職員と食事を共にすることは無言の敎化的意義を確信する。

(7) ラヂオ及蓄音機

ラヂオ及蓄音機の聽取範圍並に度數は、處遇令第五十四條に規定され、集會とは別箇に行ひ得るも、集會は集會、ラヂオ蓄音機の聽取はそれと別々に之を行ふ場合は、徒らに度數を多くし、繁を加ふるのみにして却て其効果が減殺さるゝ懼れなしとせず、仍て可成集會を利用してラヂオ蓄音機の聽取を行ふことが可と認められる。

(8) 音樂

只今の處、音樂はラヂオや蓄音機を通じて單に聽取するのみである。勿論少年に於ては敎育の課目として二週間に一回、唱歌を課してをるも、抑へても抑へ切れぬ喜怒哀樂の至情を吐露するに充分ならず、些しの音樂的素養なく、美しき調べを聞くも、少しも感動せぬ如き者はキツト謀反したり、惡計を企んだり、强盜したりするとシエークスピアが言つてゐるし、樂は心に鬱して外に漏るゝなりそのよく鳴るものをかりて鳴ると韓文公も子弟を戒めてゐる位である故、次第に此の集會機構の運用を全からしめ、聲樂は素より、簡單な器樂による奏樂、更に進んでは、少くとも少年に對しては些かなバンドの組織に迄開拓進展を切望する。

以上集會の基調と工作の實際に就て、獨斷にして而かも粗雜極まる內容の解說を試み、貴重な紙面を汚し恐縮の外なきも幾分御參考ともならば幸甚である。（終り）

四月分死亡並ニ退職贈與金

一金六拾圓也　山野清七外二名死亡贈與金

一金六拾四圓也　三浦松五郎外十一名退職贈與金

刑政第47巻第6号
矯正図書館

英國に於ける刑務所人口の減少に就て (下)

船橋虎雄

内容

はしがき
一、懲役刑務所に於ける減少
二、禁錮刑務所に於ける減少
(イ) 保護觀察の影響
(ロ) 罰金支拂方法の改善 (以上前號)
(ハ) 酩酊の減少
(ニ) 一般犯罪率の影響
(ホ) 特殊收容所の發達
三、特殊收容所に於ける狀況
四、結　語 (以上本號)

乞食 (begging)、放浪 (general vagrancy)、淫賣 (prostitution) といつた罪の減少である。これらの罪に對する起訴數は大體に於て一八八〇年以來減少の傾向にあり、一九〇〇年以後に於てはその速度が一層速かとなつたが、大戰の始めに於て急激に減少し、大戰後も殆んど增加してゐない。酩酊に關する起訴數も一九〇〇年乃至〇九年の人口十萬人當り六二六・四人より一九三〇年の一四七・二人に減少してゐる。その他、酒類販賣 (liquor traffic) に關する統計も起訴數の統計と一致してゐる。卽ち、酒類の販賣を許されたる場所の數は、一九〇四年の人口十萬人當り三八・七三軒より一九三〇年の二八・六六軒に減少し、一人當りビールの消費量も一九〇〇年の三一・五六ガロンより一九二九年の一六・四二ガロンに減少し、酒精 (spirits) については同じく一・一二ガロンより〇・二八ガロンに減少してゐるのみならず肝臟硬化に基づく死亡數も三、九九六件より一、六五六件

(八) 酩酊の減少——以上の說明に依つて、禁錮刑務所の收容者、殊にその略式起訴罪による收容者減少の原因が、必ずしも刑事政策上の變化のみに歸すべからざることが明かとなつた。もう一つの原因は、酩酊及びこれに關聯せる暴行 (assaults)、野宿 (sleeping out)、

に減少したのである。以上の減少は敎育と酒類販賣の統制方法と而して社會保險政策とに因るものと思はれる。

この酩酊の減少に對應して、酩酊のために禁錮 (罰金との選擇を許さゞる) に處せられたる者の數も一九〇五年の七、七六四人から一九三〇年の一、九三三人に減少した。尤も右禁錮刑の酩酊に關する處分全體に對する割合は、一九〇五年には三・六パーセントであり、一九三〇年には三・二パーセントであるから、殆んど變つてゐないこと、次表の通りである。

年次	酩酊に因る有罪者數	處分の比率			
		罰金を支拂つた者	罰金の不拂に因る收容者	罰金との選擇を許さざる收容者	保護觀察及び善行保證
一九〇五	二二五・四五八	六二・三	二八・五	三・六	五・六
一九〇九	一七八・三七七	六〇・七	二九・二	三・六	六・五
一九一三	一九八・六六五	六六・五	二三・一	三・一	七・三
一九二三	八一・五四一	六九・七	一〇・二	三・〇	七・一
一九三〇	六〇・八七六	七四・九	一〇・九	三・三	一〇・八

しかし罰金の不拂に因つて刑務所に收容せられたる者の數は非常に減少し、一九〇五年に於て六一、三六〇人なりしものが一九三〇年には六、六六〇人になつてゐるのである。これは、一九〇五年に於ける酩酊に對する處分全體の二八・五パーセントより一九三〇年の一〇・九パーセントへの減少であつて、この間に、罰金を支拂つた者及び保護觀察に處せられたる者の率は殆んど同じ分量を以て增加したのである。從つてこゝに少くとも二つの原因が働いた譯で、一は酩酊の減少であり、他は酩酊に因つて起訴せられたる者に對する處分方法の變化である。これら二つの原因の關係的重要性は二つの假定狀態を比較することに依つて大體之れを示すことが出來る。卽ち、もし一九三〇年に於ける起訴件數が一九〇五年のそれと同一であるとすると、罰金の不拂に因る收容者の數は實際の收容者數よりも一六、三九四人を增加する譯であり、一方、もし一九〇五年に行はれた處分方法が一九三〇年にも行はれてゐたとすると、罰金の不拂に因る收容者の數は實際の收容者よりも一〇、六九〇人を增加した筈でなければならないからである。これは、酩酊に因る刑務所收容者の減少について、起訴件數の減少の方が酩酊者の處分方法の變化よりも一增重要なる關係を有することを示すものである。

一九〇五年以來酩酊は著しく減少してゐるに拘らず、その他の略式起訴罪中には增加を示したものがある。その中で最も重要なものは交通規則違反（violations of highway acts）である。交通違反に因る起訴件數は一八五七年以來次第に增加して來てゐたが、一八九〇年以來更にその速度を增し、大戰直後からは急激なる增加が始つたのである。卽ち、その人口十万人當りの起訴件數は一九〇〇年乃至〇九年の一四四・二件より一九三〇年の六九三・〇件に增加した。酩酊による起訴件數については一九〇〇年乃至〇九年より一九三〇年にかけて一五二、一三二件の減少が起つてゐるのに、交通違反による起訴件數については二二九、七一七件を增加したのである。併乍ら、交通違反の增加は酩酊の減少よりも比率は大であるとはいへ、交通違反に對する刑は酩酊に對する刑と全く異り、殊に交通違反では刑務所に送られることは殆んどない。事實、交通違反に因る起訴件數は非常に增加してゐるに拘らず、交通違反のために、罰金の不拂によつて刑務所に收容せられたる者の數は、一九〇五年の四、七九〇人より一九三〇年の六八七人に減少してゐるのである。この減少に對しては勿論一九一四年の法律がその一半の原因を爲してゐるのではあるが、交通違反

罪の態樣の變化並びに違反者の經濟狀態も亦與つてゐるのである。從つて、之を要するに、刑務所收容者減少の大半は酩酊の減少に原因して居り、しかもこの減少は他の重要なる略式起訴罪の增加によつて覆へされてゐないと云ふことが出來るであらう。

（二）一般犯罪率の影響——正式起訴罪の指數——警察に知れたる犯罪件數と正式起訴罪に對する起訴件數——は正式起訴罪に因る禁錮刑務所收容者數と必ずしも密接の關係は有してゐない。といふのは、警察に知れた正式起訴罪の件數は一九〇五年乃至〇九年より一九一五年乃至一九年にかけて次第に減少したが、その後急激に增加してゐるに反し、正式起訴罪に因り禁錮刑務所に收容せられたる者は一九〇五年乃至〇九年より一九一五年乃至一九年にかけて急激に減少し、その後の增加も極く僅かに過ぎないからである。從つて、この二つの變數（variables）の間の相違の益〻甚しくなりつゝあること、例へば一九〇四年には警察に知れたる正式起訴罪の三一・九パーセントが禁錮刑務所に送致されたに對して、一九三〇年にはそれが僅か九・七パーセントに減少してゐることに依つてもわかるのである。

年次	正式起訴罪に因る禁錮刑務所收容者		略式起訴罪に因る禁錮刑務所收容者の起訴件數に對する百分比
	犯罪件數に對する百分比	起訴件數に對する百分比	
一九〇四	三一・九	四九・〇	三一・四
一九〇五—〇九	二九・六	四六・三	二一・三
一九一〇—一四	二三・八	二六・六	一八・七
一九一五—一九	一四・一	二〇・七	五・三
一九二〇—二四	一四・六	二六・六	五・二
一九二五—二九	一一・二	二二・二	四・〇
一九三〇	九・七	二二・三	三・八

故に正式起訴罪に因つて禁錮刑務所に收容せられたる者の數は、警察に知れたる正式起訴罪件數の增加の爲めではなく、寧ろ增加に拘らず減少したのである。正式起訴罪に對する起訴件數と正式起訴罪に因る禁錮刑務所收容者との關係についても、殆んど之れと同じことが云はれ得る。卽ち起訴件數は大戰直前極く少しく減少したきり、その後は殆んど變動がないのであるが、禁錮刑務所收容者の方は大戰前急激に減少した儘、その後殆んど變動がないのであつて、一九〇四年には正式起訴罪に因る起訴件數の四九・〇パーセントのものが禁錮刑務所に收容されてゐるに對し、一九一五年乃至一九年にはそれが二〇・七パーセントに減少し、その後大した變動がなくて一九三〇年には二二・三パーセントとなつてゐるのである。

略式起訴罪については唯一つ起訴件數の指數があるのみである。しかし、かうした起訴件數といふものは、實際の犯罪件數變化の指數としては全然信賴の出來ないものであつて、今の儘では、略式起訴罪に因り禁錮刑務所に收容せられたる者の變化と密接なる關係を有するものではない。略式起訴罪に對する起訴率は大戰前次第に減少し、その後徐々に增加はしたものゝ、しかしまだ戰前の水準までには達してゐない。之に反し、略式起訴罪に因る禁錮刑務所への收容者は、大戰前既に徐々と減少しつゝあつたが、續いて約四分の一ほどに激減し、その後は現在に至る迄大體大戰當時の水準を推持してゐるのである。一九〇四年には略式起訴罪に因る起訴件數中の二二・四パーセントが禁錮刑務所に送致されたが、一九三〇年には僅か三・八パーセントに過ぎなくなつてゐる。從つて、結論としては、一般犯罪率の變化は禁錮刑務所

收容者率と殆んど直接の關係は有しないが、起訴件數の減少が裁判所をして禁錮刑の言渡を避けしめ、その他の處分方法を用ふるに至らしめたについては幾許かの影響を與へた、と爲すことを得るであらう。

（ホ）**特殊收容所の發達**——以上述べたる原因のほかに、刑務所以外の種々なる施設の發達したことも、禁錮刑務所收容者の減少にいくらかの影響を與へてゐる。これらの施設に對する收容狀況については後に詳しく述べんとする處であるが、それに依つて、一九〇四年より一九三〇年に亘りこれらの施設に收容せられたる者の數が約一、五〇〇人で、これが禁錮刑務所收容者數を年々一、五〇〇人だけ減少せしめはしたであらうが、禁錮刑務所收容者の減少總數が一五〇、〇〇〇人に達してゐることから見れば、殆んど物の數にならないことがわかるであらう。

之を要するに、一九〇四年より一九三〇年に亘る禁錮刑務所收容者の減少を總括して云へば、罰金との選擇を許されずして禁錮刑務所に收容せられたる者の數は、主として保護觀察の發達の爲めに減少したものであること而して、保護觀察の制度は正式起訴罪を犯したる者の處分方法としては本來の意義を有したが、略式起訴罪を犯したる者については主として不起訴處分（discharge without a finding of guilt）に對する代用に過ぎなかつたことが云へるのである。また、罰金の不拂に因る禁錮刑務所の收容者は、一部は一九一四年の法律が犯罪人に罰金支拂の猶豫期間を與へたこと、一部は酩酊の減少に因つて減少した。新しき施設の發達も亦禁錮刑務所收容者の減少について若干の意義を有する。併乍ら、一般犯罪率の變化は殆んど直接の影響を有せず、たゞ起訴件數の恆定乃至は減少に基づく裁判官の安全感が寬刑に傾くに至らしむることに依つて、間接の影響を有するに過ぎざるものと見られる。

三、特殊收容所に於ける狀況

懲役刑務所、禁錮刑務所、ボースタル院及び豫防拘禁刑務所等に於ける傾向については以上述べた通りであるが、最後にその他の特殊收容所に於ける狀況を瞥見しておかねばならない。その結果、これらのものについても大體右と同じやうな傾向が見られるのである。

第一は精神病犯罪人である。一九三〇年には精神病犯罪人でブロードモーア（Broadmoor）の特別收容所に收容された者が六一人、同じく地方隔離所（local asylum）に收容された者が九九人であつた。人口十万人當りの精神病犯罪人收容數は一八九三年乃至九四年の〇・六〇人より一九一〇年乃至一四年の〇・六七人に增加したが、大戰中〇・四三人に減少し、更に一九三〇年には〇・四〇人に減少してゐるのであつて、その數は至つて少い。刑務所收容者數の減少に對して何等影響を及ぼしてゐるとは思はれない。

心神障礙犯罪人のために特別の級が設けられたのは餘程以前のことであるが、裁判所がはじめて犯罪人を心神障礙者收容所に送致することが出來るやうになつたのは一九一三年のことであつた。而して、その數は一九一四年の二七人より一九三〇年の二八一人に增加した。これらの者は一般に在所期間が比較的短く、訓練が出來ると監督付きで釋放される。この政策は、一九一四年以後に於て精神病犯罪人收容所の收容者が幾らか減少した原因の一半を爲すものではあるが、それにしてもその數は極く僅かで、こゝに云ふ特殊施設收容者の增減に對しては殆んど影響を有しない。

次ぎは酒癖矯正所（inebriate reformatory）。一八九九年の條令によつて二つの酒癖矯正所が設けられ、私設の矯正所では仕末のつかないやうな犯罪人達が、裁判所の命令に依つて、これらの國立矯正所に送致されるやうになつた。一年平均收容數は一九〇〇年乃至〇四年に於ては二六八人、一九一〇年乃至一四年に於ては二九三人であつたが、その後これらの矯正所は事實上廢止されるに至つた。しかも、これらの矯正所は、その最盛時に於てさへ、收容數は極めて少數に過ぎなかつたので、酩酊に因つて禁錮に處せられたる者の數を見る上には大した影響を及ぼしてゐない。

第三は警察の留置場（police cell）。警察の留置場は一九一四年の條令に依り、裁判所に依つて自由刑（institutional punishment）の一種として用ひられるやうになつた。この刑は主として放浪及び單純窃盜に對するもので、拘禁の期間も比較的短い。一年平均收容者數は一九一七年乃至一九年の一八二人から一九三〇年の一、五三七人に增加した。この處罰方法は禁錮刑務所收容者數を幾らか減少した。

次ぎは感化學校（reformatory schools）及び授産學校（industrial schools）である。先づ、犯罪少年に對する感化學校は、一八五四年に作られた。これは主として正式起訴罪を犯したる十四歲乃至十六歲の少年のために用ひられる。これらの學校は私人の經營にかゝるものであ

るが、内務省が之を監督してゐる。一年平均收容者數は一八六〇年より一九一〇年乃至一四年の間に於て約一、二〇〇人で、その間絶對數には殆んど變動がなかつた。然るに、大戰中に於て一、六一六人に增加し、續いて一九二四年、七二四人に減少したが、その後は次第に減少しつゝある。兎に角、人口に對する割合は徐々に減少傾向を示して居り、大戰以來、この傾向は明かに促進されてゐるのである。

十四歲以下の獨立の出來ない (dependent) 遺棄 (neglected) 乃至犯罪少年に對する授産學校も一八五四年に始められたものである。これらの學校も亦私人の經營に屬し內務省の監督を受けてゐる。これらの學校は、最初は主として自活のできない少年達を收容するのが目的だつたのであるが、今では主として犯罪少年の收容所となつてしまつてゐる。一八九三年乃至九四年に於て四六九人の少年が、犯罪行爲に依つてこれらの授産學校に送られたが、この數字は、大戰中に於て一、三六三人に增加したことがあるほか、今日まで殆んど變りがない。

又一九〇九年の條令に依り、十六歲以下の少年にして犯罪行爲を犯したる者は、裁判所に依つて一ケ月を超えざる期間、警察が少年被告人を拘置するために設けたる場所に拘禁することが出來ることになつたが、これらの拘置場に送致されたる者の一年平均數は一九一〇年乃至一三年の一九五人から一九二五年乃至二九年の一四人にそして遂には一九三〇年の五人に減少し、かくて、この種の拘禁は事實上廢止せらるゝに至つた。

以上述べたる收容者のほかに、多くの民事收容者 (non-criminal prisoners) が債務その他の理由に依つて禁錮刑務所に送られてゐる。一九三〇年には一三、二七六人の民事收容者が禁錮刑務所に送致されたが、その內一三、〇二二人のものは債務者であつた。而して、略式手續裁判所の命令に依つて送致された債務者の內、二九パーセントの者は私生兒認知命令書 (bastardy orders) の不拂に因り、四八パーセントの者は家族の扶助を缺けることに因り、而して二三パーセントの者は租稅の未拂に因るものであつた。注意すべきことは、刑事收容者は著しく減少しつゝあるに拘らず、民事收容者は殆んど減少してゐないことである。一八九三年には、債務者として收容せられたる者の數、禁錮刑務所全收容者の七・八パーセントであつたものが、一九三〇年には、二五パーセントに達してゐるのである。

之を要するに、これらの施設は刑務所收容者減少の原

因を說明することについては無視してもいゝ位のものである。事實、これらの中には普通の刑務所に於けると同樣の減少傾向を示してゐるものがあり、殊に酒癖矯正所、感化學校、拘置場がさうであり、精神病犯罪人收容所がある程度に於てさうである。

四、結　論

スザランドの敍述に從つて英國に於ける刑務所人口の趨勢並びにその原因を紹介した私は、こゝに愈ゝ彼の結論に觸れることゝなつた。彼は云ふ——

以上の分析に因つて得られる總括的、積極的結論は、英國に於ける刑務所人口の減少が二つの原因に依るといふことである。一は保護觀察及び罰金支拂猶豫期間の制定であり、二は酩酊の減少である。而して、總括的、消極的結論は、この減少が犯罪率の變化の直接の影響ではないといふことである。尤も、犯罪率の一定せること乃至は減少しつゝあることが、安全感を生み、その結果、刑務所拘禁以外の方法の採用を促進させたことは見逃し得ないところであるが。

前述の變化を齎した根本的原因の中に於て、犯罪率、教育及び經濟狀態の進步は確かに重要である。殊にハワード協會 (Howard Association) はたえず特殊收容者の減少を强調しつゝあり、その影響は可なり重大なものがあるのである。最近に於ては、この協會は、債務者、少年犯罪人及び短期刑者の減少のために努力を拂つてゐられる。また、行刑當局者並びに刑務官吏は大部分終身官であるので、專門家としての興味と能力とを發達せしめつゝあることを思はねばならぬ。加ふるに、刑務所はすべて一つの中央機關の下に統一されてゐるので、政策を組織し、實驗を統制し、結果を決定することが出來るといふ便宜を有つてゐる。更に、この刑務所人口の減少は英國その他の諸國に於て、既に一世紀間も續けられてゐる一大社會運動の一部を爲してゐるやうにも思はれるのである。卽ち、英國に於ては既に行刑殖民地への流刑が廢止せられ、死刑並びに笞刑も殆んど全く跡を絕つてゐるし、又、刑務所規則違反による懲罰も大いに減少した。例へば懲役刑務所では、一九〇二年乃至〇七年に於ては男子收容者の三七・四パーセントが懲罰に處せられたに對し、一九三〇年には僅か一三・四パーセントに過ぎなかつた。禁錮刑務所についても、懲罰率は一九一三年乃至一四年の一二・八パーセントから一九三〇年の四・二パーセントに減少した。更に懲罰の苛酷さも寬和

された。被告人乃至被疑者に對する留置場（lock-up）の使用さへ大いに減少された。即ち、一八九三年には、起訴件數の五六パーセントは逮捕よりは召喚に依つて始められたものであるが、それが一九三〇年には七七・一パーセントに增加してゐるのである。正式起訴罪を犯した者でさへ、一八九三年の八パーセントに比し、一九三〇年には二二・五パーセントの者に對して召喚が用ひられてゐる。刑務所の人口はスコツトランド、アイルランドスウエーデン、獨逸その他の大陸諸國に於ても減少しつゝあるが、この運動は、恐らく、犯罪率が國民の不安全感を生ぜしめないやうになつてゐる國には、すべてに擴まることであらう。

附表

人口十万人當り警察に知れたる正式起訴罪件數、正式起訴罪に因る起訴件數、懲役刑務所收容者數、禁錮刑務所收容者數

年次	警察に知れたる犯罪件數	正式起訴罪に因る起訴件數	懲役刑務所收容者數	禁錮刑務所收容者數
一八九七—六四	四四八・七五	二七六・六一	一三・五〇	四九四・八〇
一八六五—六九	四四二・五六	二七九・四〇	九・一三	五四七・八二
一八七〇—七四	三六六・四三	二三二・一〇	七・〇四	五九三・八八
一八七五—七九	三九七・三五	二六六・〇〇	六・六二	六二六・三二
一八八〇—八四	三六七・五〇	二三二・六三	五・四三	六一一・六四
一八八五—八九	三一二・二九	二〇四・七八	三・四〇	五四五・八一
一八九〇—九四	二八四・九三	一九一・〇五	二・八六	四九八・八四
一八九五—九九	二五五・〇二	一六三・八四	二・四六	四八〇・九六
一九〇〇—〇四	二五五・八七	一七二・七一	二・七六	五二四・三六
一九〇五—〇九	二八五・七二	一八二・八二	三・〇五	五二九・〇八
一九一〇—一四	二六九・五六	一七五・一一	二・二七	三九六・四九
一九一五—一九	二五一・〇〇	一七一・五〇	一・二五	一二二・三三
一九二〇—二四	二七九・九九	一五四・二五	一・二八	一一七・三一
一九二五—二九	三三四・八七	一六二・八九	一・二三	一〇二・九八
一九三〇	三六九・三七	一六〇・九〇	一・三四	九五・〇八

Criminal Policy and Eugenics

Dr. G. Behne

刑事政策と優種學

獨乙ケルン大學教授

ドクトル・ボーネ

(一)

反社會的の意志に出で、社會に危害を及ぼす行爲としての所謂犯罪に對しては、國家は、反動作用として自ら保護するに足るとし且つ保護を必要なりと認むる法益（レヒツグート）財を斯かる危害より保護せんと努むるものである。この保護は、當然二つの方法によつて行はるゝのである。即ち一方では、行爲者共者に加へる作用により、他方では、社會公衆に加へる作用によるのである。而して、更らにこの國家の反動の中に、犯かしたる罪を贖はしめ、かくして進んで、國家の法禁に威力あらしめ又は將來の犯罪を豫防するの手段の存するを認むるに從つて、この双方の場合に二重の目的が存してゐるといへるのである。犯罪者に對する場合に關しては、で、犯罪に對する國家の反動といふことは、一方では、國家に對して行はれた不正に對する報復手段であり、他方では、犯罪者をして更らに罪を犯かさゞらしめんかための威嚇的にして同時に感化的の手段となり、社會公衆に對する場合に關しては廣く社會的の價値觀念を振ひ起さしめ、公衆の思想感情を社會的に陶冶して、由て以て、社會的に行爲するの人たらしめ、しかも亦た、公衆をして將來に向つて犯罪を敢てせしめざらしむるの目的を有つた一箇の精神的の感化作用となるのである。この見地から看ると、犯罪に對する國家の反動は、常に同時に一般豫防（Generalprä-

vention）の目的を滿す報復手段であるばかりでなく、また、犯罪者箇人にとつて將來の犯罪に對する豫防方法であらねばならないのである。

さて、こゝで問題が起つてくるのである。それは、報復主義に基いて執行せらるゝ刑罰のみで實際有効な豫防の任務が遂行せられうるだらうか、さうではなく、この刑罰と共に、罪せらるべき行爲の報復といふこと以上に出づる目的を有つてゐる特殊の防止方法が講ぜられるべきではないだらうか、そして更らに、行爲者に責任能力のないため又は其他の責任排除原因の存するにより全然刑罰を科する能はざる場合に於ては刑罰は課することはできないもので、獨り豫防方法のみが必要なのではないだらうか、といふ問題なのである。この終りの疑問は、効果の多かるべき保安處分の撰擇に關する問題と共に、犯罪の原因は犯人の素質に存するものか、又は環境に存するものか、はたまた、二者双方に存するものなりや、語を換へて言へば、犯罪を行ふ第一の原因は遺傳で定まつた犯人本人の素質（肉體的にも精神的にも）に存するものであるか、又は、犯人の現に生活し又は嘗つて生活したことのある環境の感化に求むべきであるか、といふ一歩遡つた疑問を明かにした後で、初めて答ふべき疑問である。若し、第一の、卽ち犯人の素質に存するといふ假定が眞であるならば、其場合には、犯人の身體に加ふる手術で（犯罪傾向の强弱に從ひ）爾後の犯罪的活動を不可能ならしめ又は治療によりて本人の反社會的傾向の原因を剔除するといふような保安處分のみが論ぜられ得るのである。之に反して、第二の、卽ち環境の場合だとすれば、犯人がとにかく改善可能と認められる限り、環境の變化と共に、たゞ敎化手段の一途に出づる外はないのである。かくして、終に、あらゆる刑事政策上のプログラムを立案する際に當つては、先づ、人をして犯罪を敢てせしめた衝動の內力的又は外力的の原因を探求してみなければならないことになるのである。で、例へば、今日のような經濟的危機に面して行はるゝ財產犯に於けるが如く、內力的の要素、特に性格又は其他の遺傳に存する素質の影響の働いてゐないように見える程最初から外部的原因の重大なりと思はるる場合に於ては、この問題は特に緊切なものとなるのである。しかし、また、かゝる場合に於ても、同じ境遇に在るものゝ凡てが必ずしも財產犯を行ふものではないといふことを思ふ時、急迫の場合だからといふ極めて明白な事情もどうやら疑しいものとなるのであつて、この場合にも、性格の不安定といふこと、が決定的な犯罪の原因となるのである。而して、更らにまたこの性格の不安定といふこと其者からしてか遺傳の素質か又は遠い昔に受けた環境の影響かの結果であり得るのである。

固より、この短い論文で「素質と環境」（„Anlage und Umwelt"）の問題の研究に關して徹底して述べつくすことは思ひも寄らないことで、玆處では、たゞ簡單に、將來犯罪の原因の研究がどんな方向を取るだらうか、延いて、國家の之に對する豫防處分が、先づ第一に、優種學的の性質のものか、又は、感化的の性質のものか、二者いづれを先きにすべきかについて、或る暗示を與へ得れば十分だとしなければならない。

（二）

以前の自由主義の國家觀念のシステムが、醫學特に精神病學で證據立てられ得べき精神錯亂狀態の存在せざる限り、凡ての公民を原則上平等なりとする假定から出發してゐることは、人の熟く知る所である。固より、こんな平等なんてものは存在しないし、實際の經驗はむしろ甚しく之に反した事實を語つてゐるのだから、全く一箇の假定にすぎないのである。この假定から、人は誰れでも秩序的に感化改善し得るものであるといふ論旨を引き出して來たのである。これは、多少、單に性格に及ぼす感化で犯罪者の社會的更生を努むる刑罰執行を組織せんがために特に論理上の假定として設けた氣味がないでもないのである。而して、この性格上の感化といふのは、第一に、社會のために犯人の思想や感情を陶冶し變化せしむるのではなく、主として個人の立場からの社會生活の適合性を養ふことを目的としてゐるものである。最も効果の多い方法で犯人を社會的經濟團體の中へ編入して巧みに個人の社會復歸を完ふせんとするもので、社會全體の福利を增進せんが爲めの社會のメムバーの召集ではないのである。この專ら個人の立場から企てられた感化處遇は、第一に、肝心の刑罰執行のためにも、進んでは一般犯罪防止のためにも、例外は別として、普通は何の役にも立たなかつたのである。事によると、むしろ、惡い結果を及ぼしてゐるかもしれないのである。一年々々高まつていく累犯の數字は、此の方法の効果のないことを余りにも明白に示してゐるのであつて、爲めに、これとは相反した方法の効果の多かるべきを豫想して、其の先要條件として、ビーナル・システムの變更が唱へられて其實行も近しと思はれるのである。しかし、玆處で、

問題となるのは、犯罪の發生に於て、犯人の素質が第一の要因をなすものであるといふ説も亦た一つの假定にすぎないのではあるまいか、はたまた、實際的に觀て、特に、實驗上この第一要因の事實であるといふことは科學的に證明せられる得るものなりやいなや、といふことである。

(三)

個々の犯罪原因の刑事生物學上の、科學的研究の起源が、ロムブロゾー並びに其一派の刑事人類學上の調査から始まつたことは人の熟く知る所である。しかしながら凡ての犯人（ロムブロゾーの意味での所謂「眞正」（echte）の犯人）の三五パーセントは責任能力のないものだといふに至つた生來的犯人の學說は、其說く所の余りに一方に偏してゐるために、遂に大方の反對を受くるに至つたのである。しかし、一方には遺傳學、他方には組織學の新しい研究が始まるに及んで（後者は主としてクレッチマーに負ふ所多し）、刑事生物學（Kriminal-biologie）は、再び新たな營養を吸收して、其の生長發達が改めて學者の興味を惹くことになつたのである。一方では、遺傳學は、胚種の傷害及び素質の遺傳の合法性特に或種の精神上並び肉躰上の疾患の胚種傷害を來たすべき作用を證明すると共に、(1)他方、組織學は、形質遺傳の研究と相結んで、體格と性質との間に存する密接なる關係を示したのである。(11)

(1) Baur-Fischer-Lenz, Menschliche Erblichkeitslehre u. Rassenhygiene, 2 Bde., 4 Aufl. 1932.
Kehrer, Erblichkeit u. Nervenleiden, 1928.
Simmel, Wirkliche u. scheinbare Vererbung von Krankheiten, 1931.
Siemens, Vererbungslehre, Rassenhygiene u. Bevölkerungspolitik, 5. Aufl, 1933.
Mezger, Kriminalpolitik, 1934.

(11) Kretschmer, Körperbau u. Charakter, 9. u. 10. Aufl. 1931.
Hoffmann, Das Problem des Charakteraufbaus, 1926.
v. Rhoden, Methoden der konstitutionellen Körperbauforschung, 1929.
Georgi, Körperbau u. seelische Anlage, 1928.
Max Schmidt, Körperbau u. Geisteskrankheit, 1929.
Mezger, Kriminalpolitik, 1934.

玆處に、(1)と(11)に擧げた外に、更らに、幾多の專

門家の犯罪者に關する研究を基礎として、近代刑事生物學は發生したもので、已に今日では一箇のウイセンシャフト（科學）として獨立した研究の領域を定め、「刑事生物學々會」（„Kriminalbiologische Gesellschaft"）なる學會の下に此の領域に働いてゐる多くの研究家を網羅してゐるのである。

(四)

遺傳の進行によるにあらず、初めて有毒な影響（アルコール、麻醉劑、梅毒、代謝機能の破壞、傳染）によりて現はれ、本人ばかりでなく、更らに子孫に、其の疾患としての作用を露してくる肉體上並びに精神上の傷害が環境の影響と相反する素質上の要因に歸すべきものであることは、今更深く言ふを須ひないのである。(1)

(1) Bonne, Verbrechen als Krankheit, 1927.
Mezger, Moderne Strafrechtsprobleme, 1927.

この事は、犯罪に關する幾多の廣汎な調査によつて確證さるゝ所で、特に、最近に至りては伊太利のローマのデイ・チュリオ博士によりて研究の結果が公にされてゐるのである。(1)

(1) Di Tullio, La constituzione deliquenziale nella etiologia e terapia del delitto, 1929.

デイ・チュリオ博士は、精神病學者として、有名だつた故ビアンチ氏が多年自分の職業上の經驗から得られた結論に基いて立論してゐるのである。(1)このビアンチの結論といふのは、犯罪といふものは肉躰上並びに精神上の異常缺陷に歸すべきものである、といふのであつて、ビアンチ氏は、此等の異常缺陷は、進展の過程をたどる障害（遺傳、環境）、又は、病的な弛脫（神經質）又は、中毒（アルコール）、又は、傳染（梅毒）等から生ずるもので、近年公にされた研究の多くは、凡ての眞の犯罪的行爲の根源を病的に變態な性質の中に求むべきことを主張してゐるのである、と說いてゐるのである。

(1) Bianchi, Eugenica, igiene e profilassi mentale, Napoli 1925.

デイ・チュリオ博士は、更らに進んで、一萬二千以上の犯罪者につき、加ふるに警察學校の人類學科に於て行はれた他の數多き調査を基礎として研究を進めた後、ビアンチ氏と同じ結論に到達したのである。特に記すべきは、デイ・チュリオは、一九二五年に於て八千人の受刑者に對して行つた研究で、其内の三千六百三十六人は何

等反社會的の態度なく（ロムブロゾーの謂ふ疑似犯人）、之に反して、殘余の四千三百六十四人は肉躰並びに精神上の異常と共に、其の九五パーセントまでは病的の狀態（てんかん、神經衰弱、變態性、アルコール中毒、結核ヂフイリス）を示してゐることを發見したのである。更らに亦た、博士は、謀殺犯で起訴され且つ自白した四百人の受刑者に對して行つた調査の結果、其内の百三十七人は癲癇病者で、百七十五人は組織上の神經衰弱性、四十五人は變態心理、六人は精神耗弱で、即ち、九〇・七五パーセントのものが遺傳的に疾患を有つてゐることが分明かつたのである。デイ・チユリオは、また、これと同じ結果を、掏摸、夜盜、詐欺師、性的犯人、並びに、少年犯人に於ても發見したのである。是に於てか、博士は、終に、凡ての眞正（エヒト）の犯人といふものは、程度の差はあるが、生來（コンスティテユショナル）アブノーマルであり、而して、かゝる素質上の異常即ち組織上の發達の不均衡といふものは偶發的な性格に存しない犯罪傾向ばかりでなく、凡ての犯罪の赦すべからざる豫件たる特殊の生物學上のファクター（因子）を形作るもので、眞の犯人といふものは悉く内部的の發達の缺陷を示してゐるものである、といふ結論に到達したのである。デイ・チユリオ博士は、更に論を進めて、常習的の犯人は胚細胞の損傷並びに中毒によつて遺傳的に障害を受けてゐるものである。彼は其發達に於て極めて低い段階に止まつてゐるものであるかはたまた、形態上並びに機能上の不均齊、急性又は慢性の機能障害、及び、之に伴ふアブノーマルな性癖と欲望とを有つた不調和な發達の徴候を示してゐるものであつて、而して、かゝる性癖と欲望とが社會生活の法則と背反するに至るのは自然の勢で、唯だ其永續性と强弱の度合が時によりて異るだけである、と言つてゐるのである。

この關係に於てデイ・チユリオは四つの主なる型を區別してゐるのである。

(一) 隔世遺傳の變態的傾向の强いもので、割合に稀れな、しかし、極めて截然と際立つた犯人の場合で、ロムブロゾーが「生來的犯人」（„delinquenza congenita"）と呼び、後に至りて生來的道義劣等性（konstitutionell-moralische Minderwertigkeit）と名づけたるものである。

(二) 重症の神經病を有つてゐるもので、これには、種々の癲癇病者、神經衰弱症、興奮性又は鈍麻性、並びにヒステリー症、

(三) 低能、偏執狂

(四) 混合型、此場合には、隔世遺傳的癲癇性精神病の結びついたものが非常に多いのである。

以上、凡て此等の研究から、少くも所謂眞正の犯人の大きなパーセンテージは、素質上即ち遺傳並びに胚種の障害の爲めに反社會的の行爲を行ふような素因を有つてゐる、といふことが自ら明瞭になるのである。而して、此等の犯人は刑事政策上の或種の方法の助けを借りて纔かに所謂偶發的犯人たることを免がるゝ部類の人間なのである。

(五)

之に反して、環境説（Milieutheorie）は犯罪發生の根本たるべきものを主として環境の影響[1]の中に求めんとするものであつて、これについては簡單に次のようなことが注意されるべきである。

(一) Exner Krieg und Kriminalität, Krim. Abh. H. I, 1926. Mezger, Kriminalpolitik.
W. Sauer, Kriminalsoziologie, 1933.

(一) 社會に生活してゐる人間の凡ての行爲と等しく、所謂犯罪も亦た行爲以前並びに行爲最中に働きかける環境の感化と及び行爲するもの、性格との相合して生じたものである。而して、この事は、犯罪的行爲が反社會的行爲として、社會が自己の存立條件として有つてゐる要求に對して向けられた時に、特に其然るを覺ゆるのである。

(二) それにまた、行爲者の性格さへも、素質からばかり出來るのではなく、行爲の時までの生活の間に環境の感化によつて形作られ決定さるゝものであつて、而して、この感化は、肉躰にも精神にも有害に働くこともあるのである。

(三) 是に於てか、環境といふものは、犯罪行爲の原因として、これを觀察する時期の異るに從つて、色々の異つた役割を演ずるのである。行爲の時に在つては、環境の感化は、普通全然部分的原因（Teilursache）で、行爲者の性格と結びついて行爲を容易にし、即ち解放するもので、現實の即ち情況による刺激となるのである。（所謂性格の解放の問題）（Auslösungsproblem）。之に反して部分的原因としての行爲以前の環境の感化は善いにつけ悪いにつけ性格の助長發達を促すもので、生得の素質（遺傳及び胚種障害）と相俟つて相互作用を爲して性格

を形成するのである（所謂性格發達の問題）（Entwicklungsproblem）。この解放の問題と發達の問題を區別するの重要であるのは優種學の見地から看ても亦た明かになるのである。例へば、長い間には終に極めて激し易い性情を養はれてしまう慢性のアルコール中毒の作用を想起せざるを得ないのである。かゝる性癖は極めて微少な刺激ですら往々にして他に對して攻撃的行爲に出でしむるのである。現實の刺激で高められた性慾の發動としての風紀犯についても同樣である。(1)

(1) Lenz, Grundriss der Kriminalbiologie, 1927. u. Hentig, Ueber Verbrechensursachen. Biolog. Grundlagen u. soziale Auslösung. Mitt. d. Kriminalbiol. Ges. Ⅲ, 148 ff.

この見地からすると、環境の影響からくる犯罪發生の原因の研究の大部分は、特に戰爭の影響に關する研究は性格解放の問題の解決には多少寄與する所があるが、戰時並びに戰後の犯罪傾向についての研究は、素質並びに環境から生ずる性格の生長發達については何物をも語ることはできないのである。

以上の歸結から、「素質が豫め定め、環境が實現する」（„Das Erbgut prädestiniert, die Umwelt realisiert"）「發達の可能性は素質と共に賦與されてゐるのだが、其の實現は素質の開展して行くべき環境の條件によつて決定さるものである」（„Die Potentialität des Entwicklungsweges ist mit den Anlagen gegeben, seine Aktualität ist durch die Umweltbedingungen bestimmt, unter denen die Anlagen sich entfalten."）といふユストの語が出て來るのである。(1)

(1) Just in „Vererbung und Erziehung" 1930, S. 15.

(四) 更らに、かういふことになつてくるのである。それは、性格の樹立さるゝに當つては、いづれもの場合に於て、素質と環境の双方の要素に全く異つた持分を歸屬せしむることができるといふことである。卽ち、遺傳の素質で與へられた發達の傾向が非常に强くあつて、いかに異つてゐる環境の條件でも其發達過程を全く變化せしむることができないか、又は、よし變化せしめても、只だ僅かに微細の點に止まつて、爲めに素質がどこまでもいつきりと抽んでゝ顯はれてゐるといふことがあるし、或は又た、遺傳による素質が環境の影響で甚だしく變化せしめられてしまつて、それがために、環境の條件の方が一つ一つそれ〴〵の形を取つて現はれて來るといふこともあるのである。（これは特に精神上の遺傳に屢々見る所である）。

(五) 强弱の差はあるにしても、箇人の上に斷えず環境の影響が加つてくると、箇人は、新しい環境の影響に對して、始終異つた箇性として、卽ち、斷えず變化して行く素質と環境の相互作用の産物として新しい環境の影響に面して立つてゐることになる。で、ために、多くの犯罪者の場合に、自分の行爲に對して、それを外部から心理の連鎖を破つて侵入して來たものであるといふような主觀的の感情が起るのである。丁度、これと同樣に、素質の本になつてゐる性格の發達は、所謂大器晩成で、其發達の自然の進行が晩くなつてから完成し、環境の影響で一定の方向を與へられた箇人が出來上つてくるといふのも、亦た、極めて自然の事である。約言すれば、ユストが曰つたように、かうなるのである。卽ち、「箇人は環境の影響を容るゝに吝かでないばかりでなく、環境によつて完成さるゝのである」（„Das Individuum ist nicht nur umwelt „offen", sondern auch umwelt „eafüllt."）(1)

(1) Just in „Vererbung und Erziehung", S. 17. Hoffmann, Charakter und Umwelt, 1928.

(六) 最後に、また、箇人の發達にとつては環境、特に精神的環境は、絶對的の與件ではなく、發達する箇人の上に働きかけるけれども、「しかし同時に、箇人は、環境の客觀的與件の中から、自分の眞の意味での自分の自己獨特の主觀的の環境を作り出すことによつて、環境の作用の方法と範圍とを自分で決定するものである、といふことを更らに注意すべきである」。(1) この事は、素質と環境との性格發達上いづれが首先の位地を占むべきかを決する場合に特に重要なのである。何となれば、最後に、箇人をして環境の刺激に反應する、しかも、自分の滿足する確乎たる方法で反應することを得せしむるものは、實にこの遺傳（素質）で與へられたものが然うさせるからである。是に至つて、遺傳で與へられた素質が箇人と環境との間の相互作用を決定することになるのである。これが、客觀的環境の如何なる影響が主觀的の環境の構成分子となるかを決定するのである。「箇人は自己固有のミリユウ（環境）を有つてゐるのであつて、これは、箇人自身の遺傳の素質の協力の下に出來上るのである」。(1)

(1) Just in „Verrbung und Erziehung", S. 17. Hoffmann, Charakter und Umwelt, 1928.

(1) Just, a. a. O., S. 18.

(六)

以上の考察の結果として、遺傳で條件つけられた素質は只だ環境の中でのみ自己を完成することができるものであつて、しかも、また、一方では、環境は、素質に於て與へられた發達の傾向が自分に迎合してくる限りに於てのみ、個人の上に働きかけることができるものである、といふことになるのである。個人の發達過程に於ける此等二つのファクターのそれ〴〵を引き離すことの不可能であるのは、恰も土地と日光と水分の作用を受けない草木の生長の不可能であるのと全く等しいのである。而して、植物は自分に適した土地を求め其性質を變じ、若し又た、其性質に適した生活條件を見出さない場合には、死滅して行くが、人間の生活も全く之と等しいのである。ゲーテ語錄の一八二八年十二月十六日のくだりに、彼はエツケルマンに、「勿論、我々は色々な能力を持つて生れてくる。しかし、我々の發達は全世界のあらゆる影響のお蔭で、この世界から自分に適したもの、自分の力の及ぶものを取つて自分のものとするのである」(〃 Wir bringen wohl Fähigkeiten mit, aber unsere Entwicklung verdanken wir tausend Einwirkungen einer ganzen Welt, aus der wir uns aneignen, was wir können und was uns gemäss ist.〃)

ゲーテの此語でも分明かる通り、この區別の中に、遺傳による素質が人間の發達過程に於ける要因として首先の地位を占むることが認められるゝのであつて、是に於てこのファクターが國家の凡ての社會政策上の活動の方向を定むるものとして基本觀念たるべきものである。で、若し、遺傳により又は胚種障害により損なはれた素質、又は、環境の作用で精神的にも肉體的にも損はれてゐる個人を優生學的に改善し、或は、更らに障害の子孫に及ぶことを阻止することができれば、國家が進んで干渉政策を執つて、民族衞生を實行し、即ち、語を換ゆれば、オイゲニツシユ(優生學的)に行動するのは、むしろ其任務である。

個々の優生學的手段(斷種其他)が刑事政策の特殊の任務でも問題でもないように、オイゲニーク(ユウゼニックス)(優生學)(人種改良)は決して刑事政策を實行するもの、特殊の任務ではないのである。優生的手段は內に在ても外に向つても强固なる存立の誰持を其最も高貴なる使命となす所の國家自身の任務なのである。しかし、精神的並びに肉躰的の障碍が、それは其人の遺傳から來たものにしろ、又は、初めて現はれたものにしろ、一と度犯罪傾向を帶びるようになれば、この優生上の任務は刑事政策を遂行する爲政者の任務となるのであつてしかも實に、豫防上の首要なる任務の一つで、この任務は、かういふ障害を有つてゐる個人の病的な性慾行爲を阻止し、病的の素質の遺傳を恐るゝ場合には、生殖を禁止するの義務を爲政者に負はせるのである。此等の手段は、特別(個人)豫防が効果が多いと見た場合には、保安監置(Sicherungsverwahrung)又は去勢(Kastration)であり、或は又た、一般豫防の効果を考へて、芽ぐむ生命又は芽くみ終つた生命(das keimende oder keimfertige Leben)に干涉を加ふることになるのである(優生學的の見地よりする姙娠中斷)。かゝる種類の豫防手段は、其効果をして犯罪を減少するばかりでなく、遺傳病者、特に精神病者、結核患者、生來の盲目者、不具者、聾啞者等の保護のため負擔しなければならない財政上の重荷から國家をして免かれしむるのである。

我々は、經驗上、或る種の精神上並びに肉躰上の疾患はたしかに胚種に障害を與ふることを知つてゐるのである。しかし、かうは言ふものの、同じ疾患が必ず常に子孫に遺傳さるゝものであるとか、または、一定の病的狀態特に生來の精神異常(特に白痴、低能)並びに後來發達した精神異常が反社會的行動に導くものであるとか、それ處か、必然的にさういふ行動を取るようになる、などゝ言うのでは固よりない。確實に遺傳さるべき精神異常としては、舞踏病、精神耗弱、早發性癡呆、憂鬱性精神錯亂、純粹癲癇、祖先の他の精神疾患から生ずる精神錯亂の大部分を算へることができる。レンツ教授は、ドイツに於ける此等の精神異常の分布を全人口に對するパーセンテージで次のように見積つてゐる。

普通の精神耗弱	一・五パーセント
高度の精神耗弱	〇・七五 〃
白痴	〇・二五 〃
精神病	一・五 〃
癲癇	〇・一五 〃

之に加ふるに、

低能者	一〇パーセント(約)
盲者	〇・〇一五 〃
聾啞者	〇・〇二五 〃

及び、身體の虛弱なるものを少くも一〇パーセントと見積つてゐる。

此等の部類のものから、犯人の大多數でないまでも多

くの精神病者を生ずるのであつて、特に、刑法第五十一條の保護を受くるもの及び責任能力の欠しいものはこの部類に屬するのである。このグルッペのもので特に重大なもののみ斷種（Sterilisierung）の手段が施されるのである。而して、この部類のものを把握することで正に將來の刑事政策にとつて決定的な意義のあることでガウプが曰つたように、（一）このグルッペを把握することなくしては、優生的な民族の淨化は思ひも及ばないのである。此點については、精神病者の子の平均數は他の普通人の子の平均數を遙に超過することを思ふべきである。この部類の精神病者には、特に頽廢したアルコール中毒者が屬するのである。このアルコール中毒といふことからして、多くの場合已に精神病的の性癖の徵候なのである。尙ほ外に、無感覺な精神病者及變態性欲者も此部類に屬するのである。

（一） Gaupp, Die Unfruchtmachung geistig und sittlich Kranker und Minderwertiger, 1925, S. 35 ff.

（七）

以上と關聯して斷種に關する一九三三年七月四日の獨乙國法律及びこれを補充した一九三三年十二月五日の施行法、並びに、去勢に關する一九三三年十一月二十四日の法律第二條（刑法第四十二條K）に於て規定せられてゐるような、斷種又は去勢並びに其實行の問題、更らに進んでは、素質又は肉躰的障害が個々の場合に於て如何に犯罪を條件づけるかといふ問題については、詳細に玆處で論ずる暇はない。[一]が、只だ、犯罪の發生の原因に對して素質說を取るについて、個人の責任の問題、特に遺傳的精神病者によつて專ら行はるゝ愛慾上の犯罪の責任能力の問題について、少しく論及してをきたい。

（一） v. Hentig, Eugenik und Kriminalwissenschaft, 1933.

これについて、先づ第一に言ふべきは、ロムブロゾー一派の唯物的な解釋に從つて、所謂生來的犯人の責任を否定し、其結果、刑罰に代ふるに豫防處分を以てしなければならない、といふ理由は斷じてないといふことである。これについては、素質上反社會的行爲への傾向が甚だしく決定的で、爲めに、刑法第五十一條に曰つてあるように「犯人が行爲の時意識を欠き、又は、病的の精神障害のため、又は精神耗弱により、行爲の違法なることを認識せず、又は認識するもこれに從つて行爲する能はざる」場合は、當然除外さるべきものである。しかしながら、これ以外の場合に、また、環境の影響と同時の

交互作用の下に在る素質の中に無意識の行爲の理由を認むることによつては、責任の問題は解決されないのであつて、正しくもリーゼ（一）が曰つたように、只だ一時問題を後廻しにしたゞけである。何んとなれば、「よしたとへ、無意識の動機から出た所爲にせよ、猶ほ、其無意識の動機が正しく犯人に歸屬すべきものである限り、この所爲は犯人に歸すべきものではなからうか」、といふ問題が猶ほ常に殘つてゐるからである。殊に、病的な傾向を有つた性慾は、一も二もなく犯人の責任能力を否定すべき原因とは決してならないのである。「變態性慾卽ちアブノーマルな素質の原因が、犯人をして一も二もなく初からアブノーマルな性的行爲を行ふものと定められてしまつてゐるもゝように見えしめる生來の組織上の缺點に求められる場合に於てすら、猶ほ且つ責任能力を否定する理由とはならないのである。」只だ、情慾の抵抗し難きことを是認すべきである自働的な性的犯罪の場合に於てのみ責任能力の存在を疑はなければなるまい。かゝる場合には、單に保安處分だけが問題となるのである。

（一） Riese, a. a. O., S. 110.

（二） Riese, a. a. O., S. 113. Mezger, Persönlichkeit

（八）

刑事政策並びに刑法に優生上の問題を取り入れることは、立法者が「保安並びに改善の規定」を別に一章として刑罰法規と並べて之を設けたと同じく、決して刑罰を除外するものでなく、必要欠くべからざる豫防處分と共に之を存立せしめてをくのである（一九三三年十一月廿四日付法律）

是を要するに、犯人並びに其行爲を自然科學的に觀察することは、決して犯人の行爲を專ら眼中にをく客觀的な刑罰の罪本主義（Tatprinzip）から主觀的な人本主義（Täterprinzip）への轉向を意味するものではない。これについては、刑の宣告を一層安全にすることによつて裁判手續の改良進步に俟つべきである。而して、かゝる刑事訴訟法上の改良進步は暫く之を措き、何人も躊躇する所なく、單一國家（Totaler Staat）（註——一九三四年一月三十日聯邦議會（ライヒスタッハ）にて可決せられたるライヒスカン

ツラー・ヒツトラーの「新建國法」（„Gesetz ueber den Neubau des Reichs"）により、從來の聯邦制廢止せられ單一國家となりたるを云）の刑法の立法方針の確定、其規定の根底に横はる價値の差別觀念、而して、其中に表明された個人の社會に對する第一義的な義務――かういふナチスの人生觀並びに社會觀が、自己の素質のために社會に對する義務の違犯に豫め運命づけられてゐる箇人にどんな義務を負荷せしむるかは、想像するに難くない處で、ナチスの國家觀念は、かゝる箇人に社會に對する高い任務を果たさせるため、「弱點を征服する」（„seiner Schwäche Herr zu werden"）といふ特別の義務を負はせるのである。之に反して、以前の自由主義の時代には、かゝる場合に社會は却てかゝる精神的に缺陷のある人間に對して大きな任務を有つてゐるものだといふ見地に立つてゐたのである。（了）

Deutsche Juristen-Zeitung, den 1. Januar 1934.

プリズン其自身が受刑者のレハビリテーション（社會的更生）の問題へのキーであると主張したオスボーンは正しかつたのである。犯罪豫防も、釋放後のパロールも、それは別な問題で、プリズンにこそ、一度び罪を犯かしたものを再び罪を犯かさない人間に矯め直す最大の機會は存してゐるのである。

フランクリン・デラノ・ルーズベルト
（米國大統領）

海外時報

捗かごつた犯罪征服

プレシデント・ルーズベルトの

ニユウ・ディール

いつかもこの誌上でアメリカ合衆國政府がニユウ・ディール（新政策）の手初めにプレシデント・ルーズベルトの御聲がゝりで、犯罪防壓のための努力準備をスピード・アップしてゐることを報じてをいたが（昭和八年十二月號）、このためか、どうか近時に到りて犯罪減少の兆が現はれ初めたのである。

デプレッシヨン（不景氣）の犯罪に及ぼす影響を知らうとする企ては今迄にいくらもあつたが、最近、ニユーセーク市の新警察長官（Police Commissioner）たるゼネラル・ヂオン・オライアン氏の報告する數字によると景氣恢復の初期とも見るべき一九三三年に於ては、ニユーヨークに於ける犯罪並びに暴力行爲は前年に比して八パーセントの減少を見み、殺人犯は一〇パーセントを減じたことを示してゐるのである。一九三三年には、殺人犯は、ニユーヨークでは、前年の一九三二年の四百七十八件に比べて稍減じて、四百三十一件となつてゐる。夜盜は二千二百七十六件より二千四百十七件に減じ、金がさの竊盜犯は一萬三千四百六十八件より一萬〇五百四十八件に減じてゐる。自働車竊盜は非常に減じて、一九三三年の八千九百件に比して六千九百九十一件となつたのである。

この事實は、不況と犯罪との關係について何物を證據立てゝゐるのであらう。ニユヨーク「タイムス」紙は次のような意見を述べてゐる。

「此等の數字に照して、經濟狀況のレカヴアリー（恢復）を豫見しても差支あるまいと思ふのである。殺人犯の例に照してみても、ハード・タイムス（不況時）と犯罪とは相伴つていくことが分明るのである。一九二八年と一九三〇年との間に、警察の報告に記錄されてゐるマーダー（謀殺）の件數は、前の二年は件數全く同じく三百七十三件で、一九三〇年は三百七十七件となつてゐる。しかし、一九三一年にはこの件數は急にヂヤンプして四百三十一件となり、一九三二年には更らに增加して四百七

十八件に上つてゐるのである。昨年の一九三三年には少しく好くなつて四百三十一件とはなつたものゝ、尚ほ一九三〇年前よりは遙かに悪いのである。

しかしながら、長い期間になると、度はづれの好況は痛烈な不況と同じく、殺人犯には悪い影響を與ふるものと見ていゝのである。一九二八年前の數年間は、殺人件數は平均一年三百件以下であつて、二十世紀の最初の十年間に於ける七百件乃至八百件に比べると大した違ひである。然るに、ブル・マーケツト（株式大奔騰）の一九二八年には、始んど一躍百件の增加を見たのである。其處へ、急にどか落ちのデプレッションが襲つて來て、この新しいレベルを更らに高めしむるに至つたのである。」

更らに、飜つて、犯人に對する法律の側を看ると、去年國務次官を辭して、以來、ルーズベルトの命で犯罪の調査に從事してゐたハーバード大學のレーモンド・モーレー教授（Prof. Raymond Moley）は、先週（四月中旬）、去秋任務を受けて以來作製中にあつた犯罪に對する法律執行の効果に關する報告をプレシデント（大統領）に手交するのも近日の中であらう、と紙上で宣言してゐるのである。氏の建議は、當然、合衆國（フエデラル）の法律（ロー）の變更、合衆國政府の行政上の改革、並びに、合衆國政府とステート（州）及び地方の官憲とのコオペレーション（協力）の方法とに關するものを包含するものと見られてゐる。

合衆國政府檢事總長ホーマー・エス・カミミングス（The Federal Attorney-General, Homer S. Cummings）は、先週、ワシントンに於ける或る公會席上で一場の演說を試み、現に司法省より議會（カングレス）提出中の十二ケ條の立法事項について概說する所があつた。其要旨は、フエデラル・ガヴアメント（合衆國政府）の警察力を强め、且つ犯罪防遏の功を擧ぐるため、合衆國政府とステートとの間及びステート相互間の協力を促進するに在るのである。

一方議會（カングレス）では、右の目的を達成するため三十の別箇の法案が起草されたのである。此等の法案の主たる目的はステート・ライン（ステートの境界線）を越へて橫行するクリミナルの活動を阻止するに在るのである。上院（セネーター）議員ローヤル・エス・コープランド（Senator Royal S. Copeland）は主として此等の法案に責任を有つてゐるのである。氏は、去年以來已に十ケ月活動中であつた上院のコムミツテイー（委員會）の委員長で、既にシカゴ、デトロイト、及びニューヨーク市の內外に徹底的の調査を行つたのである。この委員會は、各種の私設の犯罪防止團體と協力して、久しく跋扈してゐたラケツテイアー（恐喝團）の撲滅方法を講じつゝあつたのである。

ワシントンに在る諸新聞紙の通信員は、モーレー氏が其報告書を大統領に提出した後には、必ずや、合衆國政府の手によりて犯罪防遏の猛烈なる活動が開始せられるものと信じてゐる。

Literary Digest, April 28, 1934.

我々の「ニユウ・デイール」（新政策）をレヴオリユウシヨン（革命）だといふ人達は誤つてゐる。彼等はレヴオリユウシヨンなる語の頭文字Rを削り去るべきだ。我々は、レヴオリユウシヨンではない、エヴオリユウシヨン（進化）を經驗しつゝあるのである。

プレシデント・ルーズベルト

讀者の頁

◎刑務官の修養

日々生

一、健康なれ

完全なる健康を得る事に努めよ。首を眞直に伸し胸部を張り正しき姿勢を保て。毎時の食物は十分咀嚼し熟睡に心掛け適度の運動を怠る勿れ。今立所に汝が省みて汝の害になる慣習より脫却せよ。日本帝國は日々の仕事を萬全に遂行するに相應しい體力を養ふ事に力める人々にのみよつて繁榮し進展す。

二、家庭愛に生きよ

家庭に忠實なれ。常に衷心より父母を敬愛し父母の願望を尊重し、父母の心遣を感謝せよ。又衷心より兄弟姉妹を愛し常にその信賴と愛とを受け得る樣に行動せよ。かくて家庭の爲に其分を盡し心と手とを以て出來得る限り家庭を最善のものにする樣助力せよ。自己の家族を愛する事に依り家族以外の人人に對しても親切と尊敬とを拂ふ事を學べ。

三、親切なれ

自分の思想自分の言葉自分の行爲に於て親切であれ。無情な判斷や輕卒な判斷をするな。心から偏見を去り總ての人々の生命と本性とを尊重せよ。特に病む人悲しむ人自由を奪はれた人並に體が弱く知識の少い者に對し親切な言葉を遣ひ、親切な手を延べよ。親切は何時でも共同生活を益し、不親切は何時でも共同生活を害すと知れ。

四、浪費するな

贅澤借用負債を避けよ。されど一旦物を借用するか又は負債をした場合には、それを全然返濟し終る迄は決して休止するな。自分の所有の多少に關せずそれを賢く使用せよ。不注意であるな。自分の收入が許す範圍に於て生活する勇氣を持て。

五、勇敢なれ

恐怖に屈するな。困難を豫想するな。唯勇敢なれ。若し、苦痛又は危險に遭遇したならば其苦痛を忍び危險を冒し怯めず恐れず、明るい眼を開いて正しい道を直進せよ。自分の勇氣を試めさうとして偉大な行動を要求する晴の日の到來を待つな。無味平凡な日常生活に於て、尋常の本務を果す爲同じく汝の勇氣を用ひよ。みすぼらしい又は不人望な友にも眞實であることを大膽に具現せよ。

六、快活なれ

強く且眞實である生活を快活を以て更に美化せよ。精神を沮喪させる樣な思想に耽るな。唯歡喜と悅樂とに生きるやう努めよ。而して快活な顏色と言葉とを以て自分の歡喜を他人に頒て。呟く働手となるな。不精無精の間に合はせを止めよ。快活と歡喜と興味とに充ちて仕事にいそしめ。不快活は働手全體の氣を沈ませ仕事全體を害す。

七、純潔なれ

野卑な詩歌戲談其他總て不潔な思想を

暗示するものに快樂を求めてはならぬ。猥褻な會話に耳を傾けてはならぬ。自分を汚すものに觸れてはならぬ。風采も行爲も清白なれ。斯くして自分の情も知も又生活をも純潔に保て。

八、勤勉なれ

自己の生活を最善のものとなす爲に熱心に勉强せよ。常に目的を以て働け。自分を訓練して秩序精密正確迅速忍耐及勤勉の習慣を養へ。自己の誤謬と過失とを認め且之を改めよ。けれどもそれを思ひ煩ふて力を落し勇氣を失つてはならぬ。失つた機會を徒らに悲しまず新しい機會を作れ。徒らに惡習を憂へず進んで之れを打ち破れ。勤務は何れにせよ自分のする仕事を立派なものにする樣に努力せよ。

九、平靜なれ

深く他人の感情を洞察しよく境遇を斟酌せよ。人の惡を探さず其善を求めよ。宇宙の森羅萬象悉く之美の表現なればなり。他人のことを餘りに穿鑿するな。干渉者饒舌者惡口者になるな。輕蔑に心をとどめるな。怨恨を懷くな。憎惡惡意嫉妬を超越せよ。猜忌嫌惡忿怒殘酷等を自己の生活に浸入させるな。總ての關係に於て忠誠を盡し貞節を守り平靜なれ。

十、自己に信賴せよ

人の愛顧や庇護を求めるな。唯自身の努力に信賴せよ。仕事が新しくて未だ試みないものでも決して辟易するな。唯斷呼たる決心を以て仕事に着手し自分に責任を負へ。年長者の助言に耳を傾け、而して自分自身でよく考へ自分自身で決し自分自身で行ふことを力めよ。自惚れは愚であるが自分を信じ恃む事は强くて有用な人物に欠くべからざる要素である。

（了）

◎感　激

名古屋　梅村春汀

感激は偉大なる宗教である。感激は人間の美しき本性を呼び醒ます無言の大說教である。舊臘二十三日、畏くも皇太子殿下御降誕に當り吉報一たび全國刑務所在囚に報ぜらるゝや、囹圄の彼等は等しく流涕感激して皇室の瑞光を祝した。其の時の涙ぐましい光景を各方面よりの報導に依つて知悉し、私達の心を明るくせしめた。殊に大阪北區支所に收容中の確信犯人中執拗に其思想を固持して讓らなかつた者數名が、御降誕の報に接するや歡喜感激の極、氷の如く閉されて居た日本人の本性を忽ち醒まし、飜然として自己の誤れる思想を淸算した。そうした例が續々として各刑務所在囚間に起つた事を耳にして、私達は强い感激が奈何に人間性を醒させることの力强きかを痛切に悟つた。

根强い誤謬精神に惑溺して凡ての國家組織を否定し、日本人として生を享けし身が遂には祖國を忘れて、金甌無缺の皇國の秩序を紊し思想的賣國奴としての愚を學んで恥ぢざる彼等確信犯人に對する敎化が、思想問題を根底としてゐるだけに敎化上一つの大きな試金石となつてゐる時、皇子御降誕と云ふ國家の慶事が一

我が名刑に於ける力行修養週間に於ける
血の出るやうな作業の勵精も能率の増進
振も、所長殿はじめ幹部諸卿及職員各位
の實踐窮行の熱意と、之れに報いんとす
る受刑者の感激とが渾然融合して彼の成
果を生み出したのではないか。淀める池
水は腐り易く奔流は常に清洌である。私
達は職責上輕佻な感情に走る事は絶對に
愼まねばならぬ。が又無味乾燥な事務家
氣風に感情を沈澱せしめて仕舞ふ事は決
して教育刑の本旨に副ふ事ではないと思
惟する。

新らしい行刑が精神的行刑であり、精
神行刑とは畢竟人の心と心の問題である
以上、之に接するものも接せられる者
も、沈澱した感情を固守して居つては、
發溂たる情操教育の成功は望めない。

發溂、新鮮、明朗、公正、そうした要
素を持つ思想と態度こそ對者に強き感激
を與へる。私達が自己の聖職に感激を持
ち不退轉の眞劍味を以て、彼等の心に確
固たる楔を打ち込んで行つたなら、彼等
も亦私達の眞劍味に感激して、眼醒めた
る心の建築はやがて頑丈に出來上るに違
ひない。この楔こそ、私達の熱と力と愛
と憐みの結晶であり、全時に受刑者の之
に對する感激であらねばならぬ。

―九、五、一三―

◎戒護官吏としての私の所感

高知　今井比佐義

行刑に自治が是認せられた結果として
刑務官吏の自由裁量は著しく廣範圍なも
のとなりました。就中戒護官吏としての
私たちは從來のそれとは非常に異つた便
宜主義方針の下に勤務せねばなりませ
ん。一面から見ますれば自治行刑は戒護
を受刑者自らの手に委ねるのであるから
私たち戒護官吏は恰もお拂箱同然に不必
要なやうにも考られますがそれは單なる
皮相の見と申すものでありまして、戒護
官吏の職責は自治行刑の確立に因つて一
層重りこそすれ、それによつて輕減した

などとは考られません。何ぜかなれば從
來は『逃げる事は出來ない』と觀念せし
める事が戒護の要諦だとせられて居りま
したに對して將來は『逃げてはならな
い』と德化せしめる努力が必要となつて
來たからであります。前者は戒護上の心服
であります。盲從は權力によつても亦遂げ
られませうが心服は好意によらねば期待す
る事が出來ません。好意を以て遇し自己
の德になづける事を自治行刑は私達に要
求して參りました。自己の德になづける
事はなづける者自らが崇高な人格者であ
らねばならぬ事は勿論でありますが同時
に相手方の人格をも尊重し良心を求め信
任を厚うする事に依つてのみ結び付け得
られるものだと存じます。今迄のように
猜疑の目と氷のような冷かな態度を以て
非行の摘發にのみ汲々としたのでどうして
信任が生れ自治が求められませうぞ。
御覽なさい、交談禁止の原則や絕對服從
の裏面には卑屈な交涉や虛僞や反抗の他
には何物をも求め得られなかつたではあ
りませんか。疑惑は人を墮落に導き信任
は人の自制を助成するとはオスボーンの
宣言でありました。

かやうな意味の下に世界的行刑思想は
教化の徹底には自治を基本とし自治の喚
起は疑惑を開放して信任を厚うせよ、と
云ふ時代に到達したのであります。即ち
從來の戒護行刑に自治行刑を加味せねば
ならなくなつたのであります。さりなが
ら此の自治と戒護には相反したる二つの
觀念ある事を否むわけには參りません。
戒護行刑は權力に基くものであり自治行
刑は好意に基くものであるが故でありま
す。かゝる權力調和と好意調和を程よく
取扱ふにあらねば自治行刑の目的は達し
得られるものではありません。併しなが
ら行刑の客體である受刑者は其の犯罪の
過程に於て利己的な排他的な動物欲求に
溺れて人類好意の何であるかを知らない
人々でありますから、好意の何たるかを
理解せしめる事を前提としてかゝらねば
なりません。好意を前提としてかゝらねば
生活に導く處の筋途を誤つて或は放慢な
自治を最初から許したり或は些細な非行
に過重な權力の制肘を加へましたなれば
玆にアメリカ自治の失敗を追ふの愚を繰
返さなければなりません。此處に於てこ
そ私たち戒護官吏の自由裁量と便宜主義
な取扱が要求せられてまゐります。だか
ら將來の私たちは治者と被治者の觀念を
解脫して道德的な教育對者の關係に立つ
てこそ期せずして好意を前提とした自治
の成果は見る事が出來ませう。（終）

少年受刑者
集團散歩の實況
——姫路少年刑務所——

どんより曇つた空もからりと晴れて、小春日和の、なごやかな碧空のなかから、樂しさうな雲雀の囀づりが聽えて來る。今日（四月廿六日）は吾が姫路少年刑務所にとつて歷史的に記念すべき、累進處遇令に依る第一級受刑者の第一回集團散歩の日なのである。午前十時過ぎ運動場の廣場に集合した、十九名の第一級少年受刑者は綠の靑訓服を纏ひ同色の帽子、卷脚絆の輕快な服裝に三八式步兵銃、三十年式銃劍、彈藥盒、水筒を携帶の甲斐々々しい武裝を整へ春の太陽の樣な熱と希望に滿ち出發の命令を待つてゐる。今日の集團散步の指揮官たる勝村中佐は大樣左の如き訓示を與へた。

「只今カラ君等ノ集團散步ヲ行フノデアルガ、コノ集團散步ハ、今回ガ第一回ノ事デアルカラ規律正シク、自重シテ、シナケレバナラヌ。將來數十年或ハ、數百年ト刑務所ノ存シ、集團散步ノアル限リ、永久ニ持續セラルベキ、第一回ノ今ガ其ノ大切ナ根本デアルカラ、皆ノ今日ノ行動ノ良否ハ忽チ未來ノ澤山ノ受刑者ノ上ニ、懸ルノデアル。又皆ハ五百何十人ト云フ多數ノ受刑者ノ中カラ、選バレテ僅カ十九名、構外ヘ出ルノデアルカラ、大勢ノ期待ヲ裏切ラナイ樣、模範ヲ示サナケレバナラヌ。

コノ集團散步モ各自ガ、ブラ〳〵步イタノミデハ全ク無意味ナモノデアル故ニ、今日ハオ互ノ日頃ノ教練上ノ事ヲ實地ニ移シテ、極ク簡單ナ情況ノ許ニ、演習ヲ行フノデアル。色々ノ事情デ本當ノ軍隊ノヤル行動ハ出來ナイノデアルガ、日本デ、少年受刑者トシテ最初ノ試ミデアルノダカラ、一層自覺シテ行動ヲスルコトガ肝要デアル。」

次に服裝に關する注意あり、終つて、

高野瀨所長、

「豫テ皆ニ話シテ置イタ累進處遇令ニヨル第一級受刑者ノ第一回集團散步ヲ今カラ行フ、第一回ノ事デアルカラ氣ヲツケテ行クコト」

の簡明なる訓示と命令あり、所長及び、戒護主任、救護班大倉醫務主任、指揮官勝村中佐、引率の下に行進ラッパの音も勇ましく、午前十時四十五分堂々表門を出發し、後れ咲きの櫻花の沿道を左に折れ、セルリアン色の空と燃ゆるばかりの若葉の色に劃られた、田園の美しい書寫街道を行く。

晝まぶか穗麥のゆらぎや揚雲雀

右手に高く銀鱗を輝やかし巍然と聳える白鷺城あり。靑巒の彼方、廣峰山、書寫山の連峯の遠く、うす霞みて、麥田の中の農夫や草笛吹く子供の姿を彼等は感激の眼で眺めてゐた。

三軒家附近行進中の少年達（寫眞說明）

約七八分にして三軒家部落北端に着く。此處に於て全員停止し、勝村中佐より次の想定が與へられた。

「此處カラ西北方ノ四辻方面カラ南下中デアル步兵約一千、砲二門ヲ持ツ敵ハ本日午前九時四辻ヲ南進セリ、コノ敵ヲ攻擊スル目的ヲ以テ砲二門ヲ有スル我大隊ハ、本日午前七時加古川町ヲ發シ其ノ大隊ノ尖兵デアルコノ小隊ハ只今此ノ地點ニ到着シタ、コノ尖兵小隊ノ尖兵長ハ勝村中佐、小隊ノ指揮ハ杉本（受刑者）デアル」

是より小隊の演習は開始された。先づ喇叭隊及第一分隊附屬の田中教練係の引率する三名の斥候は、小隊より五六十米前方を行進し、小隊が名古山附近に差掛るや二三發の敵の銃聲聞え、全軍緊張の折柄、二三名の敵斥候御立山附近に隱見せりと聞き警戒しつゝ辻井部落に入る。砲聲旺んにして愈々敵陣へ肉迫せるを覺ゆ。午前十一時十五分辻井部落北端に於て五分間叉銃休憩を爲す、（演習としてゞはなく集團散步の趣旨による休憩なり）休憩時間中、勝村敎官より、友軍及敵軍の陣營狀態及狀況の說明あり、皆熱心に聞き入る。同二十分演習繼續す。六本部落に於て友軍の砲兵が我が小隊の右方山田部落方向を前進せるを見る。安室小學校北方百米の地點に於て朝見受刑者傳令となり、大隊長より尖兵長への命令を傳ふ。

(一)　敵ノ主力ハ六角附近ヨリ書寫方向ニ前進シ其一部ハ町田方向ニ前進ノ模樣ナリ、

(二) 大隊ハ今ヨリ書寫方向ノ敵ヲ攻撃ス。

(三) 尖兵小隊ハ田井方向ニ轉進シ町田方向ノ敵ヲ攻撃スベシ

是れによりて先づ小隊は田井方向に向ふべく四軒家部落より、道路を左折し竹藪の中の間道を前進中、以前の斥候に依り第二情況を受く、

「敵ノ歩兵二三名彼處（田井橋橋梁右岸）ニ點々見ユ」

小隊長は疎開隊形にある第一、第二分隊を散開せしめ第三分隊を左翼後の援隊として攻撃を開始せり。夢前川を挟みて前方左斜め對岸の敵の散兵の地點を距ること約四百米の地點なり。各分隊は地形地物を利用し、あらゆる障害を乗り越え、猛射撃を爲せり。時午前十一時五十五分にして喇叭隊の吹奏する演習中止の喇叭により午前中の演習を中止す。

小隊全員を田井橋梁東端に集合せしめ、勝村中佐の實際と相違せる點に就いての注意ありたり。

(一) 尖兵小隊ヲ左側衞ニ使用スルコトナシ、實際ニ於テハ尖兵中隊又ハ本隊ノ中隊ヨリ一小隊ヲ出スコトヲ至當トス。

(二) 命令受領後本日ハ道路ヲ前進シタルモ實際ニ於テハ可成近ク田ノ中畑ノ中ヲ直進スルヲ至當トス殊ニ本日ノ如キ遭遇戰ニ於テ然リトス。

(三) 尖兵トシテハ速ニ横關ノ橋梁ヲ占領スル爲メ駈歩ニテ行進スルヲ至當トス。

(四) 命令受領後ニ於テモ速ニ田井ノ橋梁ヲ占領スル如ク駈歩ニテ行進スルヲ至當トス。

(五) 午後攻撃方法及攻撃成功後ノ處置大隊トノ連絡等ニ就キ詳細說明ス。

(六) 途中五分間休憩シタルハ休養上ノ顧慮ニシテ實際ニ於テハ休憩セズ殊ニ尖兵ニ於テ然モ遭遇戰ニ於テ然リトス。

午後〇時十分叉銃、各自解散して夢前川の砂地に於て美しい水の流れのせゝらぎを聞きつゝ、竹の皮包みの辨當を開き晝食をとる。

見渡す限り堤の彼處此處に美しい木瓜の花が咲き亂れ河岸の松並木の松の小枝に、名も知れぬ小鳥の群れが友を追ひつ戲れつ、朗らかに囀づる態をぢつと見つめて、彼等は無邪氣な幼少の頃樂しく遊んだ故鄉の河原など、懐かしい過去の良き想ひ出を語り合ふてゐた。

松の木影に古莚を敷いて貧しい晝食に舌鼓をうつてゐる一家族らしい砂利採取の人々や幼兒を眺め乍ら「先生あの人達は平和で幸福さうですね」と尋ねた者があつた。「さうだ、どんな世界にも必ず他人の知らない樂しさのあるものだよ、最も自然な樂しさは眞心籠めて働くことだ」と教練係の一人が訓へた。彼は深い自省に陷つたらしく何物かをよび起す感激の色が現はれ「私も平和に樂しく暮せるやうに努力します」と言つた。彼は中等教育を半途まで受けた少年だが入所中に父の死に遭ひ老ひたる母に日雇稼をさせ、つく〴〵自分の過去を悔ひ近時著しく行刑成績の擧つてゐる受刑者である。

その他彼等の感謝感激の情は豫想以上のものがあつたことは見逃せない事實であつた。午後〇時四十分集れの號令に田井橋東の路上に整列し勝村中佐より左の想定を與へ第二回演習を開始す。

「姫路市西北方山畑新田ヨリ三軒家南側高地ヲ經テ八丈岩山ニ亙リ陣地ヲ占領セル歩兵約三百砲二門ヲ有スル敵ヲ攻撃スル目的ヲ以テ唯今四軒家西側夢前川左岸地區ニ開進ヲ終レル砲四門ヲ有スル當大隊ハ右側衞トシテ當小隊ヲ唯今此地點ニ派遣セリ」

制令　斥候連絡者ハ假想トス。

出發後暫くして左の大隊命令を受く。

大隊命令（中村教練係第三分隊員ヲシテ口達）

(一) 敵ハ主力ヲ以テ八丈岩山、一部ヲ以テ三軒家南側高地ヲ占領中ナリ。

(二) 大隊ハ今ヨリ主力ヲ以テ八丈岩山ノ敵陣地ヲ攻撃ス。

(三) 貴小隊ハ三軒家南側高地ノ敵ヲ攻撃スベシ。

山吹部落に向ふ西側の巉々たる山の一面にうす紫の山躑躅、恰も毛氈を敷きたる如く咲き亂れ沿道に咲く紫雲英、たんぽゝ、菫に交へて木瓜の花の滿開に心浮きたつばかりなり。

樹のゆらぎ野山のひろみ春の色

山吹部落に入るや（住本教練係第二分隊員により口達せしめたる）第一情況を得たり。

「前方約千米ノ部落西端附近ニ散ノ歩兵約二三名アリ。」

これより今宿方向に向ふべく高岡村陸軍射撃場の附近を通るとき恰も今日は現役兵の實彈射撃實射中の事とて小銃彈の響く爆音凄じく彼等は好奇の眼を睨る。過ぎにし歳此處で樂しく射撃の猛練習を爲し大滿洲の奥地に正義と戰つた兵士が堂々白鷺城下に凱旋する日が近づいたことを聯想する矢先き、皇國の尊き犠牲となつた、幾多の還らぬ英靈の大祭が明二十七日であることを彷彿として想ひ浮べ感謝の意を捧ぐ。蛤山を過ぎ今宿部落を過ぎ今宿東端附近に達した時、同前同樣の形式による第二情況を得、

「前方約八百米ノ高地端ニ幅二、三十米の歩兵散兵壕及監視者ラシキモノ二、三名點々見ユ。」

此處に於て小隊は疎開隊形をとり火線構成をなし敵を攻撃す。渺茫たる青麥の田を一望に眺める、田の畦を傳ひつゝ若草を踏んで、進撃々々一時三十分田中教練係指圖の演習中止喇叭の響き渡つた時は皆心持よい汗ばみを覚えた時であつた。演習を終り、名古山西方道路上に集合せしめ勝村中佐より實際と相違せる點に對する注意があつた。

(一) 陣地攻撃ノ時ハ最初ヨリ陣地ヲ詳細ニ偵察セシムル爲一、

二組ノ斥候ヲ派遣スルモノトス。

(二) 今宿附近ニ居リシ敵ハ敵ノ警戒部隊ニシテ之レガ退却ト同時ニ速ニ駐歩ヲ以テ敵ニ追躡スルモノトス、然ラザレバ實際敵陣地不明ナリ。

(三) 午後攻撃進捗ノ經過、大隊トノ連絡及其後ノ處置等詳細說明ス。

注意終了後栗林山麓を杉本少年指揮の下に北門より歸還す。運動場に於て勝村中佐より今日の演習に就いての講評あり。高野瀬所長より第一回集團散歩終了の訓示と各人に對し今日の集團散歩で健康を損ねた者は無いか、足の痛いものは居らぬかと尋ねられ一同感激の裡に解散す。時に午後二時過ぎなり。

何分今回の集團散歩の樣式は恐らくは全國刑務所初めてゞあらう處の頗る興味あるもので、受刑者に武器を持たせての大膽な試みではあつたが、日頃の箱庭式教練から一歩進んだ野外演習の出來得た事と百花爛漫たる美しい自然に接し自然教誨及び自力更生の精神的感化力を與へられた事と、所長以下引率者が全部私服であつた爲、社會人が見ても受刑者とは解らず、受刑者も其の細かい官の心づかひに感激し、朗らかな社會人の氣持に甦つた事等良い收穫と良い成績を擧げ得た事を特記すると共に累進處遇令の適用が如何に行刑の良果を結び、受刑者自らの發奮努力を培ひ、社會適應性に導くかといふことを痛切に感ずるものである。

集團散歩に關する感想

——金澤刑務所——

(一)

七年と云ふ刑期、生れた赤ん坊が鞄を掛けて學校へ行く。さうしたかなり長い間の錆れきつた鐵窓の下で何の感觸もなく、いや起らないのが本當かも知れない、兎に角精神上何等の濕ひもなく喰つて寢て起きて働く、さうした日月を來る年も〳〵追ひ、心には今度こそはと固い積りの決心と覺悟を持つて居るけれ共自分乍ら不安な念にかられて居たのは此の間までゞあつた。

累進處遇の實施……そして一級者として特別の取扱を受けて何んだか受刑者の域を脫した樣な氣になつて居た。四月二十九日それは私に取つて一生忘れる事の出來ない日だ。それは畏くも陛下の第三十三回目の天長の佳節と共に累進處遇實施以來初めての集團散歩であつたからである。教誨師殿を初め戒護主任外二三名の方に引率せられて赤壁の外に出た。

櫻はすでに葉蔭に見えてゐたが遲咲のものは今が眞盛り、爛漫と咲き亂れた玉櫻。其遠近を浮き出した綠も深き常盤木。永らく丈餘の雪下に多眠して居た道芝の崩え出る計りの色彩り。道を行く人。辻を走る自動車。さながら一幅の繪……と云ふよりも何だか不思議の思ひがして居た。常には悲しく聞く小鳥の聲も今日ばかりは何となく自分の爲の謳歌の樣に聞かれる。自然の風趣……是れは自分の生れた家であり、育てられた懷ではないか。此の自然の家を社會の人と同じく樂しむ事の出來ない身の上……。自己の所業とは云へ只悲しいと云ふより外に私の言葉はないかも知れない。ア、……自分と自然……自分と社會……斯うした事を寸時でも思つたのは前後數回に亙る囹圄生活の內初めてゞある。此所に萠芽した自分の心。果して何處に結實するか……。

是れも累進處遇の賜である。所長殿を初め職員諸彥の指導訓誨に外ならぬのである。今後自分が眞の自然の寵兒に還る事は自己を救ふ事であり。自分の往く可き道であり、社會の一員たるの責であり、報恩の一端であるのだ。

集團散歩……現在の自分等に取つては命の鍵であり救ひの手であるのだ。是れを何として無意義に過す事が出來樣か誠心誠意之れに報ゆるの固き決心と覺悟を潛めて居るのである。

(二)

四季に花は美しく咲き揃ひ其の中にも櫻の花は美しく世人に國花として賞せられて居る。此の美しき花一重の櫻は少し散り其の中に所々に薄桃色の八重櫻が咲いて居るので地にも花木にも花が美しく咲いて居るかの樣に見える。其の中を所長殿を初め看守長殿教誨師樣と共々に通り誠に見はらしの良き場所に出して戴き、皆樣が今日は風が少し强い、此の所は風が當る、こゝらは良からうと良き所を見て下さる時、何と言ふ有難き事ぞ恐しい罪を犯せし私等を本當の我子の樣に、私は何んと感謝致せば良からうと思つて居ます時、何人樣が持つて來て下さいましたのか、望遠鏡を持つて來て下さいましたので、私も見せて戴きますと遠い野に働く人が十二三人見えました。社會の人が一生懸命働いて居られるのに罪を犯せし私等が一日の免業を戴き、花見をさして戴く事が野に働く人に申譯なき樣に思ひます時、教誨師樣が是は用度主任樣に買つて戴いた御馳走です、皆んな喰べなさいと御馳走を戴き、皆樣と共々に食べさして戴きました事を私はほんとに有難く嬉しく思ひました。其れから又望遠鏡を貸して戴き野に働く人をよく見まするといふ一番近い所に働いて居る人は女の方ですのに、手拭を冠つて鍬を畑に打込み返しては又打込まれる姿は少しの弛みも無いやうに見えました其の姿を見て私は自分の務があの樣に弛みもなく務められて居るかと過ぎし日を省り見ます時、是からは一層規定を守り一生懸命に務めねばならんと思ひます時、今日は少し寒いから是で歸らうと申され、美しく櫻咲く中を又通りて表門を見たる時、今は又門內に歸るとも務めが終りて門を出たる時は再び此の門を通つてはならんと堅く〳〵神佛樣に誓ふと共に、今日の有難き集團散歩をさして戴いた事を喜び、居房に歸りて今日も晝食

を美味しく戴きました事を感謝致しますと共に、明日からは一層規定を守り再び罪を犯さず眞人間として世を渡らして戴く事を神に誓ひました。

(三)

時は花咲く四月二十九日畏くも天皇陛下の第三十三回の天長節の佳節を期として今迄曾つて無き累進處遇法第一回の集團散歩を催ほされました。此の日は朝から空は曇つて居ましたが雨も降らず少しは風がありましたが此の日一日を私共に與へて下されたかと思はせられる日でありました。

午前十時頃に御役人様の命ずる儘に行きますと着類を替へよと命ぜられました。新しい着類を御出し下さいました。私共は何の事かといぶかりながら新品の着類と全部着替へますと部長様から私共一同に對して本日は初めての集團散歩が許されて今から散歩をさせられるとの言渡が有りました後、散歩中の心得を事こまやかに御示し下されまして、間もなく教務主任様を御先頭に戒護主任様各教誨師様の方々一緒に表玄關より表門をくゞつて社會の人と成りました。其の時の有難さと其心持は何ともたとへ様が有りませんでした。

たゞ上御一人様の御慈愛の深き事は申すまでもなく、殊に當所の所長様を始め教務主任様又日々御多忙の戒護主任様方の御仁慈の厚き事、今日此の催しに罪のかゝりました此の私を、刑期中の私を、御くはへ下されて社會に自由に御放し下された事は心から感謝致しますと共に今後は今より以上に身心共に修養し、此のかぎり無い御厚恩の萬分の一にもそひ奉る可く心からかたく〳〵誓ひました。其れから御先頭の教務主任様の導かれる儘に行きますと其の道すがら往來の人々に交つて行く牛馬に到る迄常々各教誨師様から聞きしにまさる非常時氣分、此の非常時に罪深き私を社會に放つてしかも自由に散歩をさせて頂けると云ふ事を考へました時に感謝の涙が止めどもなく胸にわき出て來ます。其涙を押へて行きますと早や所定の地、こゝは昭和五年秩父宮殿下が御馬を止どめさせられ四方を御見學遊ばされた地で市の平地より少し高く四方の眺めに何とも申し様のない良い處で、遠くは白山近くには長蛇の様に青々流れの清き淺野川、其の川の近くには農夫の人々が額に汗して仕事する尊さ又各處では桃梨菜種と色とり〴〵の花が今を盛りと咲き亂れ今日の私共を待つて居たかのごとくに見えまして、其の眺めの美しい事は何ともたとへ様も有りませんでした。

其の時所長様にも御多忙中御身を此の所において下されて色々御話し下され、殊に戒護主任様には私共に西よ東と近くの地理を御說明下されて其の日の有難き催しは終り歸所致しました。

愛兒を失つて社會奉仕

千葉刑務所　長　山　生

貴族院書記官兼守衛長石橋德作氏は從來左程宗教心がなかつたのであるが、無常觀より佛門に歸依せられ其の體驗談が實に尊いから一席の講話を拜聽しては如何やと岡部巢鴨所長より慫慂せられたから、總集教誨の席上に講話して貰ひたるが、職員も受刑者も全部流涕慟哭して心底より感動した。其の講話の要領左記の通りである。

『私は（石橋氏）昭和六年十一月五日に六歳になる最愛の男の子を喪ひました。其當日新潟縣長岡に出張し蟲の知らせか、出張先で遽かに御寺に參詣したくなつて、地方人の案内を受け附近の寺院に行きましたが、賽の河原の模型の在つたのを見て地獄極樂の狀態が分り、夫れから旅館に歸りました『子供死したり』との電報が來ましたが、間もなく『子供死したり』との電報が來ましたから愕然として急ぎ歸宅しましたが、子供の死にました時間と長岡にてお寺に參詣した時刻が不思議にも同時であつたことが分りました。どうして子供が死んだかと問ひまするに、自宅の庭先にある二丈餘りも深き井戸の中に落ち込んで死んだと家内が申しました。子供の事ですから井戸の蓋の上に遊びて居つたものと見えます。それは朽ちた蓋が破れて居るのを偶然來合せました僧侶が眺めて修繕して置かなければ危險であると申したので、始めて井戸にはまつたものと考へて捜索しました處果せるかな想像通りであつたのです。見知らぬ僧侶から注意せられたのも不思議であります。腐汚したる井戸蓋を早くから修繕して置かなければ危險であると、家内と屢〻話し會ひたるともあるのに實行せなかつたばかりに斯かる悲慘なる不幸を招いたのでありますから、親が殺したのも同樣、親の責任であります。定めし子供が冥土より親を恨んで居るのでありましよう。葬式の時に棺の側に坐りたる人が何心なく『石橋さんあなたは石の地藏樣を造つて信仰おしなされ』と申したる聲が、恰も棺の内より死したる子供が話したる樣に聞えました事から罪滅しに地藏樣を造る氣になり、其事を親友にも物語りました處、自分一人で作ることは功德にならないから、大勢の人と御造りなされと諭されましたので、普く世間有緣の人に願ふて一人一錢主義の寄附を募ることゝして劈頭に德川貴族院議長に其旨を話しました處、夫れは良き心掛けである、自分も寄附をし、また他人よりも募つてやるとのことで、早速二百四五十人を募つて下さいました。其後四年を經過し最早百四十萬人の寄附を受け、淨財千四百圓に達しました。それから地藏樣の下繪を和田三造畫

伯に頼み、出來上りましたので瀧ノ川區の評判高き石屋に製造方を依頼する爲同家を訪問しました處、不圖もその石屋は重病で明日迄生命は保たぬと大騒ぎをしてゐたのですが、依頼して歸宅し、數十日を經て更に訪問しました處、御依頼の地藏樣を造り上げねば死なれぬと思ひ、未だ生き居りますとの答へでした。其後久しく經つて行つて見まするに病弱の身を鼓し、左手は長男の肩に凭れながら、右手であらかた造り上げ、間もなく死亡してしまひました。何れ長男が仕上げて呉れることになつて居ります。瀕死の病人が地藏樣を造り得た事も、其の長男が無學で帝展に入選したことも不思議の一つであります。亡くなりました私の子は利口で、神佛の事ばかり常に話して居りましたから、觀音の化身であつたと思ひます。それから地藏樣を信仰することも功德ではありますが、一面世間の變死者宅を訪問し、讀經をなして亡靈を弔ひ遺族を慰撫するも功德であると心得て、東京を中心として其附近に變死者のあつたことが新聞に揭載してあるのを見まするに、直ちに捜し索めて訪問して居りまして、直ちに捜し索めて訪問して居ります。訪問した數も既に數百軒に上つて居ります。その内名古屋市の熱田出身である自動車運轉手の織部實君が昨年五月卅一日に東京で三歳になる藤田清君を轢き、自責の念に堪へかねて自殺した事件が朝日新聞(昭和八年六月十三日朝刊)に人情運轉手として發表されましたので、其の新聞記事によつて千住警察署に電話して尋ねましたところ相違なき由の回答でありましたから、早速轢かれた子供の家を尋ね、運轉手の雇主や其運轉手の性行を確めた結果克くわかりましたが、實に其一擧手一投足皆感心な事ばかりであります。只今から其の御話しを致したいと思ひます。

今日は交通が益々開け其の事故が非常に多い中でも兎角轢いて知らぬ顔で逃げて行く運轉手や、自分の方にばかり有利に申立てゝ責任を免れようとする運轉手や、又被害者の葬式にも參列もしない樣な運轉手などの在る世に、自ら進んで被害者に有利な樣に申立をして喜んで死を以て責任を全ふした、彼の心事の高潔さには實に感銘せずには居られません。故に其の篤行を世に表彰したいと考へて私が發起致しまして、護國寺の篤き後援の下に追悼會を行ひました所が、護國寺始まつて以來の多數の會衆者があつた樣な譯でありました。これから彼が生前每日〳〵書きつけた『心の日記』を通して彼の人物、德行について御話し致します。

私はわざ〳〵彼織部君の父の家を名古屋市熱田富江町に訪ねて生前彼が兩親に送つた手紙や種々の遺品等を見せられて更に驚かされたのでありました。

織部實君の父は名前が仙次郎、母はひさで實君は其二男に生れ兄は市三郎、姉みさを、弟鋤四郎の四人兄弟でありまず。實君は八年前に上京して納豆賣りをしたり飴賣りをしたりなどして學資をかせぎ頗る苦學をして漸く中學程度の課程を修了致しましたが、富に惠まれなかつた彼は比較的收入の多い職業として自動車の運轉手を選び、更に修養と向上とを

常に怠らなかつたのでありましたが、『心の日記』は昨年の一月一日から初めて五月廿九日迄二日も缺かさず記されてありました。三十日は種々忙しくて記入が出來ず、事故は其翌日の三十一日に起つて其當日から死の直前まで兩親、朋友、知己等に宛てた遺書が洩すところなく記入されてあります。

一月八日の記事には

『明治天皇の御製

思ふこと思ふがまゝになれりとも
身を愼まんことな忘れそ

此の御製を拜誦しまつるとき吾々は等しく日常の行爲を反省し大いに愼しむ處あらざるべからず今から心機一轉して男になろう』と記して自分の決心の臍を固められました。又一月九日には黃金の値と言ふことについて深く考へられたものと見えて次の樣に記されてあります。

『今迄何だか金の使ひ方がわからなかつた。老先の短かい御兩親の爲に使ふのが何だか一番よいやうに考へられる。金をためるのが何の爲だかわからない。金をためるのも運命なら使ふのも運命だ、使ふのも運命なら親の爲に使ひたい、使ひ甲斐ある金が使ひたい、一生懸命心掛けやう』と記してありまず。實に立派な言々句々ではありませんか。又一月十四日の夕方彼は錢湯に出掛けた處が生後六十日位しかたゝない赤ん坊を連れて湯に這入つて居る人を見て彼は此の赤ん坊をつく〴〵眺めて居りましたが、こんな少さいものがどうしてゝ大きく育つて行くのだろうかと不思議の感に打たれながら、

『そうだ、其れは決して理窟ではないのだ、若し理窟があるといふ人があるならば其の人は間違つて居るのだ、その一言で盡きるだろう、あゝ孝行がしたい、今なれば只親の愛の權化によるのみの一言で親はある、するならば今だ、孝行のしたい時分に親はなし、なくなつた齒でかみしめる親の恩』と此日の日記に書かれてあります。

然し彼の孝心は此時に始つたのではありません。寧ろ天性であると思ひます。

夫れは彼が廿三歳の時でありましたが、彼れは上京して苦學しながらやつと貯へた金百圓を兩親に送つて兩親が常々望んで居つた四國八十八ヶ所の靈場順拜をすゝめてやつたばかりでなく、靈場々々の札所迄兩親の名前を入れて印刷し、そして順拜の先々から無事到着の通知を寄せる樣官製はがきに『第　番札所　縣市郡町村無事着きました、織部仙次郎』と刷り込んで到着の日付と場所丈を書き入れて投函さへすれば用の足りるやうに心添へして送つたのであります。是れを受取つた兩親は我子の孝心の厚い事に心から感謝しながら總ての用意をとゝのへ四國八十八ヶ所順禮の旅に出ようとしたのでありましたが、機緣が熟さなかつたとでも申しましようか、出發と言ふ其の日の朝になつて兩親は、ふと考へました、『此の百圓と言ふ大金はあの孝行な息子の淚と汗の結晶である。夫れを思へばどうして自分達が之れを使ふ事が出來ようか、勿體なくてとても使ふことは出來ない』こう言つて兩親は四國順禮の旅に出る

事を止めて仕舞ました。此事を後で知つた實君は、『あゝ折角の自分の志が兩親には理解されなかつたか、通じなかつたのか』と非常に悲しんだそうであります。又或時は日頃芝居のすきな兩親を東京の歌舞伎座に案内して喜ばせ度いと思ひつき、歌舞伎座の一等席に案内するから是非兩親連れ立つて來て貰ひたい、と言ふ招待の手紙を出しました。そうして、兩親が來られたならば久し振りで親子揃つて芝居を見物しよう、それには先立つものは金であると言つて金貳拾圓を用意して兩親に會ふ日を樂しみに待ちこがれて居りましたが、生憎急に差支へる事が出來て親達は來られなかつたのであります。實君は非常に落膽しましたが、『せめて毛布の一枚も買つて親達に送つて溫く寢て貰はう、そうすれば自分の氣持丈は親達に通ずる譯である』と思つて居りましたが、丁度其時每日〳〵新聞で見る滿洲にある皇軍の艱難辛苦の事を想ひ起して、『そうだ、此金を親達に送る事もよいが、滿洲で苦しんで下さる皇軍の事を考へればどうしても此儘では居られない、此の貳拾圓は僅であるが、せめて自分の心丈なりとも慰問金として送りたい、』こう言つて早速報知新聞社に托して此貳拾圓を皇軍の慰問金として送りました。親に孝なるものが君に忠となり、君に忠なる者が其儘立派なる日本精神の所有者として眞の國家愛に燃えるのであります が、彼織部實君に於てこそ其好個の模範と言ふべきでありましよう。彼は此の日皇軍慰問金として貳拾圓の献金は大金であります。相當の資力のある者でも寄附金と言へば出し澁るのが人情である。世の中に自ら進んで清い心を以てかゝる多額の献金をする彼の心中を察すれば、何とも言へぬ貴いものがあると思ふのであります。

人道の實踐、道義に生きて行く事を標的として彼の把手は常に握られて居つたのでありましよう。然るに、嗚呼何事ぞ、運命は彼がかつて夢想だもしなかつた、否寸時も油斷をせず、朝夕過失の無い樣にと念願して無事四ヶ年有餘を過して來ましたのに、過失殺傷とは！　彼は三歳になる幼兒を繰いてしまひました。五月三十一日の日記に、『五月三十一日今日は何といふ極惡な日であつたろう、ペンを持つのさへ怖ろしい、當時の記憶がまざ〳〵と頭に走馬燈のやうに浮んで來る、いつそ菊丸からでも投身自殺しようか、そしてせめて保險金で充分の慰藉は出來ぬにしても出來る丈の事をして貰ふか、あの子供のお母さんも言つた、そして御父さんも言つた、『代れるものなら自分で怪我したかつたと……』』又六月一日の日記は六月二日の午後七時三十分から記し始めたのでありますが、その時には既に責任を負ふて自殺する決意を固めて居つたもので是れが最後の日記だと書き起してあります。そして『俺は穴でもあれば否それ處ではない、死んでしまいたい』と言ふ所迄十行ばかり書いて、『悲しくなつて泣き伏してしまつた』と書き、又筆を進めて、やつと十一時になつて氣を取り直してその續きを書くと記してあります。そして

『淸さん（轢いた子供の事）の一本足では三途の川や死出の山路が越せないだろう、俺が其時には親代りになつて共にあの話にきいたり繪に見たりして居たエデンの園か極樂に行こう』と書き、又六月二日死出の旅に出る筈であつたが、此世の名殘りに撮つた寫眞に手間どつたので、一日生きのびて六月三日朋友六人で別れの杯を酌み、六月四日、『今夜こそ死のう、それが樂しい、死ぬなんて苦しくも何ともないんだぞ』と記して我と我心をはげまして居ります。

彼は良寬の歌『うちつけに死なば死になん永らへてかゝるうき目を見るが淋しき』の一首が氣に入つたものと見えて日記にもとゞめてあります。三月九日から十日の日記に、

『自殺と言ふことは善い事だろうか又悪いことだろうか、これを極端に善い悪いと言つて終ふことは出來ぬ、されど道德上では罪惡としてある。然し是は自殺者を少なくする爲卽一種の豫防法であつて、彼の賄賂を取つたり他人の物を盜んだりするが如き破廉恥罪等とは自ら意味を異にしてゐる。猶社會上から嚴密に言ふならば不養生するのも暴飲するのも或意味では自殺よりも惡いと言つてはゞからぬ譯だ』と記されてあります。

實に彼の人生觀は道義の實現を根底とするもので道義に外れて生きて居るのは生き甲斐がない、かゝる者は自ら進んで死すべきであつて新しく生れ變つて道義の實現に盡すべきである。生きて恥あらんよりは淸く死んだ方がよい、道義の實踐は生命を賭して爭ひ貫かれなければならぬと言ふ信念に立脚して居られたのでありまして何と言ふ崇高なる信念でありましようか。又『俺は三原山で死ぬ心組なんてないんだ、海中に投じてせめて死體なりとも十四貫の肉體でもつて多くの魚類の腹を肥やすことが出來るなら本望だ』と述べて居るのを見ても如何に其心事の高潔であるかゞうかゞはれるのであります。

尙又、頭髮を綺麗に刈つた、最後の記念に寫眞も撮つた、忙しくて綺麗に洗へなかつた自動車を自分に代つて洗つてくれるやうにも賴んだが更に

『御兩親樣

御最後も見屆けないで死ぬなんて子としてこんな不幸な事はありません、然し今の私は死なゝければならないのです。今夜の海は靜かであります、月は光りに映えて金波銀波の海上は繪の樣です、四十圓も出した洋服を捨てゝしまつては勿體ない、死裝束に着かへよう、月はあと一時間で沒します、心殘りはない、色々御世話になりました兩親を御願申します、伯父樣に御詫びしたい事もありますが夫れも出來ません、無條件で御許し下さい』と書き最後に

天皇陛下　萬歲

大日本帝國　萬歲

もう心殘りはないとは言ふものゝお兩人樣（兩親の事）どうぞ健かにお暮し遊ばします樣、
泣いてくれるな今じや歸らぬ海の底
御　製
世と共に語り傳へよ國の爲
命を捨てし人のいさをは
と書き殘して遂に海中に飛び込んで果てられたのでありました。

彼は勿論戰場に屍をさらした忠勇の士ではありません。固より國の爲に命を捨てたものでもありませんから、從て語りつたふべき勳とてはないのでありますが、日本帝國の臣民として平素に於て忠孝の兩道を確守せられ、身は自動車の運轉手として忠實業務に精勵したるばかりか、責任の觀念に終始して博愛衆に及ぼし、草木にまで愛情をそゝぎ人間としての道義を踐み行ふ事に於ては何人にも讓らない所の所謂聖賢もたぢならぬ程の立派さであります。

彼の死は最後はまことにいたましいが、その崇高なる心事に於ては正に過去の罪過を償ふに足るものでありまして、誠に措しみてもあまりある青年でありました。惜しむらくはせめて今一度考へ直してより一層力強く苦難に耐へて人道の實踐につとめて貰ひたかつたと常に長嘆息する次第でありますが今は何とも仕方がありませぬ』（終）

東京保護事業聯合會の司法保護相談所

東京保護事業聯合會では、皇太子殿下御降誕に就ての恩赦令御發布に感激し、釋放者の更生善導の爲めに一段の努力を圖るべく、市谷刑務所門前の見張所附屬休憩所に相談所を設置し、四月四日より開所した。

函館市大火災の概況と收容者の解放

函館嵯峨寅太郎

我國の火災統計より見て從來不幸にして其件數の最も多かりし函館市は近年消防設備の充實と防火宣傳の普及とに因り著しく其數を減少することを得て二十一萬餘の市民悉く安んじて其の生業にいそしみ居たるに、偶々今次空前の慘禍に遭遇し、幾千の生命と巨額の物資とを失ふに至りたるは、眞に一大痛恨事と謂はざるを得ぬ。

私は茲に當時の痛ましき慘狀を草し、以て其の災禍の如何に大なりしかを大方諸賢に紹介せんとするものである。

大火の概況

昭和九年三月二十一日朝來滿天暗雲に覆はれ底氣味惡き天候なりしも、函館特有の事として一般市民は左迄に深き注意を拂ふ模樣はなかつた。然るに午後四時頃より突如として吹き起りし西南の烈風は約一時間の後風速實に三十二米に達し市內の風速器は見る〳〵うちに破壞され刻々其の勢を增して遂に大旋風を捲き起し、風速は將に五十米突に達せむとするの有樣であつた。暴れ狂ふ此の大烈風の爲め砂塵は飛んで黑煙の如く、大木は根幹より折れて大地に橫たはり、塀垣は倒れ、屋根は剝がれ、家屋の倒潰するもの續出し、電線電柱は吹き飛ばされて交通通信の機關全く斷たれ電燈は消えて全市悉く暗黑化するに至つた。さなきだに重なる火災の痛苦を體驗せる市民は是に至つて極度の不安に襲はれ惘々として只管神佛の加護を祈り切に火災の過ちなからん事を念ずるのみであつた。然るに夕闇迫る午後五時過ぎ突如市の西南端なる住吉町附近に當りて火の手が揚ると見る間に折柄の烈風に煽られて火勢は地面を匍ひつゝ忽ち四方八方に擴がり瞬間にして隣接せる數ヶ町は火焰の猛威に包まれて了つた。

火事だと知るや消防隊の即時に馳せ付けたことは云ふまでもない。されど渦捲き起る旋風の猛威には流石精銳を誇りし函館消防隊も手の下しやうもなく全く其の活動の自由を失つて了つたのである。曾ては日本一の完備せる精銳として誇り過去數度の火災をも克服したる函館消防隊の雄姿も哀れ自然の暴力の前には遂に屈服せざるを得なかつたのは遺憾千萬である。平素は百七十五尺にまで達することを得べきホースの威力も烈風の暴威に壓倒せられ辛うじて十八尺に達するに過ぎない。筒先の三人は其の握り締むるホースと共に吹き飛されて木の葉の風に漂ふが如く蹣跚として一定の場所に落ち着いてゐることが出來ない。

嗟乎大自然の猛威、人力のまた如何と

もする能はざるを如實に物語つた。斯くして猛火は狂ふがまゝに狂ひ數時間にして數ヶ町を灰燼に歸し更に進んで函館山中腹に延び裁判所及び汐見町刑務支所を燒き次で市の東部へと延燒して行つた。火柱は天に冲し、屋根は飛んで天翔ける火鳥の如く、火の粉は急霰の如く各所に飛散して火炎と化す。消防本部の發表するところに依れば當時飛火に依る發火は實に三十三個處であつたと云ふ。以て如何に其の災禍の大なりしかを想像するに足る。斯かる間に全市は全く火の海と化しさしもに殷賑を極めたりし北海の關門都市も倏忽として其の地域の四分の三を焦土に委ぬるより外に策の施しやうもなかつた。

避難者は西に東に逃げまとひたるか、當時春寒尚未だ料峭、加ふるに場末の通路は泥濘膝を沒して進退自由ならず、更に飢餓も加はりて氣息奄々、蹲きては倒れ、倒れては傷つき幾多の悲痛困憊を嘗めた。然も旋風關が上に吹き募り濛々たる黒煙と砂塵とは隨所に襲ひ來りて助を呼ぶ老若男女の叫び物凄く、阿鼻叫喚焦熱地獄そのまゝの姿は其處此處に現出せられた。家屋倒潰の爲めの無慘の壓死、猛火に包まれての燒死、火焰に追はれて海中に飛び込み其の儘溺死を遂げたるもの等々其の數幾百なるを知らず、橋梁は燒けて河中に墜落し折重つて慘死せるもまた數百を算し、去ぬる大正十二年九月帝都震災當時の慘狀を偲ばしむるに充分なるものがあつた。其の他或者は海岸に避難して激浪に浚はれ、或る者は曠野に免れて寒さの爲に凍死し、一難免れて一難また來り、遂に貴き一命を絶つもの數知れず、凄慘筆舍を絶たしめた。酸鼻の極でなくて何んであらう。天の怒りか地の呪ひか實にすさまじき猛火であつたのである。

烈風に伴はれたる猛火の狂威を揮ふこと約十二時間翌曉七時に至つてさしもの暴威も遂に其の鋒を收むるに至つた。鎭火後の取調によると燒失戸數二萬三千有餘、罹災市民約十三萬、死者二千餘、重輕傷者算無く全市約四分の三の地域を焦土と化したと云ふのであるから、以て如何に其の慘禍の甚しかつたかゞ想像される。嗟乎本邦五港の一として殷盛を誇りし北門の函館市、一夜にして哀煙烟る焦土と化す、想起するだに今尚戰慄を禁じ得ない。

避難民の悲談哀話は枚擧に遑なきも其の中に次の如き聞くも涙の種なる一挿話がある。親子四人の家族があつた。火焰に追はれて逃げ延びて行くうちに父を見失つた。二人の姉妹は母の腕にしがみ付いたまゝ生死の境を彷徨して辿り着いたのは大森海岸であつた。然も猛り狂ふ猛火は尚前に迫つてゐる。後には荒れ狂ふ大波、頭上には雨と降り來る火の粉、進退全く谷まつた。折しも轟々たる音響凄じく幾十尺の怒濤は襲來し、あれよと見る瞬間幾百の群衆と共に彼等三人をも呑んで了つた。がしかし波の去つた後には奇蹟的にも二人の少女は波打際に、相抱擁したまゝ殘されてゐた。哀れな二人の少女は此處でまた母を失つたのである。而も呪ひの火は此の二人を見遁しはせな

かつた。間もなく彼等は火焰に包まれて全身は火達摩となつた。哀れ妹は母を呼び父を慕ひて聲を限りに泣き叫べども其の甲斐なく遂に悲しき燒死を遂げた。殘りし姉は狂氣の如く海上を見ては母を呼び、猛火を見ては父を想ひ、更に眼前に屍となつて横はる妹を見ては血の涙を絞り聲を限りに呼び狂ふの態、其のいぢらしさ、情けなさは譬へやうもない。火焰はまたも取殘されし姉を襲つて來たので殊勝にも今は我身も最期と覺悟したやうであつた。然るに天の惠みか救ひの手が彼女を抱いて一先づ避難の群に加はることが出來た。されど哀れ爛れし火傷は痛苦烈しく、濡れたる着衣は寒氣に凍り、苦惱極度に達して彼女も亦遂に最期は迫つたのである。彼女は乳呑兒時代に聞いた子守唄を歌ひながら健氣にも靜に妹の後を追つたとのことである。

解放の狀況と職員の行動

汐見町刑務支所は一部煉瓦造なるも大部分は木造建であつて耐火建造物ではなかつた。外塀も又一部コンクリートではあるが其の大部分は枚塀である。そして木造の渡廊下を以て裁判所へ通じてゐる。此日午後四時を過ぐる頃烈風の爲め板塀の大部分は倒壞し、續いて渡廊下も亦同樣倒潰するに至つたので當直員は直に非常警戒の任に就いた。併し支所の職員は元來少數であり殊に當日は春季皇靈祭に相當した爲め出勤服務中の者は僅に看守部長一名看守二名計三名に過ぎなかつた。從つて手が足りないので不安の度は一層であつた。旋風は刻々に加はり午後五時過ぎには三十米突以上と發表された折柄支所所在地より數町を隔つるのみなる住吉町方面から火災が起つた。發火の地點が風上であつたのと風が强いので忽ち附近に延燒し濛々たる黒煙は居房に入り、火の粉は飛散して屋上に落ち一瞬にして支所は危險の渦中に置かるゝに至つた。此時本所より應援を求むべく電話せんとしたるも時既に遲く數分時の差にて烈風の爲めに電話は不通となり全く通信機關を失つてゐたのは遺憾至極であつた。勿論電燈は點かないので居房には日

頃非常用として備へ付けのカーバイトを點け全力を擧げて警防に努めたのであるが少數なる職員の此の時の憂慮は一通りでない。當時收容者數は被告人八十七名受刑者三名計九十名而も職員は支所々在地に居住するもの僅かに五名と云ふ心細さである。支所勤務の者で本所の官舍に居住する非番職員は支所の危險を察知して旋風と吹き捲くる砂塵を冒し遠距離をも厭はず決死の覺悟を以て駈け出した。謂ふまでもなく收容者多數の尊き生命を全ふすべき重大なる職責があるからである。此時既に交通機關は全く斷たれ泥濘と暗黒と加ふるに烈風との爲め步行意に任せなかつたが、それにも拘らず勇を鼓して屈せず突進した。然るに猛火は既に市の中央部にまで延燒し來り市街は宛然火の海と化し白煙濛々砂塵は旋風に卷き上げられ火の粉は飛散して花火の如く如何とも前進する事が出事得ない。のみならず、今來し後方には早くも火が廻つてゐる狀態である。已むなく渦捲く火焰を潜つて方向を轉じ、或は泥濘に足を沒し

矯正図書館

ては轉び、或は溝に落ちては匍ひ上り、苦心慘憺逃げまどふ避難民其儘の姿で辛うじて身の安全を期し得たが豫期の行動は中絶され空しく引返すの外なかつたのは返す〳〵も殘念であつた。本所に於ては非常召集を行ひ三十數名の職員は準備萬端を整へて應援に向つたが是又中途にして引揚くるの止むなきに至つたのである。

一方支所に於ては一時全く危險の狀態にありしも風向急變して危險の域を脫する事を得たので所員は天祐を祈り雀躍して悦んだが併し颶風と猛火は遂に支所をば見遁しては呉れなかつた。夜九時に至り風向は更に一轉して函館山中腹に吹き付けた。不幸此時數町離れた民家より燃え盛れる枚戸が空中高く舞ひ上つた。と見る間に裁判所廳舍に飛び付き忽ち焰は擴つて陪審員寄宿舍に延燒し更に其の火は支所へと襲來した。此時看守部長の機敏なる行動に依つて早くも房扉を開くの準備は整へられ施錠は外されて唯、解放の機を待つのみとなつてゐた。間もなく屋根裏に火が廻つたので愈々最後の手段として時を逸せず收容者全員の解放を行つたのである。困つたことには人手の足りないのは勿論であるが旋風と猛火の爲め收容者を避難さすべき一定の場所のないことであつた。幸ひに收容者一同は極めて靜肅であつて誰れ一人騷ぎ立てる者もない。能く吏員の命に遵つて行動して呉れたことは感謝せずには居られない。それが爲め幸に一人の負傷者もなく全部無事に解放し得たのであつた。解放せられた收容者は市内に居住するもの多數であるが、既に全市猛火に包まれ家族の安否をさへ知るに由なく唯々自身の死地を脫するに夢中であつたやうである。

收容者解放後の職員は尙も必死に重要書類の搬出にかゝつたのであるが其の際收容受刑者三名は自發的にそして機敏に共助の行動をとつて呉れたのは眞に嬉しく思つた。解放された收容者は鎭火後告知を遵守して續々出頭し極めて少數の者を除く外は殆んど復歸して來たので行刑の威信を決して失墜することがなかつたのは僥倖である。此等の者は總て函館本所に收容し支所は當分の間假りに本所の一部を充てゝ事務を執ることゝし目下不便ながらも事務整理へと急ぎつゝあるのである。

◉大阪刑務所辻所長の放送
——BK婦人講座——

大阪刑務所辻所長には去る三月廿九日午後二時より JOBK婦人講座に於て「彼等の良心に聽く」なる題下に一場の講演を放送された。右は本年の紀元節に當り恩赦の大詔の渙發せらるゝあり、聖旨に副ひ奉る爲にも、廣く收容者の心情を世人に知らしめんとする所長の趣意に出でたるもので、

一、皇太子殿下御降誕當時の情景
二、紀元節に於ける情況
三、日支事變に現れた國民精神の發露

の要項に依り、具さに彼等の眞情を披瀝して世人の理解と同情に訴へられたものであつた。

海外異聞錄

◇刑務所で脫獄防止新案裝置

米國の有名な監獄シン・シン刑務所では囚人の脫獄、自殺その他刑務所內の犯罪防止を目的とする取締りを完全にするため、面會人の所持品點檢に新裝置を考案し、更に「電氣看守」ともいふべき照明燈を備へることになり、目下これがための資金を募集中であるとのこと、資金が集まり次第實施される筈であるが、先づ脫獄を防止するための「電氣看守」といふのは、從來監視塔の看守がやつてゐる仕事を照明燈で代へようといふので、これに依ると刑務所の外壁から八呎の距離までは强烈な光線で照らされることになり、若し此の光線が何者にか遮られると直ぐに警笛標がヂリ〳〵と鳴り出すものである。次に面會人の所持する短刀、ピストルその他の禁制品を見事探し出す裝置といふのは、之また電氣仕掛で、大きさは僅かタイプライター位面會室に取り附けて置けば、見事その役割を果すといふ重寶なものであると。

◇超力ボネの出現

何でも世界第一慾の米國にシカゴのカポネに更に輪をかけた稀代の大惡漢ジョン・デイリンガーの所在發見で、全米を震駭する戰爭のやうな大騷動が起つた。かれは去る三月三日の破獄以來、全國官憲必死の追跡にも拘らず、機關銃戰を三回にわたつて演じ、その間子分を糾合し資金と武器を蒐へ各地を逃げ廻つてゐたが、二十二日夜ウイスコンシン州北隅の人里離れた一軒茶屋で發見され、官憲六十名の包圍をうけた。男女九名とおぼしきデイリンガー一味は防彈着に身をかため機關銃を亂射して終夜交戰をつゞけ、夜明け前、闇に乘じて男づれだけ三臺の自動車に分乘、附近の森林を突破し惡運强く逃げおほせた。この交戰中警官三名は一味の銃彈に命を奪はれ、賊と見違へられた市民一名も射殺され、重傷者七名を出した。夜明けにいたつて官憲は催涙爆彈の總攻撃を行ひその一軒茶屋を占領しデイリンガー一味がおき去つた三人の女を捕へ、附近の要所にはすべて機關銃隊を配置し、戰鬪同樣の物々しい光景を演じた。二十三日一味とおぼしき三名の怪漢がミネソタ州セントポールの西南郊外およそ八哩の地點をホード・コーブデ南方へ疾驅するところを張込みの警官隊が認め直ちに追跡して銃彈をあびせたが、怪漢も猛烈な銃火をもつて應戰し警官隊は怪自動車を見失つてしまつた。

◇死刑囚と生体解剖

死刑囚を醫學上の生體解剖に利用することにつき、英國のサー・ロバート・ヴェーヴイス氏は、死刑を宣告された囚人に對し自由意志によつて「死を選ぶか」さもなければ「生體解剖の材料となつてその代りに生命を永らへるか」を選定せしめては如何と提唱してゐる。かくすれば死刑囚の助命にもなるし、同時に醫學上にも貢獻するだらう、といふ一石二鳥の名案だといふのである。氏は最近ロンドンで講演して曰く「勿論生體解

剖とても、場合によつては不幸遂に命を失ふが如き危險性は伴ふが、しかし若しも死刑囚中この程度の危險性を恐れるものは殆どあるまい。彼等が生體解剖を受けたとて、それで全然無罪放免になる譯ではなく、刑一等を減ずる手段とするのである」と。

◇懲役百五十年罰金二十五万ドル

かつては二十億ドルの資産を有してシカゴの實業界に君臨した「インサル王國」の主サミエル・インサル（七五）は一昨年春、州の公金費消、聯邦郵便詐欺、不法債券譯渡等の惡事暴露して全米の恨みを買ひ、昨秋妻と共に米國を脫出、地中海沿岸諸國を逃れまはり、三月三十日トルコで御用になり、貨物船で送還され五月七日ニューヨークに着いたが、全米をあげての憤怒と怨恨で、例のリンチにかゝつては、といふので古今未曾有の大警戒の中にシカゴへ護送されたが、インサルのちよろまかした公金は八千七百五十六萬一千ドル（邦貨約二億七千萬圓）で、正當の刑に處せられるとすれば懲役百五十年、罰金二十五萬ドルであると。

◇安息日の悲劇

ポーランドでは安息日たる日曜日には物を賣買することを一切禁ぜられてゐるので、時には斯んな悲劇が起る——ポーランド警官の妻が、ある日曜日に外出の歸途、何處かで食糧品を買ひ求めて來た、これを知つた夫君の警官は何處で買つたかを聞きたゞしたが、妻が自白しなかつたので細君を自分の勤めてゐる警察へ引つぱつて行つた「たとひ自分の妻であらうとも法の掟は曲げられません」と警官は毅然として申立てた。妻は五日間の拘留に處せられ、控訴したが却下されたといふ話。

◇うそつきの心を發く機械

昔から嘘言をいふ子供に舌を出してごらんなどゝ云ふ。舌に及ぼす精神作用を檢する譯でもあるまいが、そんなことでなく眞に嘘言が精神に及ぼす影響について、多年研究を續けてゐたイギリスの或る心理學者は、この程うそを吐いてもその心の眞底を見破つてしまふといふ、實に不思議な機械を發明した。そして博士の發表によると、嘘言と秘密を藏してゐる人の、その急所に觸れた場合、當人の精神には反應がみられるが、その微妙な反應を悉く記錄するのがこの機械の目的であつて、丁度大地の微細な震動をも逃すところなく記錄する地震計にも似た構造で、自動裝置の記錄面に示される反應は地震々動線とほゞ同じ形狀で現れるといふ。實驗の一例をあげると、この機械で試驗されてゐる人に向つて、たとへばその人について不審を抱いてゐる點に觸れてみると、この場合、彼が受けるショックの反應は直に記錄されるから、その反應線の表示差によつて嘘言を吐いてゐても、たちどころに暴露してしまふといふのである。

◇再婚者は懲罰に値す

米國ミズリー州スプリングフイールド市の市長ダンカン氏は、次のやうな結婚稅制度を新設した。そのいふところが振つてゐる「初婚の夫婦に對しては結婚稅を免除する、知らぬが故とはいひながら、結婚生活に入るといふだけでも充分同情に値する。だが再婚する夫婦に對しては少くとも五弗以上の結婚稅を科料する。性懲りもなく二度も結婚しようなどとの量見は充分懲罰に値す」といふ譯。

選句所感

淳男君の青嵐の句、配材の好適なる點に於て先づ第一番に心を惹いたものである。そればかりでなく、その觀方に特殊の鋭い感じを認めてよいであらう。これが第一位に推した所以である。五重の塔といふ建物はそのクラシックな色彩の感じからして氣持のよいものである。青丹の色が幾百年といはず、千年以上の風雨に曝されて、何とも云へぬ寂びた壯麗さを持ち、青銅の色はいよ〳〵蒼古の趣きを深くして、層々相重なつて高く巨軀を天に向けてゐるさまは、それだけでも勿論書趣を湛へてゐるものだが、この五重の塔のある境地が鬱蒼たる樹木を持つ寺院の境内であつて、趣きはいよいよ深いのである。そこで此の句は、此の五重の塔をかこむやうに繁る樹木が青嵐を起してゐるのである。幽邃の境に起る青嵐は思つてみるだけでも清新さを覺えるのであるが、綠の色の溶け出した如きその青嵐が五重の塔に相映える。しかし青嵐の起つてゐるのは、五重の塔の下部の方で、上の

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天　青嵐五重の塔の下にあり　長崎　淳男
地　春雨の築地に遊ぶ烏かな　旭川　角仙
人　早蕨を一つかみして土産かな　鎭南浦　春陽
秀　玉砂利に若葉の雫光り落つ　千葉　夜詩王
逸　谷の霧晴れて新樹の匂ひかな　宮崎　梅月
　ぼうたんに明るき雨のひとところ　甲府　夕雨
　野遊びのパラソル狹く寢ころびぬ　福岡　糸櫻
　門の田の月に鳴き立つ蛙かな　旭川　石亭
佳作
　梨の花白きに月を惜みけり　京城　雄心
　妻の鄕訪へば春靄の仕度かな　川越　靜子

方はその青嵐から抽き出でゝ、いかにも靜かに立つてゐるのである。そしてこゝが此の句の主眼であり中心なので、動中に靜を保つものゝその靜けさを一層深めてゐるのである。然し表現はまだ練り上つてゐない。下五は原作を一字變へてみたが、これでもまだ本當に安定は得てゐない。

□

角仙君の春雨の句も、前句と同樣、その配材の調和のおもしろさを採る。春雨といへば糸の如くに長く音もなくしと〳〵と降る。優しくまた艶めかしきものを想像させる。それで鳥といふ鳥は皆黒の如く眞黒のものであつて、およそ春雨とは調和しない色彩であるやうだが、築地といふクラシカルなものを仲介としてよく調和をとつてゐるのが感じられるのである。美しきものが互に結び合つた調和には反つて飽きが來易い。これはつまり美の飽和である。あまりに美し過ぎるのである。そこに吾々を陶醉せしめるものはあるが、生氣の躍動を感ぜしむるものはない。吾々の心を刺戟し、藝術的衝動を與へるものは、この生氣の躍動した句の方に多い。お誂向の句といふのは、つまり美しく、美しくとその調和ばかりを覗ひ過ぎて、大切な生氣の躍動を忘却したものである。丙に生氣の躍動するところのものは、おのづから清新さを感ぜしめる。たとへば若葉の靜かにして、しかも吾々に與へる清新さの如きものである。お誂向の句を排斥するのは、そこにこの清新なる生氣がなく、恰も死物の如きものだからである。この春雨の句にしても他の何かよく調和するものを配したら、この句に見るごとき清新さは得られなかつたであらう。

□

春陽君の早蕨の句、とかく袴を着けてぎこちなくなりたがる中に、これは恰も平常着のよさを持つてゐる句だ。少しも巧まざるところに眞情があり、實感があり、素朴さがある。歩いて行く道邊の春は深く、蕨はちよいちよい出てゐる。それを採るともなく採りためてそのまゝ土産にする氣分が滲りなく裏付けされてゐる。春の野の光景も思はれるし、そこを歩く氣持も分るし、土産にする心も床しい。少く云つて多くを含蓄してゐるところがある。

つきつぎに鐘つき鳴らす花の寺（吉野如意輪寺）　大阪　錦江
からたちの花や牧場の薄月夜　八王寺　覆盆子
湯上りに時鳥きく月夜かな　一關　覺治
春の夜を譫ふ女も交りけり　旭川　旭峰
星空のひろびろと蛙聞えけり　網走　湖月
耕すや兄は徴されて兵にあり　金泉橋南
多の小雨木の芽に白く殘りけり　松本　長田
温泉の町は朝から雨の若葉かな　松山　秋雨
大佛の後明るき櫻かな　大曲　刀羅象
砂丘や網干す上の陽炎へる　靜岡　靜湖
朝晴れて風の冷えたる若葉かな　福岡　棋城
くぐり戸を押せば山吹こぼれけり　福岡　松南
一山の靜かに明けし櫻かな　大曲　絲路
窓あけて吹きこむまゝや若葉風　千葉　古山
若楓風に戰げる玻璃戸かな　飯田　中洲
掃きためて花見の芥燒きにけり　大曲　月舟
枕邊に鳴く春の蚊や螯しもせず　宮崎　宏司
魚跳る池をめぐりて風薫る　名古屋　春灯
菜の花に止まる胡蝶のまぎれけり　大曲　呑洋
鯉のぼり朝風うけて大うねり　新義州　青村
鶯に若葉の谷の深さかな　青森　流螢

夜櫻の中を拔けゆく電車かな　名古屋　一心
水番の煙草火映る夜の田かな　旭川　痩松
滿開の櫻の上の花火かな　大曲　華白
草屋根を一つ殘して青葉かな　高知　春陽
夜の更けの星疎らなり鳴く蛙　青森　布砂
牛ひいて歸る野道や夕雲雀　金州　岳南
麥打に山寺の庭かりにけり　飯田　史山生
茶摘女の大籠重き夕かな　大邱　春葉
戸を繰れば風に立ち來し若葉寒　福岡　素川
人見えず窓あけてある若葉かな　福岡　麗水
岩走る水の響きや若葉山　福岡　對峯
野遊びに草屋の水を貰ひけり　福岡　琴松
古戰場そのまゝ殘る青葉かな　金澤　絲峯
山鳩の聲こもるなり朝櫻　大曲　蓮村
駒馴らす木下の道や青葉風　福岡　柿月
日の御子や國を擧げての鯉幟　小菅　法外
露あるに起きて掃きけり夏の庭　巢鴨　晴月
雨霽れし野に濡れて摘む嫁菜かな　大曲　庵茶
夜をこめて雨頻りなりほとゝぎす　大曲　大鵬
葉櫻に殘りしまゝの舞臺かな　鹿兒島　龍雲
又一人木蔭より出し茶摘かな　新義州　青塵

刑政第47巻第6号
矯正図書館

法曹會雜誌

第十二卷　第六號
昭和九年六月一日發行
定價金五拾錢

○不正競爭防止法に就いて……司法書記官　奥野健一
○有限責任會社法制の發達（一）……大阪地方裁判所判事　佐伯俊三
○白地手形論—新手形法を手懸として（二・完）……辯護士　藥師寺志光
○鐵道財團の抵當權實行と配當要求……東京地方裁判所判事　谷井辰藏
○妻の身分的地位（二・完）……前東京地方裁判所判事　宮原達郎
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答
○判例要旨　○新法令　○雜報

司法省構內　法曹會
振替口座　東京一五六七〇番

法學志林

第三十六卷　第五號
昭和九年五月一日發行

法律學における動的考察……牧野英一
□昭和九年度の開講の辭
行刑を基點として考察……正木亮
したる不定期刑
民事判例研究……末川博
□保險代理店の外交員の身元保證人の責任
□民法第五百四條の適用
人事判例研究……中川善之助
□內緣寡婦の居住權
法律における倫理と技術……牧野英一
法史瑣談……宮下嘉三郎
新刊批評及思潮概觀
□所有權の史的諸型態（大塚鄉二）
□新刊紹介　□雜誌一瞥
判例　民事二十五件　刑事二十五件　行政六件
歐文　動的法律學と世界觀（牧野英一）

東京　法政大學發行

編輯餘錄

□ 各所からの報告によれば累進處遇が案外好成績を維持して居るといふことと、特に集團散歩といふことが思ひの外有効なる敎化法として利用されて居ることが誠に嬉しい。本誌は最初前橋刑務所に於ける散歩に對する受刑者の感想錄をかかげたがその後に於ける各地の集團散歩は日に月に敎化的構成の下に實施されるやうになつた。

□ 京都の刑務所で第一級受刑者を山科別院に參詣せしめてそこで法話を聞かせたといふ話、姫路少年刑務所では發火演習をそれに基いてやつたといふ話、そしてそれらに關する受刑者の感想錄を讀むと異常なる感激と異常なる謝恩の念とにみちて居るやうだ。

□ だが、受刑者のインスピレーションといふものはとかく瞬間的であり易い。感激になれ恩謝にまひして次の優遇を待ちもうけるのが彼等の特徴だともいへる。それに迎合すると行刑敎化は敎化の域を超えてルーズになり易い。願はくば累進處遇をして彼等の安佚の好餌たらしむる勿れ。

□ 來る八月二十日からベルヌで國際刑務委員會が開かれることになつた。此の委員會では主として明年の本會議の仕度と先般問合はされた釋放された外國人の本國送還手續が打ち合されることになつて居るが、此の委員會には岡書記官が出席される等である。

□ わたくしは前號で禁煙主義入門を宣言したが幸に此のわたくしの決心はくづれぬらしい。禁煙五十日後の今日わたくしは始めて朗かな每朝を迎へるやうになつた。

昭和九年五月二十五日夜

——あき緯——

定價　一冊（稅共）　金二十五錢
　　六冊（稅共）　金一圓五十錢
　　十二冊（稅共）　金三圓

廣告料　一等一頁　金五十圓
　　二等一頁　金四十圓
　　普通一頁　金三十圓

注文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和九年六月一日印刷納本
昭和九年六月五日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人　伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人　竹田益平
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

刑政第47巻第6号

矯正図書館

47e Année N° 6 Juin 1934

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Shiono, S.— De l'industrie de la munition comme travail pénitentiaire.

Azuma, K.— De la libération conditionnelle.

Suzuki, Y.— Du système pénitentiaire du Mandchoukouo.

Mouvement des idées à l'étranger :

Bohne, Criminal policy and eugenics.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

99